

平成 16 年度

包括外部監査の結果報告書

金沢市包括外部監査人

柏 野 博 英

金沢市議会議長 南部 康 昭 様
金 沢 市 長 山 出 保 様
金沢市監査委員 近 藤 義 昭 様
金沢市監査委員 中 島 秀 雄 様
金沢市監査委員 上 田 忠 信 様
金沢市監査委員 増 江 啓 様

平成17年 3月 30日

金沢市包括外部監査人

柏 野 博 英

地方自治法第252条の27第2項に定める平成16年4月1日付け金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について地方自治法第252条の37第5項の規定により、別紙のとおり報告します。

選定した特定の事件

「公有財産（施設）の管理、取得及び処分について」

目 次

第1章 監査の概要	1
第1節 監査の種類	1
第2節 選定した特定事件	1
第3節 事件を選定した理由	1
第4節 監査の対象と要点	2
第5節 監査の実施期間	3
第6節 監査の補助者	3
第2章 監査の結果	3
第1節 公有財産管理一般（総務課）	3
第2節 入札制度（財産の取得手続き 監理課）	5
第3節 耐震診断 耐震改修	23
第4節 環境衛生施設	28
第5節 市営住宅	38
第6節 教育委員会関係施設	55
第7節 国際文化課 観光課所管の施設（一部商業振興課、緑と花の課）	68
第8節 スポーツ振興課、緑と花の課所管の施設	84
第9節 長寿福祉課所管の施設（一部緑と花の課）	89
第10節 福祉総務課所管の施設（金沢福祉用具情報プラザ）	93
第11節 生涯学習推進課所管の施設（公民館）	97
第3章 利害関係	105
第4章 参考資料	106

(注)

本報告書では、単位未満の金額は切り捨て表示しており、本報告書の表は端数処理の関係で、総数と内訳が一致しない場合がある。

第1章 監査の概要

第1節 監査の種類

地方自治法252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2節 選定した特定の事件

公有財産(施設)の管理、取得及び処分

第3節 事件を選定した理由

金沢市には、小中学校等の教育施設、体育施設、市営住宅、公民館、文化施設、観光施設福祉施設 駐車場等の多くの公共施設があり、それに加え専ら公用に資する市庁舎 窓口センターなどの公用施設をあわせると平成14年度バランスシート上では、有形固定資産(土地を除く施設)の総額は458,483百万円に達する。

平成14年度バランスシート

(単位 百万円)

借方		貸方	
[資産の部]		[負債の部]	
1. 有形固定資産	774,747	1. 固定負債	298,800
(1)総務費	29,445	(1)地方債	276,505
(2)民生費	9,283	(2)債務負担行為	0
(3)衛生費	53,301	物件の購入等	0
(4)労働費	933	債務保証又は損失補償	0
(5)農林水産業費	34,829	(3)退職給与引当金	22,295
(6)商工費	17,185		
(7)土木費	426,620	2. 流動負債	21,936
(8)消防費	6,017	(1)翌年度償還予定額	21,936
(9)教育費	190,213	(2)翌年度繰上充用金	0
(10)その他	6,924		
(うち土地)	316,264		
2. 投資等	23,985		
(1)投資及び出資金	7,681		
(2)貸付金	2,266		
(3)基金	14,038		
特定目的基金	11,225		
土地開発基金	2,813		
定額運用基金	0		
(4)退職手当組合積立金	0		
3. 流動資産	14,738		
(1)現金・預金	9,471		
財政調整基金	2,655		
減債基金	1,804		
歳計現金	5,012		
(2)未収金	5,267		
地方税	5,037		
その他	231		
		負債合計	320,736
		[正味資産の部]	
		1. 国庫支出金	94,236
		2. 都道府県支出金	23,664
		3. 一般財源等	374,834
		正味資産合計	492,734
資産合計	813,470	負債・正味資産合計	813,470

また毎年度の投資的経費のうち施設に対する投資額は、平成15年度までの10年間の平均投資額で48,749百万円であり平成15年度までの3年間は以下のように推移している。

(除く 災害復旧費) (単位 百万円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
普通建設事業費	56,392	58,583	49,694
土木用地取得費	10,442	7,208	3,668
差引施設に対する投資	45,950	51,375	46,026

また平成15年度までの過去10年間の平均補修費は1,059百万円で、平成15年度までの3年間を見ると維持補修費が抑制されている。

(単位 百万円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
維持補修費	985	936	759

このような多額の財政的支出によって設置され、維持されている施設が、有効かつ効率的に活用されているかを監査し、あわせて公有財産の取得処分のあり方を監査することは重要と認め選定した。

第4節 監査の対象と要点

市が管理する「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。そのうち公有財産とは、

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 不動産の信託の受益権

となっている。また市有財産は使用目的によって行政財産と普通財産に区別される。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

公有 財産	行政 財産	公用 財産	市が事務・事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする財産（例 庁舎、市民センター）
		公共用 財産	市民の一時的共同利用に供することを本来の目的とする財産（例 小中学校、市営住宅、体育館、図書館、公園、道路）
		普通 財産	行政財産以外の一切の財産
	物 品		市が所有する動産など（現金などを除く）（例 備品、消耗品、動物）
	債 権		金銭の給付を請求し得る権利 （例 市民税・分担金・使用料に関する債権、損害賠償請求権）
	基 金		特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる、または定額の資金を運用するために設けられるもの

今回の監査では不動産のうち建物(施設)を取り上げたが、これまでの10年間に金沢市が取得

した建物の延べ面積と主な施設は以下のとおり。

決算年度	建物延面積	主 な 内 訳		
平成7年度	1,225,448 (m ²)	駅西保健所	泉野図書館	額新町2丁目住宅
		金沢南斎場	大和町事務所	緑住宅
平成8年度	1,239,467	清泉中学校	松寺町住宅	西部衛生センター
平成9年度	1,265,805	武蔵地下駐車場	明成小学校	粟崎町住宅
平成10年度	1,266,151	松寺町住宅	金石曙住宅	金沢市立工業室内プール
平成11年度	1,293,812	粟崎町住宅	鳴和台市民体育会館	西部共同調理場
平成12年度	1,304,740	松寺町住宅	東部リサイクルプラザ	食肉検査所
平成13年度	1,318,693	粟崎町住宅	額新町住宅	中央公民館彦三館
平成14年度	1,331,630	粟崎町住宅	松寺町住宅	前田土佐守家資料館
平成15年度	1,357,862	金沢市教育プラザ 富樫	八日市住宅	北部共同調理場
平成16年度	1,398,431	戸室リサイクルプラザ	石川県金沢食肉センタ	金沢市役所美術館駐車場

今回監査の対象とした施設は主として市民の一時的共同利用に供することを本来の目的とする公共財産(小規模施設、無人施設 機械器具置場 倉庫等を除く)につき監査し、環境衛生施設等の一部公用財産に及ぶ(第4章 参考資料参照)。また資産の取得に関しては、15年度以降に工期が完了する工事につき監査した。

施設の種類としては以下に記載するとおりである。

学校・教育・保育・体育施設 公民館 市営住宅
公園施設(建物部分のみ) 文化施設・観光施設 福祉施設
環境衛生施設 その他公共施設

監査要点

今回の監査においては、施設の目的や活用状況から見た施設の有効性や効率性(地方自治法238条の2)、施設自身の取得のあり方(処分については見るべきものがなかった)、財産としての管理の状況などにつき監査した。但し施設の収入については施設の有効利用の観点から視野に入れた施設(市営住宅)がある。また個別の要点や手続きは第2章に記載している。

第5節 監査の実施期間

平成16年7月から平成17年1月まで

第6節 監査の補助者

高口 稔 早川晃治 坂下清司 塚崎俊博 窪田隆之 安藤眞弘 (以上公認会計士6名)

第2章 監査の結果

第1節 公有財産管理一般(総務課)

財産管理の概要

金沢市の財務規則によれば、市有財産は総務部長が、市長の命を受け、総括し(財務規則第190条)、各部の部長は、その所管に属する行政財産を管理するものとなっている。(同第191条)

一方普通財産は、総務部総務課長がこれを管理するものとなっているが、総務部長が特に必要があると認めるときは、当該普通財産を所管部長に管理させることができる(同第192

条)。

所管する公有財産に関する注意義務としては(同第193条)、

- (1) 公有財産の使用目的の適否
- (2) 公有財産の維持保存
- (3) 電気、ガス、給排水等の設備の良否
- (4) 土地の境界
- (5) 台帳及び附属図面と所管する公有財産との照合

公有財産取得前の処置としては、購入、交換、寄附その他により公有財産を取得するときは、あらかじめその財産について必要な調査を行い、権利の設定又は特殊の義務があるときはその所有者及び権利者に対しこれを消滅させ、またこれに関し必要な処置をさせなければならない(同第194条)。

購入、交換、建築、工作物等によって公有財産を取得したとき又は法令若しくはその他の事由によって財産が市に帰属したときは、課長はそのつど公有財産取得通知書(様式第88号)により総務課長に通知しなければならない(同第196条)。

課長は、次に掲げる財産を取得したときは、直ちに当該財産を登録しなければならない(同第199条)。この規定は、登記し、又は登録した財産が異動し、又は滅失した場合について準用する。

- (1) 土地、建物、地上権、地役権、採石権及びその他法令によって登記できる財産
- (2) 特許権、著作権、実用新案権、電話加入権、意匠権及びその他法令によって登録できる財産

課長は、前条の規定により財産を登記し、又は登録したときは、当該財産に係る登記済書又は登録済証を総務課長に提出しなければならない。総務課長は、提出された登記済書又は登録済証を保管する(同第200条)。取得した財産は、公有財産の種類及び種目の区分に従い財産台帳に記載されなければならない。(第224条 第227条)

そのほか所管換え(第221条)、所属換え(第221条の2)、用途変更(第221条の3)、異なる会計間の移管等(第221条の5)、建物の取壊し(第221条の6)などの手続きがある。

監査手続き

以上のような手続きが、正しく行なわれているかどうか、平成15年度の財産の増減及び財産台帳の正確性を財産台帳・市有財産表・各種通知文書等で確認した。

監査結果

平成15年度市有財産表と総務課財産台帳と突合した結果、公共用財産・公用財産ともすべて一致したが以下の問題点があった。

指摘事項

財産の管理上の番号である施設番号が、担当課の変更 地番や名称の変更 分類区分の変更により変わってしまい、その施設に係わる経緯がわからなくなっているものがある。

平成 12 年度のシステム導入以前の財産台帳上の購入価格や資本的支出が引き継がれずわからなくなっているものがあり早急に調べておく必要がある。

所管課から総務課への財産取得の通知もれ(遅れた通知を含む)が 9 件ある。

新築建物は担当課で登記する必要があるが、平成 15 年度取得分までは建物の新築登記をしていなかった。今後総務課は、所管課に対し速やかに登記簿謄本を添えて総務課へ通知するよう指導されたい。

意見

財産のデータをコンピュータソフトで一元的に歴史的管理をしようとするれば、所管課が変わるごとに財産管理番号を変更する現在の方式のほかに 1 物件 1 管理番号の方式を検討するべきではなからうか。

所管課から総務課への財産取得の通知もれ(遅れた通知を含む)の一覧

課名	施設名称	建物名称	所在地	建築年月日	延床面積 m ²	構造コード
緑と花	穴水町児童公園	器具庫	長土堀1丁目 151	昭和36年 7月01日	4.60	コンクリートブロック造
緑と花	笠舞第4児童公園	倉庫	笠舞本町2丁目 71	昭和42年 1月01日	5.40	コンクリートブロック造
緑と花	本多公園	管理棟	本多町3丁目 51-1	昭和44年 7月01日	33.11	コンクリートブロック造
消防総務	駅西消防署 鳴和出張所	鳴和出張所	神宮寺2丁目 156	昭和45年 2月26日	226.94	鉄筋コンクリート造 〔RC造〕
生涯学習	芳斉公民館	青少年談話室	芳斉2丁目73	昭和45年 5月01日	35.00	軽量鉄骨造 〔LGS造〕
保健推進	小動物 管理センター	畜犬センター	高柳町10の1 06-1	昭和49年 11月15日	106.56	鉄筋コンクリート造 〔R造〕
消防総務	駅西消防署	自転車置場	駅西本町1丁目 1113	昭和54年 3月01日	19.20	鉄骨造〔S造〕
緑と花	有松児童遊園	パソコン展示棟	有松4丁目15 5	昭和54年 10月31日	73.64	鉄骨造〔S造〕
緑と花	有松児童遊園	消防自動車 展示棟	有松4丁目15 5	昭和54年 10月31日	24.50	鉄骨造〔S造〕

第 2 節 入札制度(財産の取得手続き 監理課)

第 1 項 入札制度(工事)

監査の要点

施設の取得は、歴史的建造物などの場合中古物件を取得することもあるが、それ以外はほとんど建設による取得である。実際15年度に増加した施設の中で中古物件の取得によるもの

は、2件しかない。その建設に係わるコストは設計そのものに依存するが、契約手続きとしての入札制度が有効に機能するかどうかにもかかわっている。なぜなら入札制度本来の趣旨である競争原理が働けば、必然的に合理的な建設コストが達成されるものと考えられるからである。そこで契約手続きとしての入札制度の運用状態(法規性 経済性)を監査した。

監査手続き

入札制度に対する監理課への質問し、工事契約関係要綱等を参照し、平成14～15年度の工事契約の監査を実施した。

- 1 建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（H16.12.21告示）
- 2 工事契約事務取扱要領（H16.4.1改正）（別表1）（別表2.4.5）（別表3）
- 3 金沢市建設工事共同企業体取扱要綱
- 4 金沢市建設工事共同企業体事務取扱要領
- 5 金沢市建設工事請負業者等の指名停止措置要領
- 6 金沢市建設工事請負業者等の指名停止措置要領の取扱について
- 7 下水道管渠築造工事等の新規指名業者の取扱について
- 8 契約後V E 試行要領
- 9 金沢市建設工事に係る制約付き一般競争入札実施要綱（平成16年4月1日 改正）
- 10 金沢市建設工事に係る公募型指名競争入札実施要綱（平成16年4月1日改正）
- 11 金沢市入札制度評価委員会設置要綱（平成15年4月1日）
- 12 金沢市建設工事の請負契約における苦情処理に関する要綱（平成15年4月1日）
- 13 低入札価格調査実施要領（平成15年4月1日） 様式一覧
- 14 低入札価格調査マニュアル（平成15年4月1日） 様式一覧
- 15 談合情報対応マニュアル（平成15年4月1日）
- 16 金沢市契約規則（平成15年4月1日）

金沢市の入札制度の概要

金沢市の入札制度は以下の5つの柱からなっている

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 低入札価格調査制度
- (4) 最低制限価格制度
- (5) 予定価格の事前公表

(3) 低入札価格調査制度および(4)最低制限価格制度は、入札による業者間の過当競争の防止と、工事品質の低下を防止する為のものとして入札価格の下限について定めたものであり、(5)予定価格の事前公表は内部からの情報流出による不正防止と入札手続における透明性の確保を目的としている。

これまでの入札制度適正化の経緯を以下に示す

(平成15年4月1日現在)

改 善 項 目	改 善 策 の 内 容	実 施 状 況
1. 工事発注の見通し等に関する情報及び入札及び契約の過程内容並びに随意契約の相手方の選定理由の公表	適正化法に基づき250万円を超える工事を対象に、工事名、場所、期間、種別、入札時期等の発注の見通し、及び有資格者名簿、指名基準は事前に、指名業者名、指名理由、入札者名、入札金額等は事後に公表する	H13.4実施済(適正化法に基づく)
2. JV制度の運用基準の公表	適正化指針に基づき公開	H13.4実施済(適正化指針に基づく)
3. 入札及び契約の過程における苦情処理制度	適正化指針に基づき、入札及び契約の過程における苦情及び再苦情の処理制度を契約規則に明記する。	H15.4実施(適正化指針に基づく)
4. 予定価格の事前公表	130万円超の入札に付す全工事が対象	H15.4実施(提言に基づく)
5. 低入札価格調査制度	予定価格が5千万円以上の工事が対象	H15.4実施(提言に基づく)
6. 最低制限価格及び低入札価格調査制度における基準価格並びに調査結果の公表	適正化指針により事後に公表する	H13.4実施済(適正化指針に基づく)
7. 130万円超の全工事で工事費内訳書を提出させる	建設業者の積算能力向上のため、全ての工事で積算内訳書の提出を義務づける	H13.4実施済(適正化指針に基づく)
8. 業者に対する技術指導の文書化を徹底	適切かつ公正な指導を行うため全て文書化を徹底し、業者に通知する	H13.4実施済
9. 指名基準、その運用基準及び選考会の運用に関する事項の明文化	指名基準、運用基準及び選考会の運営に関する事項の明文化について検討する	・指名基準、運用基準については、H13.4 改正済み ・H15 4月金沢市工事請負業者選考会規程を契約規則に取り込む
10. 予定価格が5億円以上の工事については、制約付き一般競争入札また予定価格が1億円以上5億円未満の工事については公募	試行結果を踏まえて、H15年度から本格実施	H15.4実施(提言に基づく)
11. VE方式及び総合評価方式の導入について検討	品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、VE方式又は総合評価方式の導入の検討を行う。	現在実施に向けて検討中 (契約後VEについてはH13試行済み)
12. 指名競争入札の入札参加業者数の増加を図る	競争性の促進、入札参加機会の拡大を図るため実施する	H13.4実施済(適正化指針に基づく)・指名する業者数を概ね20%増加

13. 現場施工体制の点検の強化、点検基準の公表、施工体制把握に係る要領の策定・公表を実施し、監理技術者の専任の確認をすることにより、ペーパーカンパニー等を排除	不良・不適格業者を排除するため、現場の確認及び監理技術者等の専任状況の確認を強化する	H13.4実施済(適正化指針に基づく) 中間検査の実施回数 3回/年 4回/年に増加
14. 工事成績評定を受注者に通知するとともに公表		H13.4実施済
15. 受注者の国際標準化機構(ISO)規格の取得を促進	公共工事の品質確保に効果的なISO9000シリーズの認証取得を入札参加資格の一つとして活用しながら取得を促す	H14からISO9000シリーズの取得を公募要件とした公募型指名競争入札を実施H15・H16入札参加資格者申請からの主観評点にISO取得の項目を取り入れる
16. ダンピング受注の排除	最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適切に活用することで、ダンピング受注を排除する	H15.4から重点調査対象工事について特に慎重な調査を実施
17. 不正行為及び談合に対する指名停止期間を現行の2倍に延長するとともに、相手方の名称、期間、理由等を公表		H13.4実施済(適正化指針に基づく)
18. 不正行為の公正取引委員会の強化	談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会への通報・連絡体制の強化 あると疑うに足りる事実を認めた場合は建設業許可行政庁等に対し通知する	H13.4実施済(適正化法に基づく)
19. 捜査機関等との連携		H13.4実施済(適正化指針に基づく)
20. 談合情報に基づき談合の可能性が高い場合に再入札を実施する	情報提供者名、落札業者名、落札金額等が明らかである等談合があると疑うに足りる事実があるときは、指名替えをして再入札を実施する	H13.4実施済
21. 契約条項に談合に関する損害賠償、違約金を規定する		H14.4実施済、併せてH15.4から契約規則に明文化
22. 入札及び契約事務に関する第三者機関の設置	金沢市入札制度評価委員会の設置	H15設置予定(契約規則に明文化 H15設置済)
23. 入札・契約事務にインターネットの活用	現在、コリンズの活用や制約付き一般競争入札等の公告・掲示及び入札参加者資格申請に活用しているが、今後電子入札等全面的な活用について研究を進める	公共事業支援統合情報システム(CALS / EC(石川県版))の構築に参画し、H17からの電子入札に向けて検討中(現在H20から本格実施を目指しH17から試行予定)
24. 入札参加資格に主観点数を導入	入札参加者資格に経審の客観点数に加えて主観点数を加味する 工事成績・優良工事表彰の有無・指名停止の有無・ISOの取得状況・技術者数	H15・H16入札参加資格者申請から実施済

(注) 適正化法：公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律

適正化指針：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

提言：平成15年1月28/日入札制度改善検討委員会からの提言

監査結果1(指名競争入札制度)

金沢市の入札のH14, 15年度の工事に係る入札方法を分析すると次のとおりである。

年度	制約付 一般競争	公募型 指名競争	指名競争	計
H14	22	19	373	414
H15	15	27	335	377
計	38	46	708	791
構成比	4.7	5.8	89.5	100

(注) 予定価格250万円以上 土木工事を除く

指名競争入札と公募型指名競争入札が全体の95.3%を占めており、金沢市に於ける入札の本流は指名競争入札制度であるといえる。指名競争入札の場合、指名業者の選定が必要であり、市監理課では「工事契約事務取扱要領」第14条(指名競争入札の指名業者選択基準)により業者を選択している。

(指名基準)

第14条 指名競争入札において入札参加者を指名しようとする場合には、第12条に規定する有資格者名簿に登載した者のうち、別表第1により工事の種類別に工事の予定金額に見合う等級を有する者の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して指名しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、直近の上位又は下位の等級に属する者の中から指名することができる。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工について技術的適性
- (7) 審査基準日以降における市税納付の有無
- (8) 建設業法第3条の規定による許可の有無
- (9) 審査基準日以降において落札して契約を締結しなかった事実の有無
- (10) 申請書及び添付書類に関する虚偽の事実記載の有無
- (11) 審査基準日以降における安全管理の状況及び労働福祉の状況
- (12) 特定建設業の許可の有無

2 前項各号に掲げる事項の運用基準については、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3(第14条関係)

運用基準については次のとおりとする。ただし、特に判断を要する事項については、工事請負業者選考会で審議のうえ決定する。

指名基準運用基準

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無その他信用状況
次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

- ア 金沢市建設工事請負業者等の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であること。
- イ 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - (ア) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - (イ) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- ウ 一括下請を行ったことが明確であること。
- エ 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適切であると認められること。
- オ 会社更生法に基づく会社更正手続開始の申立てがなされ指名競争参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定であると認められること。なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。

(2) 工事成績

- ア 金沢市工事検査成績の評点要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）が一つの工事において80点以上であり、かつ、すべての工事において75点未満の工事成績がないこと、又は金沢市優良建設工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は指名回数を増加する。
- イ 一つの工事成績が70点未満である場合は指名回数を減ずる。

(3) 技術者の状況

- ア 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
- イ 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。

(4) 手持ち工事の状況

- 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて当該工事を施工する能力があると認められること。

(5) 当該工事に対する地理的条件

- 主たる営業所の所在地が当該工事場所に近接し、かつ、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実、円滑に実施できる体制が確保できると認められること。

(6) 当該工事施工についての技術的適性

- ア 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- イ 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- ウ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

(7) 審査基準日以降における市税納付の有無

- 市税を滞納しているときは、指名しないものとする。

(8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可の有無

- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可が無い場合は、指名しないものとする。

(9) 審査基準日以降において落札して契約をしなかった事実の有無

審査基準日以降において落札して契約を締結しなかった事実があった場合は、指名を制限するものとする。

(10) 申請書および添付書類に関する虚偽の事実記載の有無

申請書および添付書類に関する虚偽の事実記載が判明した場合は、指名しないものとする。

(11) 審査基準日以降における安全管理の状況および労働福祉の状況

ア 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

イ 賃金不払いに関する労働基準監督署からの通報が市長に対してあり、当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

(12) 特定建設業の許可の取得の有無

請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可を有しない者は指名しないものとする。

具体的には、監理課の担当者が所謂“短冊”といわれるシートを用いて特定の業者にかたよらず同上の基準と発注する工事との適応が図られるべく作業の上、選定され、物件によっては「金沢市工事請負業者選考会」に図り決定している。

この選考会に付託する基準は、競争入札にかかる設計額1,000万円以上の工事、測量設計及びシステム開発業務委託随意契約については設計額500万円以上)

となっており、選考会の実績としては下表のとおりである。

選考会	H13	H14	H15	H16
検討件数	844件	731件	626件	528件

(注) H16は、12月28日まで

H13～H15否決事例は各5件程度、選考会会場にて案件を修正又は事務局に一任されたケースは、議案書上現れていない。

このような指名業者決定作業は工事適格業者が多い場合には継続的安定的かつ公平な選択をするのに多くの時間を要しているが、指名入札のメリット、デメリットは次の通りである。

(1) メリット

(ア) 信用があり誠実な業者を選定できるため質の高い工事が期待できる。

(イ) 入札参加資格審査や施工監督等の事務が軽減できる。

(ウ) 次回以降も指名が受けられるよう、良質な施工を行なうとする意欲を業者に与えることができる。

(エ) 中小企業の受注機会の確保に配慮することができる。

(2) デメリット

(ア) 恣意的な運用がなされる恐れがある。

(イ) 指名により入札参加者が絞られることから、談合を誘発する可能性がある。

一方目を転じて落札率をH14～H15年度につき分析したところ次のとおりである。

年度 \ 落札率	100～96	95～91	90～86	85～81	80～76	75～71	70以下	計
H14	280	74	13	14	28	4	1	414
H15	245	89	3	6	6	28	-	377
計	525	163	16	20	34	32	1	791
%	66.6	20.6	2.0	2.5	4.3	4.0		

(注)工事に係わる入札・契約内容一覧表(予定価格2,500千円以上 土木を除く)

分析の結果、落札率90%以上での落札が発注全体の87.2%を占め、落札率96%以上では全体の2/3である66.6%となっている。

H14.4.1からH16.9.30までの監理課へ寄せられた談合情報を調べてみたところ18件の情報が電話、又はFAXがあった(全部匿名)。その後監理課の措置(具体的措置の表参照)はなされたが、内12件(67%)が予告通りの業者が落札し、落札率は1件を除きいずれも90%台でかなり高率である。さらに予告時、落札業者名を名のっていない情報が2件あるが、その落札率は97%～98%と高率である。

談合情報一覧表

3 - 1 (平成14年度)

情報月日	工事件名	入札月日	契約額(千円)	落札率	情報源	契約者	具体的措置
5/10	金沢市立小坂小学校屋内運動場改築工事(建築工事)	5/27	422,415	97.2%	匿名(電話)	予告された落札業者に同じ	
6/14	上菊橋架替工事(下部工)	6/17	174,300	94.9%	匿名(電話)	予告された落札業者に同じ	
	金沢市教育プラザ富樫(仮称)整備工事		577,500	95.0%			
7/30	卯辰山公園(仮称)健康交流センター整備工事	8/26	529,200	95.9%	匿名(ハガキ)	予告された落札業者以外の業者	
	粟崎町住宅建設工事(4期)		740,250	94.8%			
10/23	A3路線外3路線築造工事	10/25	28,560	98.8%	匿名(電話)	予告業者名なし	
	松村線外8路線築造工事	10/30	51,975	97.2%			
12/17	西金沢駅西広場整備工事	1/10	48,510	93.0%	匿名(電話)	予告された落札業者に同じ	

談合情報一覧表

3 - 2 (平成15年度)

情報月日	工事件名	入札月日	契約額(千円)	落札率	情報源	契約者	具体的措置
------	------	------	---------	-----	-----	-----	-------

5/26	金沢駅東広場シティゲート建設工事	5/26	353,850	96.8%	匿名 (FAX)	予告された落札業者と同じ	
6/16	中央通町地内道路修景整備工事(その1)補助及び単独並びに(その2)補助及び単独並びにガス管及び配水管改良工事	6/16	85,890	96.9%	個人 (手紙)	予告された落札業者と同じ	
2/12	平成15年度浅野第3ポンプ場機械設備工事(ポンプ設備)	中止			匿名 (FAX)		
2/13	平成15年度浅野第3ポンプ場電気設備工事	中止			匿名 (FAX)		
3/23	平成15年度浅野第3ポンプ場機械設備工事(ポンプ設備)	3/23	1,759,800	88.7%	匿名 (FAX)	予告された落札業者と同じ	
	平成15年度浅野第3ポンプ場機械設備工事(沈砂池設備)		756,000	94.7%		予告された落札業者以外の業者	
	平成15年度浅野第3ポンプ場電気設備工事		2,738,250	92.8%		予告された落札業者と同じ	
3/26	寺町雨水函渠築造工事(補助)及び寺町1丁目外2町地内舗装復旧工事(単独)	3/8	352,800	94.9%	団体 (FAX)	予告された落札業者と同じ	

談合情報一覧表

3 - 3 (平成16年度)

情報月日	工 事 件 名	入札月日	契約額(千円)	落札率	情報源	契 約 者	具体的措置
9/3	平成16年度臨海水質管理センター4号汚水ポンプ電気設備工事	9/3	88,200	94.2%	匿名 (FAX)	予告された落札業者と同じ	
9/22	平成16年度臨海水質管理センター4号汚水ポンプ設備工事	9/22	107,100	92.7%	匿名 (FAX)	予告された落札業者と同じ	

談合情報の具体的措置

	予定通り入札を執行		入札前入札参加者から誓約書取得
	入札延期 (同一業者により後日入札実施)		入札後入札参加者から誓約書取得
	入札中止		入札時に談合を行っていないこ

	(後日、再度公告して入札実施)		とを口頭で確認
	入札前事情聴取実施		公正取引委員会へ通知
	入札後事情聴取実施		

以上のように入札における不公正取引の防止という観点から見ると、金沢市においても予定通りの業者が落札していることや高落札率の傾向が見られる。また平成16年10月1日以降に、談合の事実を指名業者の一部が入札後に認めた談合情報も出てきた。

談合は結果として特定の業者を利する上、落札価格の高値安定等の弊害は図り知れないものがあるといわざるを得ず、談合の機会を出来るだけ排除するため次の諸点に考慮せねばならない。

- (1) 入札参加者のベースを拡大すること。
- (2) 入札参加者が誰であるのか判らないようにすること。
(業者同士の接触機会を排除する)
- (3) 指名競争入札のような官制による参入機会の排除をしないこと。
- (4) 制度設計が透明性の高いものにすること。

以上のことを考慮すれば自ずと一般競争入札(必要によっては制約付一般競争入札)に帰着する。一般競争入札による事務量の増加は電子入札制度等IT化の推進により対応可能であり、不良不適格事業者の排除は審査・監督・検査体制の強化充実等で対応し得ることであり、一番のメリットは業者同士の不必要な接触を排除し透明性がより高まることと考えられる。指名競争入札の指名選考等の時間は審査・検査のより充実に振向けられる可能性がある。

指摘事項

金沢市の入札の90%以上が指名競争入札となっているが、予定通りの業者が落札していることや高落札率の傾向が存在し、談合を認めた業者も出てきた(平成16年10月1日以降)。不公正競争の防止、公正競争にもとづく合理的価格の形成のため、電子入札とセットにした制約付一般競争入札を原則とすべきである。

監査結果2(低入札価格調査制度)

金沢市契約規則第15条で「最低制限価格制度」を定め又第14条に於いて「低入札価格調査制度」を定めている。これは、業者間の過当競争の防止と工物品質の低下を防止する為のものとして入札価格の下限について定めたものである。

最低制限価格は、予定価格の10分の7.5以上とされ、又低入札価格調査基準価格は、予定価格の10分の8.5を超えず、かつ3分の2を下らない範囲内でその都度定めるとしているが、予定価格5,000万円以上の入札についてのみ、低入札価格調査制度導入の下、低入札価格調査を前提に調査基準価格以下でも調査の上適正施工が確保できると判断したときは落札者を決定し、予定価格5,000万円未満では最低制限価格を予定価格の75%で画一的に足切りしている。

下表に示す過去の低価格調査事例によれば、いずれも異常に低い入札価格に該当する理由有りとして否決した例はなく、その落札率も予定価格の75%以下が6件中4件あった。提出された理由書中施工可能としている理由は、一部特殊事情があるとはいえ、競争優位そのものと考えられる。従って低入札価格調査制度の趣旨の徹底を図るためには予定価格5,000万円

未満の足切りをすることに合理的な理由がない。監査人が考えるに低価格が問題なのではなく、落札価格が過当競争といえるほど低いかどうか、その受注によって落札業者が財務的に問題が生じ施工に影響を及ぼさないかどうかであり、より競争的な価格提示をしたこと自体は入札制度が求めるところであると考えられる。

低価格調査事例

入札 年月日	工 事 件 名	価 格				低価格の 理由
		予定価格	基準価格	落札価格	/	
16.2.9	H15年度大桑町地内(73工区) (20-2工区)及び(20-3工区)管 渠築造工事その他工事	千円 63,325	千円 48,825	千円 38,745	% 61	注
15.10.1	H15年度湊1丁目地内(30工区) 及び(11-11)管渠築造工事	81,165	60,375	49,350	61	注
15.9.19	H15年度松村4丁目地内(9-9工 区)管渠築造工事並びに松村 第二土地区画整理地内中圧ガ ス管内工事	110,628	86,835	76,545	69	注
15.8.12	湯涌地区上水道整備事業東荒 屋配水池築造工事	98,805	83,895	76,650	78	注
16.2.9	金沢駅東広場情報発信機器設 置工事	197,400	167,790	155,085	79	注
15.10.15	大乘寺丘陵総合公園整備工事 (その1)他	141,960	110,397	89,460	63	注

提出された理由(概略ポイントのみ)

注

1. 本社・倉庫・資材置場が現場に近いことにより、共通仮設費を削減可能。
自社所有の機械のみでほぼ施工が可能である。
2. 現在、元請手持ち工事がないため、一部工種を除き、自社社員での直轄工事施工が可能であるため、労務費の大幅削減可能。その他現場管理費的な部分についても外注に頼らず、社員全員で取り組むことにより経費削減可能。
3. 材料・骨材等の資材購入において変更要素が少ないため、一括納入ができコスト低廉化につなげている。また取引している資材納入業者には、過去より現金決済している関係上、信頼度が高く、特別に安価での提供を得ることが可能である。

注

1. 当社は、当該工事に関し、推進用止水器・揺動用埋設ケーシングの製作を自社で行える県内唯一の専門会社であり、推進工事の工事実績も豊富。
2. 下水道工事に伴う資材を経営資源として常備。設備機械のほとんどを自社で賄っている。また、現在の手持ち工事のほとんどが竣工間近である関係上、必要な設備機材をすべて本工事に投入可能。
3. 必要とされる有資格者を直接雇用し、労務費をコスト削減。また、自社協力会を組織

して外注工事を発注するため、下請費用を削減可能。

4. 一般管理費は年間施工高ベースで考えているため、本工事は極力抑えた形で計上しています。

注（注 〇 に掲げられたものは省略）

1. 公募型競争入札であるために、競争相手の価格競争が全く予測できない中、受注に対し強いモチベーションで臨んだ結果、低価格な積算となる。
- 2 工事費の算出方法は、積算基準とは全く異なった考え方をしている。
直接工事費において、設計額に対する見積り金額は約80%と比較的高いため、標準的な施工が可能と判断できる。
3. 工事現場内に自社所有地があるという地理的条件を最大限に活かし費用を削減。
また、工事日程が短縮され労務費等の削減が可能。

注（注 〇 に掲げられたものは省略）

- 1 直接工事費は、設計金額と比較しても大きな差はなく（設計金額との比較94.46%）、経費に関しても施工時期や現場との距離の近さ、自社の労務者及び重機等の活用、専属協力会社の協力により施工可能

注（注 〇 に掲げられたものは省略）

- 1 北陸（石川県）の顔である金沢市での納入実績（大型映像）を作る為。

注（注 〇 に掲げられたもの以外の理由なし）

一方最低制限価格を定めた入札において、落札価格が最低制限価格に張り付いている例が多数見られる。（例えば、平成15年度建築工事において10件（最低制限価格と同額で入札した業者数 1入札当り平均2.8社 最大7社））

これらの事実から以下の如く考える

意見

入札において公正な競争により合理的な価格形成が行なわれるためには、低入札価格調査制度の趣旨の徹底を図るため調査価格を一律予定価格 5,000 万円未満で足切りすることなく、工事の種類、応募者のランクによっては、下げるべきである。また最低制限価格制度においても、最低制限価格の下限を工事の種類に応じ、75%以下に下げるべきである。

第2項 工事入札後の監督・検査

監査要点及び監査手続き

地方自治法234条の2には、契約の適正な履行を確保し、給付の完了等を確認するためするため、必要な監督又は検査をしなければならぬとされており、金沢市の契約規則において、監督員（第36条）検査員（第37条）の一般的職務が定められている。

平成14～15年度に完了した工事の中から一部抽出し・中間検査調書・工事検査調書・現場代理人・主任（監理）技術者選任届等を閲覧し経営事項審査で届けられた技術者名簿等との関連を確認監査した。

参考 監督員（金沢市契約規則第36条）

- 1 監督員は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該請負契約の履行

に必要な細部設計、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査するものとする。

- 2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。
- 3 前2項に規定するものの外、工事の請負契約に係る監督員は、別に定める基準に基づき適正な施工体制を確保するために必要な職務を行うものとする。

監査結果

落札者は、金沢市と契約し工事の施工に着手することとなるが、受注業者は建設業法の外種々の法令契約に基づく遵守義務が発生する。その中に

- (1) 「主任技術者または監理技術者」の届出（工事契約約款第10条1項2号）
- (2) 一括受注又は一括下請の禁止（工事契約約款第6条）

があり工事に関して責任施工体制を義務付けている。

今回いくつかの工事の施工体制の中に

- (1) 「主任技術者」が社外の者へ委託に出しているもの、又は工事期間だけの短期雇用者を届出しているもの（注1）
- (2) 本店所在地と届けられたところに拠点がなく別なところに賃貸上の拠点があるもの1社

の事実があった。一括下請（俗に「丸投げ」）といわれるもののチェック方法として「監督員の中間検査」等で確認が行なわれているが契約時や工事執行時にさらなる審査・監督・検査体制の強化を図る必要がある。

（注1）

建設業法第26条1項では建設業者は主任技術者（専任の技術者（建設業法第7条第二号）直接かつ恒常的雇用関係を有するもの）を置くものとされているが、下表は恒常的な雇用実態と認められない例である。

工 事 件 名	契約額 (千円)	工 期	届出主任技術者の雇用形態	備 考
準用河川牛殺川改修工事に伴う農道橋架替工事(下部工)	52,900	14/10.3 ゝ 15/2.28	委 託	委託期間 14/10.10～15/3.28
H14年度松村3丁目地内(11工区)管渠築造工事	47,000	14/8.26 ゝ 15/1.31	工期期間	
H14年度松村3丁目地内(10-8工区)管渠築造工事	31,097	14/10.4 ゝ 15/2.7	14/10.1～15/2.28	下請業者の紹介による
西部緑道園路等基盤整備工事(その1-1)	26,174	14/9.25 ゝ 15/3.28	14/9.21～15/3.31	

指摘事項

いくつかの工事の施工体制の中に

- (1) 「主任技術者」が社外の者へ委託に出しているもの、又は工事期間だけの短期雇用者を届出しているもの
- (2) 本店所在地と届けられたところに拠点がなく別なところに賃貸上の拠点があるもの

があった。一括下請(俗に「丸投げ」といわれるもののチェック方法として「監督員の中間検査」等で確認が行なわれているが契約時や工事執行時のチェック体制の強化を図る必要がある。

第3項 入札制度(業務委託)

監査要点

出来上がった施設の維持管理のために多くの業務委託が行なわれている。これら業務委託の契約に係わる入札や随契が適正に行なわれているかどうかは、施設の維持管理費用の効率性を考える上で重要なポイントである。

平成14年度の包括外部監査において指摘した委託業務の長期継続落札案件(H13以前)につき、その後平成16年6月11日付けで以下の措置(金沢市監査公表第19号 抜粋)が公表された。

措置通知があった日 平成16年5月6日

措置を講じた部局等 行政改革推進課 総務課 財政課 監理課 会計課 企業総務課

措置の内容

- 1 同一案件同一業者継続落札について

平成16年4月1日付け監理課長通知「平成16年度物品契約・建物維持管理業務委託事務について」で、平成16年度から契約金額の大きな委託業務(予定価格2千万円以上)には、原則、制約付き一般競争入札を導入することとした。

また、指名競争入札を行う場合であっても、可能な限り指名業者の一部入れ替え等を実施し、指名業者の固定化防止と競争性の確保に努めていく。

その中でH16年4月1日付監理課長通知「平成16年度物品契約・建物維持管理業務委託事務について」を発し、外部監査人の監査結果を踏まえ予定価格2千万円以上の大型委託業務について原則、制約付き一般競争入札を導入することとした。

各案件のその後の改善状況および措置の実施状況を確認し、委託業務の契約における入札制度を検討した。

監査手続き

平成14年度の包括外部監査において指摘した委託業務の長期継続落札案件の平成16年度までの落札業者を調査するとともに、業者の変更のないものにつき入札の状況を調べた。

監査結果

平成15年度以降の契約手続き改正内容は以下のとおり

時 期	改 正 事 項
-----	---------

平成15年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・指名業者数の拡大 概ね2割程度拡大 ・建物等維持管理業務について、制約付一般競争入札を実施 対象業務 予定価格4千万円以上の業務 ・樹木等維持管理業務について、業者のランク付け、ランク別発注を実施
平成16年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等維持管理業務について、制約付一般競争入札対象業務の拡大 予定価格4千万円以上 2千万円以上 ・不調随契の原則廃止 ・各課契約業務の一部について業者選考業務を監理課に移管 システム開発業務 人材派遣業務 ホームページ作成業務 データ入力業務 会場設営業務 レンタカー等借上業務 冊子企画・製作・印刷業務 マイクロフィルム作成業務 O A 機器等賃借業務 基本計画作成等各種コンサル業務 ・履行状況評価の試行 対象業務 清掃業務および樹木等維持管理業務 ・随意契約ガイドラインの作成 各課契約にかかる随意契約理由の厳格化を図る。

入札で業者を決めている委託業務のうち平成14年度包括外部監査で指摘した、平成13年度までの長期継続同一業者落札案件160件のうち、H13～H16年度も同一業者である件数は132件82.5%に達している。

課	案件 合計	H13～H16 同一案件	割合%	H13～H16同一案件 のうち建物等の維 持管理案件
総務課	8	8	100	8
観光課	2	2	100	1
農林基盤整備課	6	4	67	4
市民課	6	6	100	6
保健衛生課	2	2	100	0
こども福祉課	2	2	100	1
駅西福祉保健センター	2	2	100	2
障害福祉課	1	0	0	0
環境総務課	14	9	64	6
生活道路整備課	14	14	100	0
河川課	5	4	80	0
緑と花の課	51	42	82	0
市立病院	6	6	100	2
生涯学習課	3	3	100	2
玉川図書館	4	3	75	3
泉野図書館	2	2	100	2
市立工業高等学校	1	1	100	1
教育総務課	16	12	75	12
議会総務課	1	1	100	0
企業総務課	3	2	67	2
水処理課	8	5	63	5
ガス課	1	1	100	1
上水・発電課(発電)	1	1	100	1
上水・発電課(上水)	1	0	0	0
合計	160	132	83	59

同上の入札は原則指名入札制度で行っていて、指名業者の指名の入替は随時行っているが、前年落札業者は引続き問題がない限り指名業者に選定されている。入札状況を検討するに入札内容、結果の処理につき特に指摘するところは発見されないものの次の点で同一業者による継続落札と高落札率の傾向が依然として残っている。

1) 82.5%の同一業者が引き続き長期に落札業者となっていること。

このような案件を委託業務の種類別に区分すると下表のようである。

課	清掃	公園 樹木	機器 運転	設備保守 点検測定	その他	合計
総務課	4	1		3		8
観光課	1				1(交通整理)	2
農林基盤整備課			4			4
市民課	3	3				6
保健衛生課	1	1				2

課	清掃	公園 樹木	機器 運転	設備保守 点検測定	その他	合計
こども福祉課	1		1			2
駅西福祉保健センター	1		1			2
障害福祉課						0
環境総務課	5	1		3		9
生活道路整備課	8			5	1(警備)	14
河川課	2			2		4
緑と花の課		42				42
私立病院	1			5		6
生涯学習課	3					3
玉川図書館	1			2		3
泉野図書館	1			1		2
市立工業高等学校	1					1
教育総務課	8			4		12
議会総務課					1(広報誌)	1
企業総務課	1			1		2
水処理課	1	1		3		5
ガス課				1		1
上水・発電課(発電)				1		1
上水・発電課(上水)						0
合計	43	49	6	31	3	132

2) 当該落札業者が予定価格の100%近い落札額で落札していることもあること。

委託業務名	(A) 予定価格	(B) 落札価格	(B)/(A)	備考
野田山墓地旧墓地参道 清掃管理	千円 2,510	千円 2,500	% 99.6	H16年度分 H13より同じ
奥卯辰山墓地公園管理	7,420	7,400	99.7	" "
企業局庁舎清掃	6,620	6,580	99.4	" "
一般廃棄物処理運搬	5,204	5,102	98.4	" "
調整池管理	4,030	3,950	98.0	" "

3) 金沢市立病院の清掃業務の如く従来落札していた業者が指名停止処分を受け、入札の結果、違った業者に変更となったため、設計額の低下以上に契約額が低下した事実があり競争原理が働いたと思われる。

年度 委託業務	H15			H16			減少額	
	受託者名	委託額	設計額	受託者名	委託額	設計額	委託額	設計額
市立病院清掃業務	A社	千円 54,086	千円 54,546	B社	千円 52,146	千円 53,782	千円 1,940	千円 764

さらに長期継続同一業者落札に関する措置として平成16年度より予定価格2千万円以上の大型委託業務について原則制約付一般競争入札を導入することとしたので、その実施状況及びその効果等について検討した。予定価格2000万円以上の入札は11件ありその内容は以下のとおりである。

	H15契約額	H16の落札状況
幹線市道清掃業務	56,910	指摘案件 H16も同一業者
金沢市立病院清掃業務	40,740	指摘案件 H16業者変更
市庁舎清掃業務	37,275	指摘案件 H16も同一業者
駅西福祉保健センター庁舎清掃業務	23,383	指摘案件 H16も同一業者
市庁舎警備 駐車場管理 当直補助	61,099	変更追加仕様による新規入札
駅西福祉保健センター 設備機器運転及び保守管理	25,725	指摘案件 H16も同一業者
金沢駅西広場警備	39,900	指摘案件 H16も同一業者
中央卸売市場警備	25,284	過年度業者変更
金沢市立病院設備機器運転及び保守管理	44,100	指摘案件 H16も同一業者
(平成15年度より制約付き一般競争入札に移行しているその年度に価格は低下しているが、業者は同一であった)		
戸室リサイクルプラザ維持管理	59,535	新規入札

11件のうち長期継続落札案件は7件である。そのうち、印4件につき制約付き一般競争入札となっても引き続きこれまでと同一の業者であるが、価格の低下が見られた。

H16年度は予算が厳しい折柄一部作業内容の設計変更はあったことによる価格の低下もあるが、それなりの入札方法の改革による効果は挙っていると認められた。今後業務委託についても、原則制約付一般競争入札とし、「制約」の条件についても、業務の性質内容をよく検討し必要最小限度にとどめることは勿論である。しかし、制約付一般競争入札でも同一業者がそのまま落札している(長期継続落札案件の85%(6/7))ことから、電子入札とセットでなければならないと考えられる。

委託業務名	委託料			備考
	H16	H15	差引	
市庁舎清掃業務	38,555	40,598	2,042	内仕様変更による減 1,500千円有
幹線市道清掃業務	44,152	56,910	12,758	内仕様変更による減 2,937千円有
駅西広場警備	39,322	39,900	578	H17年度より指定管理者制度

駅西福祉保健センター 庁舎清掃業務	23,383	22,504	121
----------------------	--------	--------	-----

(注) いずれの契約もH16年度については、H16/4～5月特定随契(前年の業者)、15/6～16/3制約付一般競争入札に移行している。

このような諸点に鑑みて次のことが指摘される。

- 1) 委託業務についても工事同様、電子入札化をすすめ「指名競争入札」から「一般競争又は制約付一般競争入札」へと移行すること。「制約」の条件も多く付することは業務の性質内容をよく検討し必要最小限度にとどめること。
- 2) 入札にもかかわらず、同一業者が長期に落札業者になっている場合には、地方自治法施行令第167条17の長期継続契約(5年程度)としての「一般競争又は制約付一般競争入札」に付すること

指摘事項

委託業務についても工事同様、電子入札化をすすめ指名競争入札から制約付一般競争入札へ移行すること。入札にもかかわらず、同一業者が長期に落札業者になっている場合には、地方自治法施行令第167条17の長期継続契約(5年程度)としての制約付一般競争入札に付すること

第3節 耐震診断 耐震改修

監査要点

建築物の地震の被害の傾向は現行の耐震基準(昭和56年6月施行)以前に建築された建築物に多くの被害がみられ、それ以降に建築された建築物の被害が軽かったことから、現行の耐震基準はおおむね妥当であると考えられ、(建設省建築震災調査委員会中間報告(平成7年7月28日)による。)旧の耐震基準で設計・建築された建築物に対し、積極的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行って地震に強い建築物にすることが大切な生命・財産を守ることとなり、安全なまちづくりにつながる。

このため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が平成7年12月25日に施行された。

この法律は、地震による建築物の倒壊等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としている。

特定建築物の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保するよう耐震診断や耐震改修に努めることが求められている。

特定建築物とは現行の耐震基準に適合しない建築物(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)のうち、特定用途に使用されるもので、階数が3以上かつ床面積が、1,000㎡以上の建築物をいいます。また、その中でも不特定多数の人が利用する床面積の合計2,000㎡以上のものについては、市が必要な指示をすることができると定められている。

耐震改修促進法の対象は民間の建築物ではあるが、旧基準建物はもっとも新しいもので、約23年が経過し、耐震改修促進法が施行されて約10年が経過する今日、指示を出す市自身の建物がどのような現況にあるのか調査した。

金沢市の主要施設の数は

新基準建物 1113

旧基準建物 803(内30年を経過する建物 363)

となっており、旧基準建物につき耐震診断がなされ耐震補強がなされているかどうか監査することは、施設の保全や利用者の安全のためにも重要と考え実施した。なおこの調査は当初の監査計画に定めていたもので中越地震を意識してなされたものではない。

監査の結果、耐震診断の遅れは、かなりの施設に上ることが判明したが、地震を契機として一気に平成16年度の補正予算を計上し診断が行なわれることとなった。

監査手続き

市民参画課防災安全対策室と協力し施設の耐震診断及び改修状況をアンケート調査した。

監査結果

旧耐震基準で作られた建物803件(市有財産台帳ベース)を床面積別に診断改修状況を確認した。診断後に改修が終了しているものは24.6%に過ぎなく耐震診断もすんでいないものが55.1%あった。

平成 16 年 3 月 31 日現在

延べ面積等(m ²)	診断 未実施	改修工事 未実施	改修 工事済	その他	件数
2,000 ~	29	35	18	0	82
1,000 ~ 2,000	56	42	54	0	152
200 ~ 1,000	96	56	96	0	248
200m ² 未満の非木造2F以上	37	10	17	0	64
200m ² 未満のその他	225	10	13	9(注2)	257
合計	443	153	198	9	803

(注) 1、上記項目は総務省消防庁による調査基準準用

2、台帳上にはあったが、実際には取り壊しその他で存在しない物

そのうち指定避難所(拠点避難場所を含む)に指定されている建物の状況は下表のとおりで指定されている建物393件のうち地震の避難場所として耐震補強がすんだものは、22.9%しかなく耐震診断もすんでいないものが44.5%あった。

避難場所指定建物

平成 16 年 3 月 31 日現在

延べ面積等(m ²)	診断 未実施	改修工事 未実施	改修工事 済	その他	件数
2,000 ~	23	29	9	0	61
1,000 ~ 2,000	24	39	33	0	96
200 ~ 1,000	50	46	36	0	132
200m ² 未満の非木造2F以上	26	8	5	0	39
200m ² 未満のその他	52	5	7	1	65
合計	175	127	90	1	393

さらにその中で30年を経過する建物の状況を示す。

30年経過 避難場所指定建物

平成16年3月31日現在

延べ面積等(㎡)	診断未実施	改修工事未実施	改修工事済	その他	件数
2,000 ~	13	11	2	0	26
1,000 ~ 2,000	15	21	8	0	44
200 ~ 1,000	25	32	2	0	59
200㎡未満の非木造2F以上	9	6	2	0	17
200㎡未満のその他	18	6	2	0	26
合計	80	76	16	0	172

(注)昭和49年3月31日以前に建築したもの

30年経過・避難場所指定建物のうち2000㎡以上の建物で診断がすんでいない施設あるいは改修がすんでいない施設は下記のとおりである(但し診断は長町研修館を除いて平成17年3月31日までに完了した)。

診断未済		
課名	施設名称	延床面積
教育総務	弥生小学校	3,584.00
生涯学習推進	長町研修館	2,726.84
教育総務	兼六中学校	3,454.00
教育総務	新豎町小学校	3,084.00
教育総務	緑小学校	3,071.00
教育総務	小坂小学校	2,100.00
教育総務	中央小学校芳齋分校	2,009.00
教育総務	紫錦台中学校	2,270.00
教育総務	米丸小学校	2,285.00
教育総務	富樫小学校	3,145.00
教育総務	大野町小学校	2,827.00
教育総務	三馬小学校	2,966.00
教育総務	紫錦台中学校	2,709.00

改修工事未済		
課名	施設名称	延床面積
教育総務	小立野小学校	2,377.00
教育総務	材木町小学校	2,026.00
教育総務	城南中学校	2,619.00
教育総務	泉中学校	3,881.00
教育総務	泉中学校	2,834.00
市立工	市立工業高等学校	4,775.00
市立工	市立工業高等学校	2,592.00
教育総務	額中学校	2,181.00

美大	美術工芸大学	9,080.63
美大	美術工芸大学	3,779.57
教育総務	南小立野小学校	2,837.00

この調査に基づいて、その後各課へ旧基準建物の今後の耐震改修につきアンケート調査したところ、依然として耐震診断や補強を急がない施設が19施設ある。

課名	施設名称	診断実施	診断未実施の場合、その理由及び実施予定時期 工事未実施の場合、その理由及び実施予定時期
スポーツ振興課	城西市民体育館	済	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所 年次計画により順次改修工事実施予定
	城南市民体育館	済	
	森本市民体育館	済	
	西部市民体育会館	済	
	西部市民憩いの家	済	
農林総務課	湯涌農村環境改善センター	未済	市による指定避難所となっていない(地域防災計画において)建築後29年経過し、仮に改修工事が必要となった場合、地元負担を伴うため、耐震診断の実施時期は未定
環境総務課	西部クリーンセンター(管理棟)	未済	平成16年度より西部クリーンセンターの建替に着手しており、診断及び改修工事については実施しない予定。
	西部クリーンセンター(工場棟)	未済	
	西部クリーンセンター(トラックスケール棟)	未済	
美大事務局	美術工芸大学 本館棟・体育館棟 (昭和47年建築)	済	診断結果による補強計画では、事業費が過大であり、建築後32年経過し、金沢市新基本計画において改築を含めたキャンパス整備を掲げているため工事未実施。 避難所指定あり
生涯学習推進課	中央公民館	済	観光会館の機能強化に併せ工事実施予定 避難所指定なし
	夕日寺公民館	済	避難所指定はあるが、移転計画があるため工事未実施、実施時期未定
	長町研修館	未済	建設年次より耐震構造でないことが明らかなため診断未実施、実施時期未定
市営住宅課 (公営住宅)	小立野住宅		現在建替え工事中、平成20年除却予定

	緑住宅棟別内訳 A1,2,3,4,5,6 D1,2,3,4,5,6,7,8,9,10 E1,2,3 F1,2,3,4,5,6,7 G1,2,3,4,5,6,7 H1,2,3,4	済	平成8、9年にH1, D9, G3棟の耐震診断を実施した。他の住棟も構造・建築年次・階数等が同じか近いものは、診断上同等と判断している。平成17年度から、市の技術アドバイザーにも意見を求め、施工方法等を検討し18年度から順次、改修工事に着手する予定である。
	平和町改良住宅	未済	
	笠舞住宅		現在建替え工事中、平成20年除却予定
こども福祉課	城北児童会館	未済	避難場所指定をうけていなかったため、その都度修繕が優先され耐震工事が後回しとなった。平成18年度実施予定
	千坂児童館	未済	公民館併設でなく、避難場所指定をうけていなかったため、平成17年度診断予定。工事はその後。

学校施設耐震診断・工事履歴(第4章 参考資料 参照)に見られるように平成14年以前の耐震診断は大規模改修を行なおうとする学校につき、耐震については改修前後の補強結果がわかるようにという意味で診断が行なわれ、診断によって学校施設全体の補強方針を決めていこうとするものでもなかった。明治以降の金沢の地震の少なさのためか、各地の地震も教訓にならず、長い間旧耐震基準の建物であって、補強すべきとわかっているにもかかわらず診断すら行なわれていなかった。このような考え方は各課に共通のものである。

特に学校の場合、小中学校は義務教育であり、子供の親にとって安全な学校を選ぶことはできないものであるから、各学校で平等な取り扱いをしていくべきものであると考える。これまでは耐震診断による各学校建物の耐震工事が必要な箇所と改修工事の概算予算の把握を行わないままに、学校の古さを主たる基準とした優先順位で大規模改修工事がなされ、各学校全般にわたる安全への配慮にかけていた。

しかし平成16年度には耐震診断を補正予算を計上して終了させることになり、学校以外の各課においても同様であるが、先ほどの表に示すとおり、建替え工事中の2施設を除き、依然として耐震診断を急がない施設が8施設、診断は済んでいるが補強を急がない施設が9施設ある。

指摘事項

小中学校の改修に当り、これまでは古さを主たる基準とした優先順位で大規模改修工事がなされていたが、耐震対策の基本となる耐震診断が全校一律に同時期になされていなかった。耐震診断の結果に基づく優先順位の決定と工事執行を行うべきである。(一部耐震診断がなされていたが、平成16年度補正予算により耐震診断を前倒して実施し、全校の耐震診断が終了した。)

意見

住民が避難してくる建物で、耐震工事ができていない建物は、補強が済むまでの間、避難場所としての指定が妥当か否か、また住民にいかに対応するかを検討し地域防災計画の策定に際し盛り込む必要があるのではないかと

また住民が避難してくる可能性が少なく、施設の職員等が避難する建物である場合には、補強が済むまでの間どのような避難体制をとれば安全なのか検討し、ルール化し周知する必要がある。(金沢美大 環境総務課)

さらに市営住宅は、旧基準建物棟に住む住民に対する周知と避難誘導體制を検討しておく必要がある。(市営住宅課)

第4節 環境衛生施設

第1項 環境衛生施設の概要

施設の種類とごみ処理の方法

金沢市の環境衛生施設(ごみ処理施設)は、大きくごみ収集管理施設、焼却処理施設、資源化施設及び最終処分施設(埋立場)に区分される。

金沢市環境衛生施設一覧

施設区分	施設名
収集管理センター	西部管理センター
	東部管理センター
焼却工場	西部クリーンセンター
	東部クリーンセンター
リサイクルプラザ	西部リサイクルプラザ
	東部リサイクルプラザ
	戸室リサイクルプラザ
埋立処分場	戸室新保埋立場
し尿処理場	西部衛生センター

金沢市におけるごみの処理方法は次のとおりである。

- ア.燃やすごみは東部クリーンセンター及び西部クリーンセンターで全量焼却処理している。
- イ.資源ごみ及び水銀含有ごみを除く粗大ごみ・不燃物は、戸室リサイクルプラザで破碎、選別し、破碎可燃物は焼却処分、破碎不燃物は埋立処分している。また、鉄類は逆有償品目として、業者委託処分としている。
- ウ.家庭系資源ごみのうち、金属缶及びガラスびん(カレット)は回収業者に売却し、その他の金属類は逆有償品目として、業者委託処分としている。
- エ.有害廃棄物として別途回収している水銀含有ごみは、収集後一時保管のうえ、(社)全国都市清掃会議の指定する処理センターへ処理を委託している。

ごみの収集管理施設

金沢市は市内のごみを迅速かつ効率的に収集するため、市域を東西に2分し、それぞれを管轄する西部管理センター、東部管理センターを置いている。ここでは、86台の収集車輛と222名の収集職員を配置しており、収集作業を遅滞無く行う為収集車輛の計画的な配車を実施している。なお、ごみの収集作業は直営で行っており、収集車輛の購入に当たっては衛生面や収集職員の安全面を考慮し、機械車を積極的に導入、現在では、全収集車両の内87%が機械車となっている。

収集管理センター

名称	西部管理センター	東部管理センター
所在地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台359番地
竣工年月日	昭和57年(改築)	平成3年2月
敷地面積	10,008㎡	7,431㎡
延床面積	3,620㎡	4,340㎡

建設費	551,327千円	661,466千円
-----	-----------	-----------

ごみの収集

金沢市のごみ収集は平成9年4月の容器包装リサイクル法の施行に伴い、分別収集の徹底と、ごみの資源化を推進する為、半透明ごみ袋の導入、排出指導・禁止シールによるルール違反ごみの指導、資源化推進モデル地区の設置と地区数の拡大、市民への説明会、早朝収集の見直し等を実施してきた。平成11年度からは、収集体制の変更を行い、可燃ごみを週2回、埋立てごみ・金属類を月1回、ペットボトル・缶を月2回、びんを月1回それぞれステーション方式で資源回収している。また平成13年度からは容器包装プラスチックを月2回収集している。なお平成15年7月からは粗大ごみの一部を有料戸別収集に変更し、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を推進している。以下の表はごみの区分と資源ごみの回収開始経過を示している。

ごみの区分

ごみ	普通ごみ	燃やすごみ	
	粗大ごみ 不燃物	埋立場ゆきごみ 資源ごみ(注1)	資源回収を除く粗大ごみ・不燃物 あきびん(無色、茶色、その他) 金属類(全体の約80%以上) 空き缶 水銀含有ごみ(乾電池、蛍光灯等) フロン回収製品(除湿機) ペットボトル・容器包装プラスチック
		有料戸別収集	粗大ごみ(中型、大型) 多量ごみ(引越しごみ等)

(注1)資源ごみ回収の実施経過

開始年度	1.8 ビン	金属類	あきびん	ペットボトル	容器包装プラスチック
平成2年			全市域回収		
平成8年	酒販店 店頭回収				
平成9年				モデル回収	
平成10年				モデル回収	
平成11年		空き缶その他 に分類		全市域回収	
平成12年					モデル回収
平成13年					全市域回収

ごみステーション

ごみステーションは各町会やアパート、マンションの管理人等が自主的に設置・管理することになっており、その設置基準はおおむね、普通ごみ15世帯に1箇所、粗大ごみ・不燃物及び資源回収は50世帯で1箇所である。平成16年4月1日現在普通ごみ8458箇所、粗大ごみ・不燃物3103箇所、資源回収2849箇所のステーションが設置されている。

焼却処理施設（中間処理施設）

金沢市のごみ中間処理施設として、西部・東部クリーンセンターの2つのごみ焼却施設がある。昭和55年10月から西部クリーンセンター（公称処理能力350t/日）が、また、平成3年4月から東部クリーンセンター（公称処理能力250t/日）が稼動しており、燃やすごみの全量焼却をおこなっている。ごみ焼却施設におけるごみの流れは、まず収集されたごみは計量後、プラットホームからごみピットに投入され、ごみピット内のごみはクレーンでホッパーへ投入され、供給フィーダーで定量的に焼却炉（ストーカ式）に送られる。そして焼却炉に送られたごみはストーカ炉で完全燃焼して灰となる。これは西部も東部も同じ流れである。

また、両クリーンセンターとも公害防止設備の設置により無公害工場としているほか、コンピュータ導入による運転制御の完全自動化を図っている。さらにエネルギー面では、ごみ焼却時に廃熱ボイラーから発生する蒸気により自家発電を行い、工場内及び隣接施設の電力をまかなうほか、余剰電力は北陸電力株式会社に送電をおこなっている。更に両クリーンセンターとも蒸気を利用して、温水プールなどに熱源を供給している。

西部クリーンセンターの特殊事情として平成8年度より、隣接する下水道終末処理施設（西部水質管理センター）からパイプ輸送される下水汚泥の混焼（ごみと一緒に燃やす）を開始し、1日当たり35tを焼却（公称処理能力350tの内数）し企業局の下水道事業の終末処理の一旦を担っている。

ごみ焼却施設（クリーンセンター）

名称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター	
現在地	金沢市東力町	金沢市鳴和台	
竣工	昭和55年9月	平成3年3月	
敷地面積	10,548m ²	18,029m ²	
延床面積	9,680m ²	9,988m ²	
建設費	4,801,015千円	7,309,627千円	
焼却炉	型式	タクマ式 全連続燃焼式ストーカ炉	三菱マルチン式 全連続燃焼式ストーカ炉
	公称能力	350t/日	250t/日
	基数	175t/日*2基	125t/日*2基
余熱利用	廃熱ボイラーから発生する蒸気を自家発電（1,600kw）など場内利用のほか場外の体育施設等へ供給する	廃熱ボイラーから発生する蒸気を自家発電（3,000kw）など場内利用のほか場外の体育施設等へ供給する	

(注)「環境部清掃事業概要」より

最終処分施設（埋立場）

金沢市は市内から発生する廃棄物及びその処理残渣を最終的に埋立て処分する為、戸室新保埋立場を設置している。戸室新保埋立場は平成6年から埋立期間15年の計画で、市中心部から東南の方向へ約11kmの山間部にある、戸室新保及び清水町地内に建設された最終処分場である。施設は準好気性埋立構造でシート遮水工法を採用しゴミ3mに対し50cmの覆土を行うサンドイッチ方式による埋立を行っている。また、埋立場からの浸出液については、処理能力3000m³/日の浸出液処理施設を整備し、活性炭吸着までを行う高度処理を実施して

いる。

最終処分場はごみを自然へ還元するプロセスであり、必要不可欠な施設であるが、金沢市でも、その確保は容易ではなく現在の埋立場の埋立ごみの安全性に配慮しながら、延命化に努めることは喫緊の課題となっている。このままで推移すれば、平成23年には現在の戸室新保埋立場での埋立が完了するので、新規埋立場を確保しなければならなくなる。このため金沢市は、搬入事前申請制度により、廃棄物の搬入適正化を実施しているほか、可動式ごみ破碎機の導入などにより、ごみの減容化による埋立場の延命に努めているが、社会情勢等を考慮すると次期最終処分地施設の確保はますます難しくなる事が予想されるので、収集・運搬、中間処理、減量化・資源化等を併せた総合的な延命化対策が必要となっている。

リサイクル処理施設

循環型社会の形成に向け、資源有効利用促進法を始めとして、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など様々な法整備がなされてきているが、金沢市においても、容器包装リサイクル法に対応するため、市内で収集した缶の機械選別・圧縮及びペットボトルの選別・圧縮梱包を行うとともに、処理された缶、ペットボトルの圧縮成型品及び3色のカレットを再生事業者へ引き渡すまでの一時保管を行う施設として、西部リサイクルプラザ、東部リサイクルプラザが平成11年からそれぞれ稼働している。

さらに、粗大ごみ・不燃物の破碎・選別及び容器包装プラスチックの選別・圧縮梱包を行うとともに、市民のリサイクル活動の拠点として戸室リサイクルプラザが平成15年7月から稼働した。

リサイクルプラザ一覧

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ	戸室リサイクルプラザ
竣工年月	平成11年2月	平成11年6月	平成15年6月
処理能力	12 t /5h	12 t /5h	91 t /日
処理対象	缶 ペットボトル	缶 ペットボトル	粗大ごみ 埋立ごみ 容器包装プラスチック
建設費	1,102,601千円	1,290,365千円	6,176,820千円

金沢市ごみ処理基本計画施策体系によれば戸室リサイクルプラザは、ごみの資源化・減量化のための資源化施設の整備施策として位置づけられている。すなわち、破碎・選別施設、その他プラスチック容器の減容施設であるとともに、リサイクル活動の拠点ともなっている施設である。また、戸室リサイクルプラザ・プラザ棟はパレットをイメージした特徴のある建物となっており、屋上には、太陽光電池パネルと太陽熱給湯システムが設置されていて、棟内の消費電力と給湯の一部をまかなうなど、循環型社会の形成に向けて普及啓発を行う為のリサイクル活動や環境学習の機能を備えており、楽しく学ぶ事ができる施設となっている。

第2項 監査手続きおよび監査要点

金沢市環境部発行の環境部清掃事業概要から、廃棄物処理の沿革と課題、組織及び人員、予算及び処理原価、ごみ処理施設の種類・配置・概要を把握し、収集管理センター、焼却工場、リサイクルプラザ、埋立て処分場等を視察し、設備の利用状況を調査し施設が有効かつ効率的に活用されているか監査した。平成15年度に完成した施設、戸室リサイクルプラザに

については、当該施設の契約手続きについても監査した。

第3項 監査結果

監査の結果、以下の点を除いては、問題はなかった。

クリーンセンター

東部クリーンセンターの設備規模

東部クリーンセンター要整備規模を算定した時の考え方は、「ごみの少ない時期（月によって変動があるため）に、他のクリーンセンターのオーバーホールを実施するものとして、他のクリーンセンターで1炉停止している時でも、残りの1炉と新しいクリーンセンターで処理可能な規模とする。」ということであった。

この考え方で算定すると東部クリーンセンターの焼却規模は1炉当り125t/日（公称能力）となった。この要整備規模算定の考え方によると、オーバーホール時以外、即ち東西クリーンセンターで4炉が稼働している時は処理能力的にはかなり余裕が生じることになる。

平成15年度では、運転停止日を除く実稼働1日当り496t、公称能力565t/日（東部125×2炉、西部157.5×2炉）の88%の使用状態である。運転日数からいえば1炉当りのオーバーホール等に必要な日数55日をのぞいて稼働可能日数310日に対し平成15年度では302日と97.4%の使用状態となった。

（参考 計算プロセス）

$$2H \times (\text{稼働率}) = [(\text{計画年間平均処理量}) \times (\text{月変動係数最小から2番目})]$$

$$- [(\text{西部クリーンセンター1炉分の処理能力}) \times (\text{稼働率})]$$

ただし、H：東部クリーンセンター1炉当りの規模

〈条件設定〉

・計画目標年次：平成9年（昭和72年度）

・計画年間平均処理量：436.3t/日

・月変動係数（最少から2番目）：0.90

・炉型式及び炉数：全連続燃焼式焼却炉2炉

・西部クリーンセンター（既存施設）1炉分の処理能力：156.8t/日

（西部クリーンセンターの当時の処理能力は1炉当り165t/日であるが、精密機能検査より、能力ダウン5%を見込んでいる。当時の西部クリーンセンターにおいては、1炉当り25t/日の下水汚泥を乾燥して10t/日として焼却炉へ投入し、ごみと混焼することから1炉当りの処理能力をごみ165t/日、汚泥10t/日と設定していた。現在は、汚泥の乾燥をしないため、ごみ150t/日、汚泥25t/日としている。）

・稼働率（全連続燃焼式）：0.96

〈規模算定〉

$$2H \times 0.96 = (436.3\text{t/日} \times 0.90) - (156.8\text{t/日} \times 0.96)$$

$$2H = (392.7\text{t/日} - 150.5) \div 0.96$$

$$= 242.2\text{t/日} \div 0.96$$

$$= 252.3\text{t/日} \quad 250\text{t/日}$$

$$H = 125\text{t/日}$$

ごみ質による施設設備の余裕について

さらに東部クリーンセンターの施設設備の設計においては、各設備の機能と特性等に応じて施設、設備の保全のため、以下のように概ね20～30%の余裕を持たせている。

- ・焼却炉 25% (良好な燃焼状態 火格子燃焼率350kg/m²・hを実現するのに必要な火格子面積の公称能力で使った場合の設備上の余裕)
- ・灰押出機 67% (トラブル発生による埋火時の灰出しを考慮)
- ・ボイラ給水ポンプ 30%
- ・高圧復水器 20%
- ・排ガス処理装置 (集じん装置) 30%
- ・誘引送風機 30% (ガス量) 20% (風圧)
- ・煙道 30%
- ・予備ボイラ 20%

またこの余裕はごみの質によっても影響されない(高カロリーのごみは比重が軽くなるので処理重量ベースで見れば、中立である)

従って金沢市のクリーンセンター全体として合計4炉の焼却炉があるが、焼却炉の使用状態には次の特徴がある

- ・東部も西部も運転可能日数が余り休止日数が多い(全体で3%)
- ・1日の処理量も設備の公称能力からみて余裕がある(12%)
- ・設備自体の設計思想から見て、公称能力までは使える

ただし西部クリーンセンターにおいては、平成4～6年度の基幹的施設の改良工事において、高カロリーごみ対応ということで、炉内水噴霧装置を設置しており、当初設計時の最高ごみ質2,100 kcal/kgを超えてもある程度の対応は可能となっているが、はっきりしたデータがないので西部クリーンセンターは設備上の余裕は考慮していない。

各クリーンセンターの稼働状況

平成10年度以降の各クリーンセンターのごみ焼却量を検証した。

クリーンセンター	西部クリーンセンター			東部クリーンセンター		
	1号炉	2号炉	西部計	1号炉	2号炉	東部計
H10	32,929	43,569	76,498	35,453	33,228	68,681
H11	38,677	42,439	81,116	35,108	34,519	69,627
H12	37,196	33,107	70,303	39,521	39,333	78,854
H13	41,921	36,889	78,810	32,944	33,304	66,248
H14	40,564	42,976	83,540	32,287	36,471	68,758
H15	39,669	39,666	79,335	35,915	34,497	70,412
累計	230,956	238,646	469,602	211,228	211,352	422,580
年間平均			78,267			70,430

東西クリーンセンターの平成15年度の稼働状況は下記のとおりとなっており、ごみの焼却量は公称能力に対し、83.3%(西部平均) 93.4%(東部平均)となっていて、西部の方が炉の能力に対し余裕のある稼働をしている。

平成15年稼働状況

	西部クリーンセンター		東部クリーンセンター		計
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
稼働日数	301	304	303	300	1208
停止日数	65	62	63	66	256
焼却量(t/日)	131.9	130.4	118.5	115	495.8
公称能力に対する割合(%)	83.7	82.8	94.8	92	87.8

(注)西部クリーンセンターの公称能力は下水汚泥処理量17.5tを控除した157.5tとしている

また焼却炉の停止理由はオーバーホール、オーバーホール事前点検、年末年始の休炉、ごみ量調整の為の停止、故障等である。平成10年度以降の6年間を調べると、西部クリーンセンターの稼働日数は東部クリーンセンターよりも169日少なかったが、西部クリーンセンターの大規模改修終了後には、大きな違いはない。

現在両クリーンセンターともに各焼却炉の年間稼働日数は290日から300日の間で推移している。これは、各焼却炉の事前点検及び定期修繕工事（オーバーホール）のために、75日から65日間運転を停止しなければならないという理由によるものである。平成16年度の運転予定表によれば、東部クリーンセンター1号炉297日、2号炉292日西部クリーンセンター1号炉298日、2号炉292日と稼働日数は両クリーンセンターともに300日を割り込んでいる。

しかし、事前点検やオーバーホールに要する必要平均日数は、監査人が調査したところ立上げ立下げに必要な日数を考慮しても、1炉当り55日(各センター各炉共通修理10日・各炉修理30日・事前点検10日・正月休日5日)あればよいことが判明した。

西部クリーンセンターの下水汚泥の焼却

西部クリーンセンターでは、企業局からの下水汚泥を1日当り17.5t混焼している。下水汚泥はごみと比較して発熱量が低く、ポンプで圧送されてくる形状からもストーカー炉では、安定な焼却が難しいと考えられる。ごみの発熱量が高かった時期には減温効果もあったということであるが、ごみの発熱量が低下傾向にあり、ごみに比し相対的に炉内の焼却温度を下げる効果がある現状では、下水汚泥の焼却は、ごみ焼却炉にとっては歓迎できないものである。

設備維持管理

次に両クリーンセンターの設備維持管理に掛かる固定的なコストについて最近3年間のものを調査した。

西部クリーンセンター設備維持管理業務別費用集計表 (単位 千円)

費目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計	平均
定期修繕費	88,778	105,788	67,741	262,307	87,436
一般修繕費	16,663	31,445	19,017	67,125	22,375
保守点検委託費	78,524	61,395	55,637	195,556	65,185
機械部品費	14,362	14,431	11,503	40,296	13,432
電気部品費	4049	3855	3498	11,402	3,801
合計	202,376	216,914	157,396	576,686	192,229

東部クリーンセンター設備維持管理業務別費用集計表 (単位 千円)

費目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	累計	平均
定期修繕費	122,172	117,107	112,298	351,577	117,192
一般修繕費	8,439	2,979	8,952	20,370	6,790
保守点検委託費	39,096	39,655	35,477	114,228	38,076
機械部品費	6,216	8,563	5,845	20,624	6,875
電気部品費	2673	2826	2700	8,199	2,733
合計	178,596	171,130	165,272	514,998	171,666

以上のように、設備の維持管理コストは、西部クリーンセンターは年間約192百万円、東部クリーンセンターは年間約172百万円と西部クリーンセンターのほうが年間約20百万円高い。

各クリーンセンターのエネルギーリサイクル

次にごみ焼却によって発生するエネルギーの利用状況(エネルギーリサイクル)の観点からクリーンセンターの効率性は下表のとおり。

西部・東部クリーンセンター平成15年度エネルギー利用状況

		西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
	稼働日数(日)	605	603
	ごみ焼却量(t)	79,365	70,412
1	使用蒸気量(t)	137,374	145,860
2	発電電力量(kwh)	11,341,481	19,377,060
3	発電効率(2/1)	83	133
4	使用単価(円/kwh)(注1)	9.16	8.99
5	使用量(kwh)	8,450,081	7,369,044
6	使用料金(4*5)	77,402,742	66,247,706
7	売電単価(円)	5.40	6.35
8	売電量(kwh)	2,891,400	12,008,016
9	売電料金(7*8)	15,613,560	76,250,902

(注1)北陸電力の買電単価

ごみ焼却エネルギーの有効利用の観点からも東部クリーンセンターの方が、蒸気発生効率、発電効率ともに西部クリーンセンターよりも高く、ごみ1t当たりの電力エネルギーへのリサイクル効率を金額で換算すると、西部が1172円に対して東部は2023円と851円高かった。

意見

- ・ 炉の特徴を生かしより効率的な運転計画をたて維持管理費の削減に努めること
- ・ 効率の良い東部クリーンセンターを最大限活用すること
- ・ 東部クリーンセンターの焼却量を年間平均で公称能力の100%まで使うこと
- ・ 現状、稼働率において東部より低いにもかかわらず維持管理費の高い西部クリーンセンターの休止期間を可能な限り長くし、東部クリーンセンターの運転休止日数をオーバーホール等のために必要な最低限の日数にとどめること。
- ・ これによって東部の発電能力が最大限生かせる
- ・ 下水汚泥については、現在は専用施設(城北水質管理センター)があり、その施設の拡充によって機能分離を果たすべきである。しかも下水汚泥焼却施設は、下水道料金からまかなえるものであり企業局の収益事業の資産でもある。

戸室リサイクルプラザ

戸室リサイクルプラザは、ごみの資源化・減量化のための資源化施設で、粗大ごみ、埋立ごみ、容器包装プラスチックその他を処理対象として処理能力は91t/日、建物はプラザ棟、処理棟、ストックヤード棟から構成されている。

処理棟は平成15年7月より稼働しているが、平成15年度全体で、処理棟への搬入実績は10,998t、稼働日数194日となっており、処理棟の稼働率としては62%/日となっている。

処理棟の中でも、容器包装プラスチック（レジ袋、ポリ袋類、発泡スチロール容器、プラスチック容器、ラップ類、カップ類、ボトル類、チューブ類、その他）を破袋機から、容器包装プラスチック圧縮梱包機へ送るに際して、食品残渣の問題のために、リサイクルできないものは一部不燃ごみの貯留ピットへ落とさなければならず、マンパワーに依存した手選別ラインが設置されている。

プラザ棟の研修室

この施設の利用状況について質問したところ、プラザ棟研修室の利用者は必ず環境情報コーナー等を見学する事になっており、研修室利用状況については下記であるとの回答を得た。

期間:平成15年7月～平成16年3月

営業日数: 230日

見学者: 159団体5,323人

研修室利用者: 4団体約400人

見学者については、竣工当初ということもあり、かなりの人数が訪問しているが、研修室に関しては9ヶ月で4団体というのはいかにも少ない。(平成16年度は増加傾向にある)

理由のひとつと考えられるのが交通アクセスである。土・日曜日、祝日について医王山スポーツセンター行きバス路線からの経路延長もされているが、運行台数は1日2往復便のみであるため利用者が少ない状況であり、平日にはバスの運行はない。

循環型社会の形成には市民の協力と積極的な参画が不可欠である。これまで市民の協力によりごみ減量化・資源化が進み、埋立ごみ量も減少してきているが、このままのごみ量で推移すると平成23年度には現在の戸室新保埋立場が満杯となると予測されている。そのような埋立場の状況を見学し、戸室リサイクルプラザ処理棟での破碎・圧縮作業工程を見学した後、ごみ減量化・資源化についてさらに理解を深めるために、市民や団体（小学生4クラス同時研修可能）が研修できる施設という主旨は理解できるが、街中から車で30分以上かかる場所にあるため環境問題に関する団体利用は少なく、周知すべき市民のいる町とリサイクル施設はかけ離れており、リサイクル施設として見学の対象であっても、研修に使いやすい地理的条件にある施設ではない(もともとそのことを目的としていない)。

出来上がった施設は有効に活用しなければならないが、すでに分別収集が行き届いている金沢市において、周知のための研修がそれほど多いとは考えられず、学校等でもビデオ研修などは可能であり、見学の後の休憩場所は必要であっても必要最小限の研修施設で良かったのではないかとと思われる。

指摘事項

戸室リサイクルプラザ研修室の利用が低調である。戸室新保埋立場の状況を見学し、戸室リサイクルプラザ処理棟での破碎・圧縮作業工程を見学した後、ごみ減量化・資源化についてさらに理解を深めるために、市民や団体（小学生4クラス同時研修可能）が研修できる施設という主旨は理解できるが、街中から車で30分以上かかる場所にあるため環境問題に関する団体利用は少なく、周知すべき市民のいる町トリサイクル施設はかけ離れており、処理棟は、リサイクル施設として見学の対象であっても、プラザ棟は研修に使いやすい地理的条件にある施設ではない

出来上がった施設は有効に活用しなければならないが、すでに分別収集が行き届いている金沢市において、周知のための研修がそれほど多いとは考えられず、学校等でもビデオ研修などは可能であり、見学の後の休憩場所は必要であっても必要最小限の研修施設で良かったのではないと思われる。

プラザ棟の浴室

プラザ棟2階には浴室がありプラザ棟屋根のソーラーシステムからの熱エネルギーを利用している。浴室の利用対象者はリサイクルプラザ利用者・見学者及び隣接のスポーツ広場利用者である。

浴室の利用実績については不明であるが、一部「常連さん」と呼ばれる人を除き利用率は低いと推測され、冬季の利用者がいない事もあって、金沢市の広報(いいネット)によれば、11月28日より冬季はお休みとなっている。太陽熱給湯システムの有効利用のためにも、処理棟作業員用浴室への給湯を考えてはどうか。

なぜなら上述の処理棟・手選別ラインは洗浄されていない容器包装プラスチックや、生ごみの混入で臭気が発生する環境である。

意見

戸室リサイクルプラザ浴室は利用が特定の人に限られ利用が低調である。浴室への太陽熱給湯システムの有効利用のためにも、処理棟作業員用浴室への給湯を考えてはどうか。

プラザ棟展示設計施工の委託契約

戸室リサイクルプラザ建設に関する各工事について、工事物件ごとに仕様書、工事設計書契約書、検収書等を閲覧して、法規性の観点から監査をおこなった。

工事別事業費落札率一覧

工事区分		契約額	契約種別	落札率	
本工事	処理棟建設工事	4,599,000,000	入札	95%	
	プラザ棟	建築工事	756,000,000	入札	97%
		電気設備工事	92,373,750	入札	97%
		給排水衛生設備工事	95,132,100	入札	96%
		空調換気設備工事	55,597,500	入札	67%
		昇降機設備工事	37,800,000	入札	95%
		展示設備施工	112,245,000	随契	
		プラザ棟建設工事合計	1,149,148,350		
	ストックヤード棟	建築工事	216,300,000	入札	95%
設備工事		21,420,000	入札	100%	

		ストックヤード等 建設工事合計	237,720,000		
		本工事費合計	5,985,868,350		
付 工 事		太陽光発電システム設置工事	100,826,250	入札	97%
		太陽熱発電システム設置工事	39,267,900	入札	96%
		付帯工事費合計	140,094,150		
		戸室リサイクルプラザ建設工事費合計	6,125,962,500		

戸室リサイクルプラザのプラザ棟展示設計施工委託は、契約手続きに問題がある。戸室リサイクルプラザのプラザ棟展示の方法について、金沢市がアイデアを展示設計プロポーザルという形で、提案の報酬は200千円(採用者は無償)、全体事業費120,000千円程度として募集した(平成13年12月21日 プロポーザル資料作成業務委託仕様書)。

提案は外部のまちづくり専門員が1名、環境部に所属する職員5名からなる審議会によって、審議され選考され、その業者に設計及び施工を随意契約した。

随意契約理由書によれば、「平成13年12月21日に実施した戸室リサイクルプラザ・プラザ棟展示設計プロポーザルの審査において、最もふさわしい業者として採用され、また、戸室リサイクルプラザ建設工事プラザ棟展示設備工事実施設計業務委託を受託し、誠実に履行したので、上記業者と随意契約するものである」と記載されている。

アイデアの対価は20万円であり、事業費のほとんどが、設計費と工事費である。

随意契約した理由を「契約の目的が、デザインの作成や基本計画の立案等の高度な技術又は専門的な技術を要求される業務の為、プロポーザル方式やコンペ方式により決定されたもの以外に委託できない場合」(随意契約のガイドライン(監理課))に当たるとしているが、審査会の審議経過は、展示のアイデアについてであり、設計や工事に関する高度なあるいは専門的な技術の選考ではなかった。

そもそも発注の単位をアイデアの募集・設計を1つの契約とし、施工を別途入札し、コスト低減可能な発注をすべきであった。

また展示プロポーザルの募集は、高度な技術提案型の大型工事等と違い、アイデア及び基本設計の募集と施工を含めた事業費見積りでの提案の募集に近いものであり、募集に当たって先に事業費を公表するのは、同じアイデアでも、事業費をほぼ使い切ったアイデア提案になるのは必定で、同じアイデアを低コストで実現する入札による合理的な価格形成を阻害する。

(参考 実際の提案結果)

提案会社	A社	B社	C社	D社	E社
概算事業費(千円)	119,905	119,112	119,982	119,992	119,490

指摘事項

戸室リサイクルプラザ棟の展示設計プロポーザルの募集に当たって、事業費を公表するべきではなかった。今後は発注の単位をアイデアの募集・設計を1つの契約とし、施工を別途入札し、コスト低減可能な発注をすべきである。

第5節 市営住宅

監査要点

市営住宅は原則として公営住宅法に基づいて建設、運営、管理が行なわれており、公営住宅法では、その目的が以下のように定められている。

公営住宅法

第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

これを受けて金沢市では金沢市住宅条例を定め、ここに市営住宅の設置及び管理について必要な事項を定めている。

このように市営住宅は、国と地方公共団体が協力して低額所得者に対して低額の家賃で住宅を供給するものであるが、その仕組みは、建設費についてはその2分の1を国が地方公共団体に対し補助し、家賃についても近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額の2分の1を国が地方公共団体に補助するようになっている（公営住宅法17条）。そして残りを地方公共団体が負担することにより、住宅利用者の負担の軽減を図る仕組みとなっている。

このような低所得者に対する住宅供給の仕組みが有効に機能するためには、市営住宅の財産を、有効かつ効率的に使う必要があると思われ監査した。

なお金沢市は市営住宅として、公営住宅法による公営住宅（管理戸数3,459）、住宅地区改良法による改良住宅（管理戸数50）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特定公共賃貸住宅（管理戸数9）の3種類の住宅を管理している。このうち、監査の対象としては、主に公営住宅法による公営住宅について行なっている。

住宅地区改良法

第1条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

第1条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

監査手続き

入居手続について

平成16年2月募集分の申込書ファイルの全件を対象とし、申込手続過程で作成または入手される各種の書類（申込書、収入計算書、所得証明、住民票、税調査同意書など）の書類を閲覧し、その内容について検討した。また、入居者については、入居手続過程で作成または入手される書類（入居決定通知、請書、保証人所得証明、保証人印鑑証明、保証人戸籍謄本、入居者台帳、敷金納付記録）を全件閲覧した。また、平成16年9月1日の公開抽選会に立会を行ない、その状況を視察した。以上の手続きにより市営住宅の有効活用の前提として、入るべき人が入居しているかどうか確認した。

家賃決定について

平成16年度の円光寺住宅（入居戸数78戸）を対象とし、収入申告書、所得証明、収入調査票、収入認定通知書出力表、住宅使用料収入原簿を閲覧、突合した。また、家賃減免者については、減免申請書、減免決定通知書も閲覧、突合した。なお、家賃については金沢市住宅条例第14条及び公営住宅法施行令第2条に基づいて正しく計算されているか、減免額につい

ては金沢市営住宅の家賃の減免および徴収猶予取扱要綱に基づいて正しく計算されているかを試査により検証した。以上の手続きにより市営住宅の有効活用の前提として、入るべき人の家賃の決定が正しく行なわれているかどうか確認した。

収入超過者、高額所得者

平成15年度の高額所得者のリストを入手し、高額所得認定者の所得計算資料、明渡請求手続書類の閲覧、および最終顛末に関する質問を行なった。また、抽出した団地（小立野、笠舞、若草、平和町、円光寺）について収入調査票を全件チェックし、他に高額所得者がいないことを検証した。

修繕工事ほか

臨時緊急修繕、定期修繕とも平成15年度の歳出予算差引簿より対象工事を無作為抽出し、保存されている所定の書類をすべて閲覧した。また、定期修繕については平成14年～18年の修繕年次計画表から対象工事を無作為抽出し、保存されている所定の書類をすべて閲覧した。さらに、定期修繕については同一団地内で実施前と実施後の場所があるところを選択し、現地を視察することによりその修繕の必要性を検討した。

市営住宅の概要

(1)市営住宅の設置状況

市営住宅の設置状況について建築年度別に見ると、昭和51年以前に建設された住宅が全部で76棟あり、全棟数の4割強を占めている。また、緑住宅が管理戸数1,342戸であり、全体の38%を占める大団地となっている。

(平成16年8月1日現在)

住宅名	棟数	構造	建設年度	管理戸数	入居戸数
市営住宅 小立野	2	簡易耐火構造 中層耐火構造	S27 S25	30	17
笠舞	1	中層耐火構造	S25	21	18
若草町	1	中層耐火構造	H7	16	16
円光寺	7	簡易耐火構造 中層耐火構造	S33 S61、62、H5	86	78
上荒屋	27	簡易耐火構造 中層耐火構造	S40、41 S58～64	302	260
金石曙	10	中層耐火構造	H2、4、5、7、9	180	174
額新町	15	中層耐火構造	S39、40、64、H3、4、6、12	271	233
松寺町	7	中層耐火構造	H7、9、11、13	162	156
光が丘	17	中層耐火構造	S41～44、H3、6	263	240
粟崎町	12	中層耐火構造	H8、10、12、13、16	270	266
緑	43	簡易耐火構造 中層耐火構造 高層耐火構造	S45、47 S45～49、H6 S51	1,342	1,221
平和町	1	中層耐火構造	H14	19	19
大桑町	29	中層耐火構造	S53～55	351	342
河原市町	4	中層耐火構造	S57、H2	64	60

金石新本町	3	中層耐火構造	S63	50	49
八日市	1	中層耐火構造	H14	32	32
改良住宅平和町	1	中層耐火構造	S46	50	49
特定公共賃貸住宅 芳斉町	1	中層耐火構造	H13, 14	9	7
計	182			3,518	3,237

(2) 県営住宅の設置状況

石川県が管理運営している県営住宅は、金沢市内に平成16年8月1日現在、26住宅(管理戸数3,274戸)あり、平和町、円光寺、額及び光が丘住宅は、隣接する市営住宅と一体となった団地を形成している。

(平成16年8月1日現在)

団地名	管理戸数	団地名	管理戸数
自由ヶ丘	48	諸江	121
泉野	15	額浦野森	64
平和町	899	新神田	139
円光寺町	82	古府	60
鳴和	102	末	87
若草	22	寺中	124
額	169	米泉	88
光が丘	162	泉本町	91
額新保	90	金石	27
三十刈	132	矢木	84
三十刈南	132	畝田	162
大桑	238	けやき	100
本江	24	法島	12
		計	3,274

(3) 募集の状況

平成14年度第1回から16年度第3回までの募集実績をみると、応募倍率は、14年度5.6倍、15年度5.6倍、16年度4.8倍(第3回まで)という水準で推移している。

(注) は新築住宅

年度	募集区分	入居日	募集戸数	応募総数	倍率
14	第1回	4月1日	45	213	4.7
	第2回	7月1日	37	250	6.8
	第3回	10月1日	41	219	5.3
	第4回	2月1日	50	203	4.1
	平和町住宅	10月1日	2	7	3.5
	八日市住宅	2月1日	32	267	8.3
	計		207	1,159	5.6
15	第1回	4月1日	53	253	4.8

	第2回	7月1日	32	194	6.1
	第3回	10月1日	35	271	7.7
	第4回	1月1日	40	173	4.3
	計		160	891	5.6
16	第1回	4月1日	42	202	4.8
	栗崎町住宅	5月1日	50	180	3.6
	第2回	7月1日	49	273	5.6
	第3回	10月1日	51	275	5.4
	計		192	930	4.8

(4)入居状況

平成16年8月1日現在の入居総戸数は、3,237戸であり、管理戸数3,518戸に対する入居率は92%となっている。空家住宅のうち、建替等が予定され新規募集を行っていない、いわゆる政策空家が121戸(小立野、笠舞、円光寺、上荒屋、額新町、光が丘住宅など)あり、これを除く実空家は160戸である。その内訳は、緑団地の中耐65戸、高耐35戸(一部改善工事中)が大半を占めている。

(平成16年8月1日現在)

住宅名	管理戸数	入居戸数	空家数	政策空家数	実空家数
小立野(中耐) 1	22	12	10	10	0
小立野(簡二) 1	8	5	3	3	0
笠舞 1	21	18	3	3	0
若草町	16	16	0	0	0
円光寺(中耐)	78	77	1	0	1
円光寺(簡平) 1	8	1	7	7	0
上荒屋(中耐)	258	246	12	0	12
上荒屋(簡平) 1	44	14	30	30	0
金石曙	180	174	6	0	6
額新町 2	271	233	38	32	6
松寺町	162	156	6	0	6
光が丘 2	263	240	23	14	9
栗崎町	270	266	4	0	4
緑(中耐) 2	798	715	83	18	65
緑(高耐)	532	497	35	0	35
緑(簡二) 1	12	9	3	3	0
平和町	19	19	0	0	0
大桑町	351	342	9	0	9
河原市町	64	60	4	0	4
金石新本町	50	49	1	0	1
八日市	32	32	0	0	0
平和町(改) 1	50	49	1	1	0
芳齋(特)	9	7	2	0	2
合計	3,518	3,237	281	121	160

(注) 1は募集停止、2は一部募集停止。このうち小立野(中耐)の1棟22戸と笠舞1棟21戸は平成16年～19年に新設60戸の田上住宅に建替移転が予定されている。また、額新町の1棟21戸は平成19年～20年に建替し24戸となることが予定されている。

監査結果

(1)入居手続

募集から入居までの事務手続の流れは、次のとおりである。

- ・ 入居者の公募(条例第4条) 年4回、金沢市広報、いいねっと金沢、市庁舎等に掲示
- ・ 入居の申込み(条例第8条) 入居申込書の提出
- ・ 入居者資格審査(条例第6条) 住宅に困窮、同居親族がある、市内に在住または勤務、
- ・ 市町村税などを滞納していない、所得基準に適合すること
- ・ 資格取消の通知 入居基準を充たしていないことが判明した場合
- ・ 入居者の選考(条例第9条)
- ・ 公開抽せん(条例第9条3) 住宅困窮順位を定め難い者
- ・ 入居者の決定
- ・ 入居説明会
- ・ 入居決定者へ通知(条例第8条2)
- ・ 入居の手続(条例第11条) ----- 通知日から10日以内
- ・ 請書の提出(条例第11条1-1) ----- 連帯保証人の連署
- ・ 敷金の納付(条例第11条1-2) ----- 3ヵ月分の家賃相当
- ・ 入居可能日の通知(条例第11条4)
- ・ 住宅へ入居(条例第11条5)

入居手続に関し、監査の対象とした平成16年2月募集分については、その全件が入居者としての資格要件を充たしており、必要書類はすべて揃っていた。入居決定者に関する書類も必要なものはすべて揃っており、敷金の納付も出納記録により確認された。また、公開抽選会に立ち会い、入居者の決定が公正に行なわれていることが確認された。入居者の選考、決定手続において下記事項を除き特に問題点は検出されなかった。

指摘事項

キャンセルによる空室の発生

緑住宅の平成16年2月の募集において、2部屋(F7棟304号間取3K、A1棟306号間取3DK)が、当選者2名及び補欠6名を含めて全員キャンセルし、結果的に空室になっていた。応募者に対する事前説明に問題はないが、キャンセルになる理由としては、階が上がるにつれて人気がない。

風呂釜設備費などの費用負担15万円程度および部屋の敷金6万～15万円の一時金の負担が重い

抽選決定後の現地確認で思い直す
棟自身の老朽化

があげられる。

空き家の目立つ緑住宅の一部の棟では、年数回程度の募集ではなく、随時募集(現地説明付き)をするべきである。

意見

人気のない空き室の募集で低所得者層にとって負担が重いと思われる敷金や風呂釜設備の負担金をなくし(又は長期の分割払いとし)、風呂釜設備は市において設置しできるだけ空き室を避け有効活用に努めるべきである。

緑住宅において、平成16年8月1日現在では中耐65戸、高耐35戸 合計100戸の実空室がある。

階層別実空家数(緑住宅)

タイプ	合計	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F
中耐	65	8	2	2	27	26	-	-	-	-	-	-
高耐	35	3	4	4	2	4	2	4	3	5	2	2

(注)中耐は35棟 高耐は4棟である。

上表が示すように、中耐の空家のうち4階5階に53戸が集中している(但し33戸は鳩の害により入居停止としている)一方1階に空き家が多いのが注目される。高耐では1階から11階まで満遍なく空き家が発生している。

ところが平成16年8月の募集では中耐10戸、高耐11戸しか募集していない。緑住宅は全部で1,342戸という市営住宅全体の約40%を占める巨大な団地であり、老朽化している建物もある。そのため空室の全戸を募集すると倍率が1倍を切ってしまうところから、入居しそうな数に合わせて募集をしている。(全戸を募集するためには空室にまで修繕費をかける必要があり無駄な支出となる可能性が高いとの理由)。

また、市営住宅全体の状況を見ても、次表に示されるとおり平成13年度以降退去により生じた空室が、新しい入居者によって埋まらず、空き家が増加している。

年度	退去者数 A	入居者数 B		A - B	政策空家	空家増加数
		募集	住替			
13	237	201	7	29	25	4
14	238	173	8	57	28	29
15	253	160	40	53	20	33

特に緑住宅は大規模な団地であり、ここに大量の空室を発生させることは公有財産に多大な不効率が生じることを意味する。この団地が建替時期を迎える2010年以降は、民間活用を含めた抜本的な対策が必要であろう。(本節 監査結果(5)現在の市営住宅供給の有効性の意見参照)

(2)家賃決定、家賃収入管理

家賃に関する事務手続きの流れは、次のとおりである。

収入の申告(条例第15条1)

- ・ 収入額の認定(条例第15条3)
- ・ 収入額の通知(条例第15条3)
- ・ 収入超過者の通知(条例第30条1)
- ・ 高額所得者の通知(条例第30条2)
- ・ 家賃の決定(条例第14条)
- ・ 認定額についての意見、認定を更正(条例第15条4)
- ・ 減免又は徴収猶予の申請(施行規則第15条)
- ・ 減免又は徴収猶予(条例第16条)
- ・ 家賃の徴収(条例第17条1)
- ・ 家賃の納付(条例第17条2)

また家賃決定の具体的な手続きは条例第14条及び第15条に定められている。入居者は毎年

7月に収入（次年度の家賃算定基礎額の根拠となる収入）を申告することとされ、提出された申告額を基に所得月額を計算し、以下に示す算定式により、家賃が決定されている。

$$\text{（家賃）} = \text{（家賃算定基礎額）} \times \text{（市町村立地係数）} \times \text{（規模係数）} \\ \times \text{（経過年数係数）} \times \text{（利便性係数）}$$

- ・ **家賃算定基礎額** ... 入居者の所得月額に応じて国が全国一律に定める金額
(公営住宅法施行令第2条第2項)
- ・ **市町村立地係数** ... 市町村の地価の状況を勘案して国が定める数値(金沢市:1.00)
(平成8年建設省告示第1783号)
- ・ **規模係数** ... 住宅の床面積を70㎡で除した数値
- ・ **経過年数係数** ... 住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて国が定める数値
(平成8年建設省告示第1783号)
- ・ **利便性係数** ... 金沢市が地域の状況や設備等を勘案して0.7~1.0の範囲内で定める数値

入居者に対しては、毎年2月に翌年度家賃の根拠となる収入額の認定通知及び家賃の決定通知がされ、入居者は収入額の認定に対し意見を述べることができる。市長は意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、認定を更正するとしている。

家賃の減免等については、条例第16条に基づき「金沢市営住宅の家賃の減免及び徴収猶予取扱要綱」に定められている。3年間の減免実績は以下のとおりであり、徴収猶予の実績はない。

(単位:千円)

項	減免対象者	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	生活保護受給者で、減免前の家賃の額が住宅扶助限度額を超えている者	-	-	-	-	-	-
2	生活保護受給者で病気による入院加療のため住宅扶助の支給を停止された者	6	752	-	-	2	75
3	年度途中に収入が著しく減少した者	83	9,004	57	8,099	58	8,471
4	平均所得月額が						
	単身31,000円以下 減免額50% 他33,000円以下	207	23,718	309	32,161	350	39,221
	単身38,000円以下 減免額30% 他45,000円以下	7	340	6	292	16	1,082
	単身45,000円以下 減免額10% 他57,000円以下	5	110	11	169	5	136
	計	219	24,168	326	32,622	371	40,439
5	入居者又は同居者が病気のため6箇月以上の療養を要する場合の療養時所得が、第4項中欄に定める額以下の者	2	28	6	444	11	1,148
6	震災、風災害、火災その他の災害により著しい損害を受けた者	-	-	-	-	-	-
7	その他市長が特に必要ありと認める者	-	-	-	-	-	-
	合計	310	33,952	389	41,165	442	50,133

監査の対象とした平成16年度の円光寺住宅分については、所得証明を除き必要書類はすべて揃っていた。所得証明については入居者が所持しておらず提出できないことが多いため、実質的には市民税に係る所得情報を利用している(注)。また、各書類の整合性については、下記事項を除いて問題点は検出されなかった。家賃計算、減免額計算は抽出した全サンプルについて正しく行なわれていた。

(注) 所得情報について

金沢市営住宅条例第15条1項において「入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。」と定められている。それに基づき市は収入申告書の様式を定め、毎年、入居者に所得証明とともに提出を求めている。この収入申告書の中の税調査の同意に関する事項に署名押印を求めているため、この点について個人のプライバシー侵害等の問題は生じないと思われる。

収入申告書(入居者作成)と収入調査票(市作成)の不一致

入居者が毎年定期に作成して市に提出する収入申告書と、市が調査作成している収入調査票で、所得がある同居家族名が異なるものが2例あった。1例は収入申告書に記載されていない所得のある同居人が存在していた。おそらく居住者が記載漏れしたものと思われるが、収入申告書と収入調査票が不一致の時はその説明資料を添付しておくことが必要である。もう1つの例は、収入申告書に記載された所得84万円の同居人が収入調査票に記載されていない。その代わり収入調査票には別の所得ゼロの同居人が記載されている。この場合は、所得のある同居人の申告(届出)がなされたにもかかわらず、収入調査票を更新せず従前の収入調査票のデータで、家賃決定をしてしまっている。

平成15年度の監査委員監査で収入申告書の入手に関する不備が指摘されたため、入手には改善が見られるが、それに加えて今後は、収集したその最新情報をもれなく収入調査票に反映し、家賃を決定すべきである。

指摘事項

居住者が提出する収入申告書に記載の家賃決定に必要なデータを市の収入調査票に反映せず、家賃が正しく計算されていない例がある。平成15年度の監査委員監査で収入申告書の入手に関する不備が指摘されたため、入手には改善が見られるが、それに加えて今後は、収集したその最新情報をもれなく収入調査票に反映し、家賃を決定すべきである。

(3) 収入超過者、高額所得者

収入超過者及び高額所得者に対する市営住宅の賃貸は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸するという公営住宅の本来の目的からはずれていることになるため、できるだけ少ないことが望ましい。

(参考)

収入超過者：市営住宅に引続き3年以上入居している者で、収入月額20万円を超える者をいう。なお、障害者や高齢者の場合は基準額が26万8千円となる(条例30-1)。収入超過者の家賃に対しては、割増額が加算される。

高額所得者：市営住宅に引続き5年以上入居しており、最近の2年間、収入月額39万7千円を超える者のことである。高額所得者に認定されると、入居者の毎月の家賃は近傍同種の住宅の家賃を納付することになる。そして、市は期限を定めて当該住宅の明渡し請求をすることができ、なお住宅を明渡さない場合には、その期限到来の日から近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する金額を徴収することができる(公営住宅法第29条、金沢市営住宅条例第35条)。

収入超過者等の状況は次のとおりである

区 分	平成14年2月		平成15年2月		平成16年2月	
	戸数	構成比(%)	戸数	構成比(%)	戸数	構成比(%)
入居総数	3,255	100.0	3,240	100.0	3,215	100.0
収入超過者	380	11.7	346	10.7	319	9.9
上記のうち 高額所得者	10	0.3	8	0.2	8	0.2

監査の結果 平成15年度の高額所得者は8名、うち1名は住宅地区改良法に基づく市営住宅の入居者であるため公営住宅法上の高額所得者の規定は適用されない。残り7名のうち2名は平成15年中に既に退去、3名は明渡し期限の平成16年3月31日までに退去を完了した。残り2名のうち1名は期限延長申請を提出し平成16年5月に退去、もう1名は平成17年3月31日までの期限延長申請を提出し、平成16年度現在まだ退去していない。なお、期限延長申請の理由は入居者の親族の死亡による住み替え計画の再考であり妥当なものであった。以上、高額所得者の退去に関する手続は適正に行なわれていた。

意 見

市は平和町に1棟50戸の改良住宅を所有しており、その高額所得者は退去を求められないという不合理な現象が起きている。改良住宅は住宅地区改良法に基づいて建設したものである。この法律の趣旨は、不良住宅が密集する地区の改良事業について定め、住宅の集団的建設を促進し、公共の福祉に寄与するものである。当初ここに住んでいた住人は、元々自分の住居がそこにあったわけであり、一般の公営住宅と異なり、その人が高額所得者になっても退去を求める権限は自治体側にはない。また、法もそれについて定めていない。しかし、途中入居者の場合は、元々の住民と異なり、一般の公営住宅と同じく高額所得者には退去してもらうほうが合理的かつ公営住宅の目的にかなう。不公平のないように対処すべきである。

(4) 修繕工事他

市営住宅の修繕工事は、臨時緊急修繕、定期修繕に大別できる。臨時緊急修繕は、金沢市小額工事契約事務取扱特例規則に定められるところの小額工事、簡易小額工事に該当するものであり、典型的には水漏れやガラス破損などがある。これについては以下のような手続が求められる。

） 小額工事

- ・ 住宅管理担当者等により住宅等修繕申請書の提出
- ・ 小額工事業者選定依頼書に必要事項を記入し決裁を受ける
- ・ 監理課工事契約担当に送付し、業者選定(2社)されて返送される
- ・ 業者から見積書を徴収し、契約の相手方、予定額を決定し決裁をうける
- ・ 企画庶務担当が支出負担行為何書を作成し契約の締結を行い、監理課へ報告
- ・ 請書、工事着手届を提出させ工事に着手
- ・ 工事完成後、完了届・引渡書を提出させ決裁を受ける
- ・ 企画庶務担当が支出命令を作成し決裁の上、会計課へ

） 簡易小額工事

- ・ 住宅管理担当者等により住宅等修繕申請書の提出
- ・ 住宅建設担当者が施工業者より見積書を徴収し、簡易小額契約伺書に必要事項を記入
- ・ 課長決裁を受け工事施工を依頼
- ・ 企画庶務担当より支出負担行為伺書（工費用）が届く
- ・ 工事完了後、支出負担行為伺書（工費用）に工事写真・支払請求書を添付し企画庶務担当へ提出
- ・ 企画庶務担当が支出命令を作成し決裁の上会計課へ

定期修繕については、各年度の継続修繕の重点箇所を選定し（防水工事及び住戸のバリアフリー化工事など）、年度毎に修繕計画書を作成し施行している。定期修繕についてはそのほとんどが小額工事の範囲を超えるため、金沢市契約規則に定められた入札に関する手続が要求される。

監査の結果、下記事項を除き、抽出した範囲において市営住宅の修繕工事に関する手続は適正に行なわれていた。

指摘事項

住宅等修繕申請書

住宅等修繕申請書を作成せずに修繕行為の発注が行なわれることがある。最初に住宅等修繕申請書が提出されることになっているが、実務上は管理人等から市営住宅課担当者に連絡が入り、そこで修繕行為の発注が行なわれることが多く、住宅等修繕申請書の作成が抜ける場合がある。

指摘事項

簡易小額工事と小額工事の区別

緑住宅の舗装工事で本来はひとつの工事と思われるものが2つに分けられて、簡易小額工事として決裁を受けていた。当該工事は連続した場所の舗装工事であるが、面する棟が異なるため工事名をその1、その2に分け、簡易小額工事として決裁している。工事業者、工事内容は同じである。それぞれの金額は451,500円と493,500円であり、両方合わせると、50万円未満の簡易小額工事には該当しない。簡易小額工事に該当しなければ、監理課工事契約担当による業者選定（2社）が必要となる。

意見

できるだけ計画的効率的な面整備をして、修繕工事費削減に努めるべきである

指摘事項

修繕費の入居者負担について

原則的には入居者負担となる修繕費（金沢市営住宅条例22条）を市が負担している場合がありその理由も不明である。住宅等修繕申請書の正しい運用と記載の充実を図るとともに、その理由を記載した書類を残し、決裁を受けておくべきである。

(5)現在の市営住宅供給の有効性

新しい入居希望者(需要)への住宅供給

平成13年度から15年度の3年間の入居募集に対する応募を見ると、応募総数は3,114件であるが、複数回に亘る再応募者を除いた正味応募数は2,040件(世帯)である。これに対する募集戸数は656戸となっており、実質的な需給バランスの参考となる倍率は3倍程度であると思

われる。毎年平均680世帯の低所得者層の住宅需要に対し、460世帯(新規応募の67%)の需要に応じ切れていない。

間取りと世帯構成の関係

現在市営住宅として供給されている住宅の間取りが、実際に入居している人の世帯構成に適合しているか。また、金沢市全体の世帯人数別の分布に適合しているか。

間取りと入居人数の関係

住宅名と間取り	1人	2人	3人	4人	5人	6人
円光寺住宅 (78戸)	2K	1				
	2DK	25	10		1	
	3DK	12	15	6	5	2
金石曙住宅 (175戸)	2DK	45	11			
	3DK	22	53	25	13	5

(注)斜体太字は間取りと入居人数が不釣り合いなところ

1人世帯が3DKに住んでいる例がかなりある。また、間取りに比べて世帯人数が多すぎる例もわずかではあるが見受けられる。

市営住宅全体の世帯人員別入居戸数

(平成16年2月1日現在)

総数	世帯人員				構成比(%)			
	1人	2人	3人	4人以上	1人	2人	3人	4人以上
3,210 (442)	781	977	684	768	24.3 (13.8)	30.5	21.3	23.9

(注) ()は65歳以上の1人世帯

金沢市の世帯人員別世帯数(平成12年国勢調査より)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
世帯数	59,345	39,309	30,165	27,436	11,265	7,522
構成比%	33.9	22.5	17.2	15.7	6.4	4.3
累計%	33.9	56.4	73.6	89.3	95.7	100.0

市営住宅間取り一覧

住宅の間取り タイプ	1LK 1人用	2K 1人用	2DK 1~2 人用	2LDK 1~2 人用	3K 1~2 人用	3DK 2~4人 用	3LDK 5人以 上用	4DK 5人以 上用	5DK 5人以 上用
戸数	20	84	640	187	334	2,129	19	17	79
構成比%	0.6	2.4	18.2	5.3	9.5	60.7	0.5	0.5	2.3
累計%	0.6	3.0	21.2	26.5	36.1	96.7	97.3	97.7	100.0

金沢市の市営住宅に住む世帯人員別の世帯数構成比は金沢市全体の当該世帯数構成比と同様の傾向を示しているが、4人以上世帯の構成比が少なく、1~2人世帯の構成比は、似通っている。65歳以上の高齢者が一人暮らしとなって3DKの間取りを使用している例も多く、入居時に契約を交わしていないので家族構成の変化に伴う住み替えなど家族構成にあわせ

た市営住宅の弾力的使用ができていないように思われる。

間取りとしては、市営住宅は3DKが全体の60.7%と圧倒的に多く、1人世帯の一部から4人世帯までをまかなっている。汎用性を重視した上での選択であり一定の合理性は認められるが、住みやすさの視点では3DKよりも部屋を改修して2LDKにする方が最近の嗜好にマッチしているようにも思える。また、5人以上向きの間取りの比率は3.3%と少ないが、金沢市全体の世帯数に占める比率をみると10.7%となっている。大家族について市営住宅が供給不足になっている可能性がある。

公営住宅の地域分布は適切か

地域別世帯数と公営住宅供給数

地区名	世帯数	供給数 (A)		基準供給数 (B)	(A) - (B)
		市営住宅	県営住宅		
中央地区	12,862	0	0	610	-610
東部地区	22,041	51	0	1,045	-994
南部地区	20,692	436	1,322	981	777
南部近郊地区	27,563	620	922	1,306	236
西部地区	22,500	1,676	307	1,067	916
港周辺地区	21,936	500	534	1,040	-6
駅西地区	6,638	0	0	315	-315
北部近郊地区	21,895	162	0	1,038	-876
北部地区	12,791	0	102	606	-504
山間地区	5,970	64	87	283	-132
合 計	174,88	3,509	3,274	8,291	-1,508

(注)基準供給数は、下記の平成13年の金沢市公営住宅ストック計画で採用した計算方法による。

施設対象比率(世帯収入による公営住宅入居可能世帯比率) 41.6%

最小限対応戸数(民間住宅の最低居住水準未満世帯比率) 11.4%

住宅供給目標は世帯数に対して $41.6\% \times 11.4\% = 4.74\%$

金沢市の公営住宅供給は南部地区、南部近郊地区、西部地区の隣接した3地区に偏っており、東部や北部では不足している。通勤等の便を考慮すると、各地区に分散していたほうが利便性が高いのではないか。

総じて現状では新規需要の3分の1程度に応じることができていて、建物の老朽化によって、退去による空家のうち3階以上部分に人気がないため有効な空家の供給が益々減る傾向にある。

また地域的に偏りがあると同時に、間取りもLDKタイプが少なく(全体の5.8%)、ニーズにマッチしてないと思われる。

借上住宅形式との比較(供給増加のために)

金沢市の市営住宅のうち、緑住宅と光が丘住宅は合わせて1,605戸(全体の46%)の管理戸数がある大規模団地である。この2団地には昭和40年代に建設された棟が全部で53棟あり、数年のうちに建設後40年を経過する。これらは順次建替が必要となるが、近年の財政状況から建替はなかなか難しい問題となることが予想される。そこで、今まで金沢市では行っていないが、民間住宅の活用を検討すべき時に来ていると考える。以下に、民間住宅を活用するモデルケースを設定し、その試算を行ってみた。

モデルケース

団地名 : 松寺町住宅相当の団地
 建設年度 : 平成7,9,11,13年
 棟数 : 7棟
 管理戸数 : 162戸
 構造 : 中層耐火構造

これを以下の4つの方式で建設したと仮定し、それぞれの1年分の収支を試算した。

ア．市が建設する方式

- ・ 従来どおり市が建設して賃貸する方式
- ・ 耐用年数を30年と仮定し建設費と補助金は単純に総額の30分の1を1年分とする
- ・ 市債利息は建設費総額の1/2（残り1/2は国庫補助）の1/2（毎年定額返済と考える）に対し2%とした

イ．民間が建設したものを市が借上げて市が運営する方式

- ・ 民間が建設した棟を市が借上げる
- ・ 民間に対する建設資金補助はしない
- ・ 修繕含め運営は従来どおりの方式を採用する
- ・ 新規建設事業に携わる市職員が不要となる
- ・ 借上げ契約は30年で終了し30年後に別棟に移転または民民契約に変更を選択できる

ウ．民間が建設したものを市が借上げて民間が運営する方式

- ・ 民間が建設した棟を市が借上げる
- ・ 民間に対する建設資金補助はしない
- ・ 修繕含め運営は民営マンションの管理組合方式を採用する
- ・ 管理組合費相当額は市が負担する
- ・ 基本的に市の建設担当職員は不要となる
- ・ 借上げ契約は30年で終了し30年後に別棟に移転または民民契約に変更を選択できる

エ．市が家賃補助する方式

- ・ 民営住宅の家賃に対して市が補助するのみ
- ・ 市が行なうのは補助希望者の募集と抽選、決定のみ
- ・ 市は補助額を毎月家主に支払う、本人支払分には関与しない
- ・ 国からの家賃補助はなくなると考える

（千円）	ア 建設方式 （従来方式）	イ 借上方式 （市が運営）	ウ 借上方式 （民間が運営）	エ 家賃補助方式 （民間が運営）
家賃収入	58,317	58,317	58,317	
国庫補助金（家賃）	31,890	31,890	31,890	
国庫補助金（建設）	56,843			
収入計	147,050	90,207	90,207	0
建設事業費	113,685			
住宅建設費（職員費）	33,835			
市債利息	17,053			
住宅管理費（補修費）	12,704	7,911		
住宅管理費（事務費）	3,104	3,104	1,432	
住宅管理費（職員費）	4,649	4,649	3,719	2,975
賃借料		130,300	130,300	71,983

管理組合費			5,364	
支出計	185,030	145,964	140,815	74,958
市収支差額	-37,980	-55,757	-50,608	-74,958
市収支差額 (補助金がない場合)	-126,713	-87,647	-82,498	-74,958

(注)収支数値はすべて1年分相当額である)

市の財政負担を考慮すれば、家賃補助方式が建設資金も不要で、一番良いように思われる。様々な需要に応えながら財政負担を軽くしようとするれば、立地に影響されない、借上げ方式を検討する必要があるのではないかと考えられる。

団地別損益計算

団地別の効率性を検討するために損益計算書を作成した。損益計算書には、平成15年度の決算調書の収支数値に減価償却費と支払利息を追加計上した。なお、この団地別損益計算書は通常の運営状況における効率性を把握することを目的としているため、会計区分として住宅管理費に計上されているものだけを対象とし、住宅建設費に計上されているものは対象としなかった。また、各団地に個別に跡付けできるもの以外は、住宅使用料、管理戸数などを基準として各団地に按分した。

団地別損益計算 1 (建設年度順)

(千円)

団地名	住宅 使用料	補助金	雑収入	収益計	職員費	補修費	管理費	減価 償却費	市債 利息	費用計	損益
八日市住宅	11,576	2,753	18	14,347	982	21	2,032	12,478	6,038	21,551	-7,205
芳斉住宅	8,919	0	12	8,931	276	0	1,582	3,565	0	5,424	3,507
平和町住宅	4,374	3,555	8	7,936	583	351	913	6,298	2,982	11,127	-3,190
粟崎町住宅	77,385	34,868	128	112,380	6,752	4,766	4,956	86,861	2,196	105,532	6,848
松寺町住宅	58,763	32,474	89	91,326	4,972	9,396	5,846	56,843	0	77,056	14,270
若草町住宅	4,822	350	8	5,180	491	1,053	202	4,859	0	6,606	-1,426
金石曙住宅	60,604	4,627	92	65,323	5,463	4,786	3,179	53,772	1,859	69,060	-3,737
額新町住宅	77,313	9,120	123	86,555	7,550	6,936	5,187	49,105	1,397	70,175	16,380
円光寺住宅	22,548	501	37	23,086	2,425	1,983	1,584	16,527	168	22,687	399
金石新本町住宅	16,707	6,027	28	22,763	1,504	5,402	595	10,170	0	17,671	5,092
上荒屋住宅	83,720	1,053	239	85,012	8,348	33,049	4,070	46,868	1,226	93,561	-8,550
河原市町住宅	20,096	2,089	32	22,217	1,841	9,847	806	12,383	489	25,365	-3,148
大桑町住宅	117,585	18,617	226	136,428	10,680	52,635	5,152	44,292	1,018	113,777	22,650
緑住宅	302,460	22,327	1,081	325,868	37,933	87,232	27,881	104,926	1,034	259,005	66,862
平和町改良住宅	9,335	0	15	9,350	1,535	1,573	571	6,119	0	9,797	-448
光が丘住宅	62,576	831	182	63,589	7,642	12,912	3,420	23,214	619	47,806	15,783
小立野住宅	2,640	0	26	2,666	430	5,176	213	2,096	0	7,915	-5,248
笠舞住宅	3,929	0	21	3,950	552	2,169	252	0	0	2,973	977
計	945,352	139,191	2,363	1,086,906	99,959	239,286	68,441	540,375	19,027	967,089	119,817

上表は建設年度が新しい団地から順に並んでいる。新しさと損益数値の間に明確な相関性

は見られない。古いものは制度上受けられる補助金が少なく、また補修費が多くかかる傾向は見られるものの、減価償却費や支払利息が少ないということもあり損益で見ると大きな差が出ないと思われる。

団地別損益計算2（規模順）

（千円）

団地名	住宅 使用料	補助金	雑収入	収益計	職員費	補修費	管理費	減価 償却費	市債 利息	費用計	損益
緑住宅	302,460	22,327	1,081	325,868	37,933	87,232	27,881	104,926	1,034	259,005	66,862
大桑町住宅	117,585	18,617	226	136,428	10,680	52,635	5,152	44,292	1,018	113,777	22,650
上荒屋住宅	83,720	1,053	239	85,012	8,348	33,049	4,070	46,868	1,226	93,561	-8,550
額新町住宅	77,313	9,120	123	86,555	7,550	6,936	5,187	49,105	1,397	70,175	16,380
粟崎町住宅	77,385	34,868	128	112,380	6,752	4,766	4,956	86,861	2,196	105,532	6,848
光が丘住宅	62,576	831	182	63,589	7,642	12,912	3,420	23,214	619	47,806	15,783
金石曙住宅	60,604	4,627	92	65,323	5,463	4,786	3,179	53,772	1,859	69,060	-3,737
松寺町住宅	58,763	32,474	89	91,326	4,972	9,396	5,846	56,843	0	77,056	14,270
円光寺住宅	22,548	501	37	23,086	2,425	1,983	1,584	16,527	168	22,687	399
河原市町住宅	20,096	2,089	32	22,217	1,841	9,847	806	12,383	489	25,365	-3,148
金石新本町住宅	16,707	6,027	28	22,763	1,504	5,402	595	10,170	0	17,671	5,092
平和町改良住宅	9,335	0	15	9,350	1,535	1,573	571	6,119	0	9,797	-448
八日市住宅	11,576	2,753	18	14,347	982	21	2,032	12,478	6,038	21,551	-7,205
小立野住宅	2,640	0	26	2,666	430	5,176	213	2,096	0	7,915	-5,248
笠舞住宅	3,929	0	21	3,950	552	2,169	252	0	0	2,973	977
平和町住宅	4,374	3,555	8	7,936	583	351	913	6,298	2,982	11,127	-3,190
若草町住宅	4,822	350	8	5,180	491	1,053	202	4,859	0	6,606	-1,426
芳斉住宅	8,919	0	12	8,931	276	0	1,582	3,565	0	5,424	3,507
計	945,352	139,191	2,363	1,086,906	99,959	239,286	68,441	540,375	19,027	967,089	119,817

上表は団地の規模順（管理戸数が多い順）に並んでいる。全体として、規模が大きいほうが損益状況がよいという傾向が見られる。市営住宅においても規模の経済は存在するようである。

意見

金沢市の住宅供給の現状は、新規の需要の約3分の1に対応できるものである。地域的には南部地区、南部近郊地区、西部地区の隣接した3地区に偏っており、東部や北部では不足している。建物の老朽化によって有効な住宅の供給が益々減り、政策空き家とは別に滞留空き家が過去3年間に66戸発生している。階層別に見ると退去による空き家のうち4階以上部分に人気がないため有効な空き家の供給が益々減る傾向にある。

また間取りもLDKタイプが少ない(全体の5.8%)ことや、3DKでの一人住まい、3DKでの6人住まいなどニーズにマッチしていないと思われる。有効活用のためには、

家族数が減少した所帯に対し、引越し費用を市が負担しての住替促進による有効な空き家住宅の捻出

空き家の福祉目的での利用戸数の拡充
などが考えられる。

意見

市が住宅を建設し供給する方法で経済的効率性を求めようとするならば、それなりの規模を備えた比較的大規模団地が望ましいということになる。この場合は必然的に市営住宅の地域分布に偏りが発生することが予測される。これに対して、民間住宅を利用する方法は、市が固定資産を所有しないため需要に応じたタイプの住宅を機動的に供給できる可能性がある。また、建替時期に一時に巨額の更新投資が必要とされることもない。今後の市営住宅の基本的な方向性として、経済的効率性を重視するか、あるいは需要変化への迅速な対応を重視するかが考慮の要点であると思われる。

第6節 教育委員会関係施設

監査要点

教育委員会関係の施設の多くは小学校 中学校 共同調理場であるが、その他に、図書館や教育プラザがある。子供の数が減少する中で、施設に余裕のある施設が多いのではないかと、推察され、その利用状況および施設管理が効率的かどうか監査した。

監査手続き

施設の利用状況については、現場視察を実施し、適宜関係書類の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した。施設管理の効率性の状況については各施設の状況に応じて以下の資料を入手し閲覧を実施した。

- ・ 条例・施行規則
- ・ 施設全体の見取り図
- ・ 施設の紹介・PRを行っているパンフレット、ホームページ等
- ・ 施設の委託に関する資料

監査結果

(1) 泉野図書館

A スタジオ373

指摘事項

泉野図書館のスタジオ373は、当初、映像・音声収録用の部屋として用意していたが、ホームビデオの普及とともに全く利用がない。部屋の特性を利用した有効利用方法を考えるべきではないか。また「金沢市立泉野図書館の施設の使用に関する要綱」の使用対象者の限定(第2条(4))を見直すべきである。

B 稼働率50%以下の施設

稼働率50%以下の施設は以下のとおり。

(出典: 泉野図書館作成)

名前	H13 年度稼働率	H14 年度稼働率	H15 年度稼働率
グループ活動室2	31.29%	36.27%	38.59%
グループ活動室3	15.65%	18.64%	19.13%
レクチャールーム	29.59%	44.07%	42.95%
オアシスホール	26.53%	31.19%	22.15%
ビデオ工房	30.95%	13.90%	22.48%
スタジオ373	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 貸し出しは無料

なお、稼働率は分子を使用回数、分母を開館日数としている。しかし、実際の使用は全日だけではなく、午前、午後での使用が可能なので、分母を開館日数ではなく、使用可能回数とした場合は、稼働率が悪化すると想定される。

スタジオ373については 参照。また、ビデオ工房については、施設の利用に専門的な知識が必要となるため、泉野図書館が主催する講座の受講者だけが使用可能としていることから低い利用率となっているが、その施設の特異性から容認されるものと考えられる。

意見

泉野図書館のレクチャールームやオアシスホール等については、現状、講座や市民への貸し出し時以外には閉鎖しているが、施設の有効利用の観点から稼働率を向上させるために、市民への開放を検討してはどうか。

(2) 玉川図書館

A リスニングコーナー（CDの試聴コーナー）

指摘事項

玉川図書館のリスニングコーナー（CDの試聴コーナー）は平成15年度において、一日平均8.5人の利用があるものの、試聴ブースは10ヶ所あるうち、ブースに備え付けのヘッドホンは6個しかなく、貸し出しカウンターのCDプレーヤーは5台しかない。設備の補修が必要であれば実施するか、レイアウト変更等も視野に入れて検討する必要がある。

(3) 教育プラザ富樫

A、親子ふれあい館の短期宿泊室（2部屋）と家族相談室

指摘事項

教育プラザ富樫の短期宿泊室及び家庭相談室は、以前のNTT研修所時代の宿泊研修施設の寮母室等を再利用したものであり、親子関係に問題がある場合等における家族療法の部屋として、また一時保護所に収容するまでに至らない家で少年等を保護する目的で設けられた施設であるが、専門スタッフがおらず、平成15年7月の開館以来、両施設の利用はない。もしこの施設がどうしても必要なら、早急に教育、福祉、保健の各部門が連携して、専門スタッフを養成し、この施設の有効利用を図るべきである。

B、施設の稼働状況

市民に開放されている施設の稼働状況は以下のとおり。

名前	利用延件数	利用延人数	1日平均 利用件数	1日平均 利用人数
121,122研修室	1,038	78,421	2.88	217.84
123研修室	803	23,466	2.23	65.18
131研修室	585	16,280	1.63	45.22
211研修室	980	18,348	2.72	50.97
212研修室	776	9,209	2.16	25.58
221研修室	723	8,926	2.01	24.79
活動交流室 A	498	12,078	1.38	33.55
活動交流室 C	802	13,739	2.23	38.16
調理実習室	769	10,703	2.14	29.73
201会議室	866	6,872	2.41	19.09

（注）これら施設は教育や育児等に関する研修活動等に利用することを条件として、無料で貸し出しが行われている。

稼動状況の集計期間は、平成15年10月1日から平成16年9月30日までの360日間となっている。なお、件数・人数は1時間毎にカウントしている。

意見

教育プラザ富樫は平成15年7月に開館して以来、まだ日が浅いせいか、夜間や日曜祝日等、まだ市民の利用が少ない時間帯や日がある。積極的なPRを行なって利用を促進すべきである。

(4) 小中学校の余裕教室

金沢市の小中学校における教室の利用状況は以下のとおりとなっている（平成16年5月1日時点）。

(出典:教育総務課提出資料より作成)

(小学校)

学校名	普通教室数	学級数	一時的余裕 教室数	- - 差引	特別教室	/ 学級数に対する 特別教室の割合
野町小	10	10	0	0	14	1.40
弥生小	13	13	0	0	11	0.85
中村町小	14	14	0	0	14	1.00
十一屋小	24	20	4	0	17	0.85
泉野小	23	21	2	0	13	0.62
新豎町小	8	7	1	0	15	2.14
菊川町小	14	12	2	0	13	1.08
小立野小	26	20	3	3	23	1.15
材木町小	15	13	2	0	16	1.23
味噌蔵町小	17	14	3	0	15	1.07
中央小	19	18	1	0	21	1.17
芳斉分校	6	5	1	0	14	2.80
長田町小	15	14	1	0	14	1.00
明成小	14	11	2	1	11	1.00
諸江町小	28	28	0	0	14	0.50
馬場小	8	8	0	0	12	1.50
森山町小	18	15	3	0	16	1.07
浅野町小	12	12	0	0	8	0.67
小坂小	23	21	2	0	11	0.52
千坂小	21	20	1	0	9	0.45
夕日寺小	14	14	0	0	6	0.43
大浦小	17	17	0	0	9	0.53
浅野川小	11	11	0	0	8	0.73
鞍月小	19	19	0	0	10	0.53
栗崎小	20	20	0	0	11	0.55
大野町小	8	8	0	0	6	0.75

学校名	普通教室数	学級数	一時的余裕 教室数	- - 差引	特別教室	/ 学級数に対する 特別教室の割合
金石町小	15	15	0	0	15	1.00
大徳小	23	23	0	0	12	0.52
戸板小	18	17	1	0	8	0.47
緑小	22	21	1	0	16	0.76
押野小	18	18	0	0	13	0.72
米丸小	29	27	2	0	13	0.48
三馬小	26	26	0	0	14	0.54
富樫小	20	18	2	0	13	0.72
額小	22	20	2	0	14	0.70
内川小	4	4	0	0	6	1.50
犀川小	15	15	0	0	7	0.47
湯涌小	5	4	1	0	8	2.00
東浅川小	5	4	1	0	7	1.75
田上小	22	21	1	0	8	0.38
俵小	5	5	0	0	5	1.00
医王山小	5	4	1	0	3	0.75
森本小	23	23	0	0	10	0.43
花園小	7	6	1	0	9	1.50
朝日小	3	3	0	0	4	1.33
不動寺小	8	6	2	0	10	1.67
三谷小	6	6	0	0	9	1.50
南小立野小	20	20	0	0	11	0.55
伏見台小	24	24	0	0	12	0.50
扇台小	20	20	0	0	17	0.85
木曳野小	22	22	0	0	13	0.59
三和小	20	20	0	0	10	0.50
長坂台小	17	16	1	0	15	0.94
新神田小	14	14	0	0	14	1.00
西南部小	21	21	0	0	15	0.71
米泉小	13	13	0	0	11	0.85
四十万小	18	18	0	0	12	0.67
西小	13	13	0	0	7	0.54
安原小	14	14	0	0	13	0.93
合計	934	886	44	4	685	0.77

(中学校)

学校名	普通教室数	学級数	一時的余裕教室数	差引	特別教室	学級数に対する特別教室の割合
泉中	15	11	3	1	25	2.27
野田中	23	23	0	0	24	1.04
城南中	17	14	3	0	16	1.14
紫錦台中	18	17	1	0	20	1.18
兼六中	21	16	4	1	21	1.31
小将町中	12	8	2	2	18	2.25
小将町分校	4	4	0	0	2	0.50
高岡中	28	23	5	0	28	1.22
鳴和中	19	16	3	0	24	1.50
長田中	14	14	0	0	20	1.43
浅野川中	22	20	2	0	22	1.10
金石中	16	13	3	0	29	2.23
芝原中	3	3	0	0	9	3.00
西南部中	25	24	1	0	21	0.88
内川中	3	3	0	0	5	1.67
犀生中	8	8	0	0	13	1.63
医王山中	3	3	0	0	4	1.33
森本中	17	16	1	0	20	1.25
額中	22	21	1	0	23	1.10
高尾台中	25	21	4	0	24	1.14
緑中	13	13	0	0	21	1.62
港中	15	14	1	0	22	1.57
北鳴中	18	15	3	0	22	1.47
大徳中	15	15	0	0	19	1.27
清泉中	17	17	0	0	23	1.35
合計	393	352	37	4	475	1.35

上記の「一時的余裕教室」とは、現在は普通教室として使用されていないが、今後の学級数の増加又は学年毎の学級数の変動等に対応するために保有している普通教室のことで、原則5つの実学級について1つ保有できるものとしている(文部科学省による余裕教室実態調査の考え方による)。

平成16年度 小学校生徒数推計

平成16年5月1日現在

学校番号	学校名	平成16年度		平成21年度		平成22年度		22年 - 16年
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
1	野町	250	10	211	8	205	7	-3
2	弥生	442	12	403	12	382	12	0
3	中村町	396	12	388	12	408	12	0
4	十一屋	649	18	672	20	647	20	2

学校 番号	学校名	平成16年度		平成21年度		平成22年度		
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	22年 - 16年
5	泉野	608	18	516	15	503	15	-3
6	新豎町	140	6	142	6	144	6	0
7	菊川町	312	12	255	9	251	8	-4
8	小立野	541	17	519	16	531	17	0
9	材木町	403	12	353	12	344	12	0
10	味噌蔵町	294	12	273	11	250	10	-2
11	中央	554	18	557	18	547	18	0
12	長田町	267	11	287	11	303	11	0
13	明成	242	9	210	8	206	7	-2
14	諸江町	923	26	1,145	31	1,181	32	6
15	馬場	160	6	117	6	110	6	0
16	森山町	436	13	402	12	398	12	-1
17	浅野町	339	12	452	14	461	14	2
18	小坂	608	18	716	20	743	21	3
19	千坂	674	19	791	24	811	24	5
20	夕日寺	366	12	333	12	311	11	-1
21	大浦	445	14	537	17	535	17	3
22	浅野川	277	10	325	12	318	12	2
23	鞍月	552	17	740	21	832	23	6
24	栗崎	519	17	540	18	522	17	0
25	大野町	143	6	189	6	176	6	0
26	金石町	447	12	422	13	388	13	1
27	大徳	700	21	761	22	784	22	1
28	戸板	493	15	701	19	768	20	5
29	緑	621	19	825	24	875	25	6
30	押野	596	18	646	18	645	18	0
31	米丸	853	24	865	24	860	24	0
32	三馬	818	24	796	23	807	23	-1
33	富樫	568	17	537	17	537	17	0
34	額	556	18	550	17	573	17	-1
35	内川	44	4	35	4	32	4	0
36	犀川	309	12	287	11	274	10	-2
37	湯涌	50	4	38	4	33	4	0
38	東浅川	42	4	56	5	53	5	1
39	田上	644	19	780	24	789	24	5
40	俵	26	3	18	3	16	3	0
41	医王山	41	4	30	3	34	3	-1
42	森本	728	21	662	20	611	18	-3
43	花園	136	6	115	6	117	6	0
44	朝日	11	3	15	3	15	3	0

学校 番号	学校名	平成16年度		平成21年度		平成22年度		
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	22年 - 16年
45	不動寺	179	6	180	6	174	6	0
46	三谷	76	6	42	6	37	6	0
47	南小立野	616	19	656	19	691	19	0
48	伏見台	721	21	662	19	664	19	-2
49	扇台	535	17	477	14	488	14	-3
50	木曳野	741	22	844	24	864	24	2
51	三和	613	18	651	18	663	18	0
52	長坂台	486	15	551	17	558	17	2
53	新神田	408	12	445	14	438	14	2
54	西南部	602	18	646	19	664	19	1
55	米泉	334	12	392	12	400	12	0
56	四十万	477	15	507	17	523	17	2
57	西	299	11	393	13	420	13	2
58	安原	392	12	563	17	569	18	6
合計		24,702	789	26,221	826	26,483	825	36

平成16年度 中学校生徒数推計

平成16年5月1日現在

番号 学校	学校名	平成16年度		平成21年度		平成26年度		平成28年度		
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	28年 - 16年
1	泉	417	11	495	14	458	13	453	12	1
2	野田	869	23	739	20	747	20	670	18	-5
3	城南	461	13	561	15	535	15	511	15	2
4	紫錦台	488	14	450	13	485	13	457	13	-1
5	兼六	599	16	672	18	703	19	655	18	2
6	小將町	287	8	242	7	203	7	186	6	-2
7	高岡	781	21	913	24	907	25	882	24	3
8	鳴和	603	16	611	17	681	18	631	17	1
9	長田	453	13	552	15	682	18	795	22	9
10	浅野川	703	19	856	22	949	25	1,025	27	8
11	金石	420	12	498	15	530	15	474	13	1
12	芝原	20	3	22	3	21	3	15	3	0
13	西南部	872	24	938	25	955	25	997	26	2
14	内川	42	3	24	3	18	3	13	3	0
15	犀生	203	7	171	6	172	6	153	6	-1
16	医王山	32	3	16	3	17	3	17	3	0
17	森本	548	15	567	16	509	14	428	12	-3
18	額	702	19	763	21	728	19	728	19	0
19	高尾台	766	20	695	20	646	18	628	18	-2
20	緑	410	12	533	15	704	20	759	21	9
21	港	499	14	520	14	634	17	669	18	4

番号 学校	学校名	平成16年度		平成21年度		平成26年度		平成28年度		
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	28年-16年
22	北鳴	542	15	587	16	665	18	714	19	4
23	大徳	506	14	532	15	590	16	643	18	4
24	清泉	569	16	561	15	588	16	596	17	1
合計		11,792	331	12,518	352	13,127	366	13,099	368	37

「一時的余裕教室」を原則どおり保有する学校は

小学校 7校(うち将来学級数が増えると予想される学校 2校(十一屋 東浅川))

中学校 7校(うち将来学級数が増えると予想される学校 6校(泉 城南 兼六
金石 高岡 北鳴))

である。いずれの学校も当該教室を学習室にしている例が多い。一方保有していない学校では、「一時的余裕教室」相当分を特別教室に振り替えている。

そして一時的余裕教室を原則どおり保有し、なお余る教室すなわち正味の余裕教室があるのは、

小学校 なし

中学校 3校(泉 兼六 小將町)

となっているが、学習室、多目的教室などに使用されている。

その結果、学級数の0.5～3倍を特別教室として使用し、子供増加に対処するための「一時的余裕教室」および正味の余裕教室もすべて現在の子供たちのために使い切っている形となっている。

文部科学省の考え方によれば、余裕教室であっても普通教室から特別教室に転用すれば、それがたとえ不要な特別教室であったとしても余裕教室としてのカウントからは除外されることになる。しかし、当該特別教室が有効に利用されていないとすれば、この方式による余裕教室の把握には何の意味もない。金沢市の場合も、文部科学省方式によって算出されたものをもって、多くの学校が余裕教室を持たないとしているが、特別教室の実態も考慮して判断するべきであろう。特別教室の目的別内訳は下表のとおりである。

小学校

(平成16年度)

学校名	特 別 教 室 利 用 状 況 表												
	特別 教室 合計	理科 室	生活 科室	音楽 室	図画 工作 室	家庭 科室	視聴 覚室	コンピ ュータ	図書 室	特別 活動 室	教育 相談 室	多目 的 教室	ラジ ールム
野町小	14	2	1	1	2	1		2	1	3		1	
弥生小	11	2	1	2	1	1		2	1	1			
中村町小	14	2	1	1	1	1		2	1	2	1	2	
十一屋小	17	2	1	2	2	1		2	1	3	2	1	
泉野小	13	2		2	2	1		2	1	1		1	1
新豎町小	15	1	1	1	2	1		1	1	5		1	1
菊川町小	13	2		2	2	1		1	1	2	1	1	
小立野小	23	2	2	2	2	1		2	1	8	1	2	
材木町小	16	1		1	2	1		2	2	3		4	
味噌蔵小	15	2		1	1	1		1	1	7			1

中央小	21	2	1	2	1	1		2	1	5		6	
芳斉分校	14		1	1	1	1		1	1	5		2	1
長田町小	14	2		1	1	1		2	1	2	1	3	
明成小	11	2		2	1	1	1	1	1	1			1
諸江町小	14	2	1	2	1	1		2	1		1	3	
馬場小	12	1	1	1	1	1		2	1	1		3	
森山町小	16	2		2	1	1		2	1	4		2	1
浅野町小	8	1		1	1	1		1	1	2			
小坂小	11	2		1	1	1		1	1	3		1	
千坂小	9	2		2	1	1		2	1				
夕日寺小	6	1		1	1	1		1	1				
大浦小	9	2		1	1	1		2	1			1	
浅野川小	8	1		1	1	1		1	1		1	1	
鞍月小	10	2		1	1	1		1	1	1		2	
粟崎小	11	2		1	1	1		1	1	1		2	1
大野町小	6	1		1	1	1		1	1				
金石町小	15	2	2	2	1	1		2	1	1		3	
大徳小	12	2		2	1	1		2	1	2			1
戸板小	8	1	1	1	1	1		2	1				
緑小	16	2	1	2	1	1		2	1	4	1		1
押野小	13	2	1	2	1	1		2	2	2			
米丸小	13	2	1	2	2	1		2	1	2			
三馬小	14	2		2	1	1		2	1	5			
富樫小	13	2		2	2	1		2	1	2	1		
額小	14	2		2	1	1		2	2	3		1	
内川小	6				1	1		1	1	2			
犀川小	7	1		1	1	1		1	1			1	
湯涌小	8	1	2		1			1				2	1
東浅川小	7	1		1	1	1		1	1			1	
田上小	8	2		1	1	1		1	1	1			
俵小	5	1		1	1	1			1				
医王山小	3			1	1				1				
森本小	10	2	1	1	2	1		1	1			1	
花園小	9	1	1	1	1	1		2	1	1			
朝日小	4	1		1	1				1				
不動寺小	10	1	1	1	1	1		2	1	1		1	
三谷小	9	1		1	1	1	1	1	1	1		1	
南小立野小	11	2		1	1	1		2	1	3			
伏見台小	12	2		2	1	1		2	1	2		1	
扇台小	17	2	1	1	2	1		2	1	5	1	1	
木曳野小	13	2		2	1	1		1	1	3	1	1	
三和小	10	2		1	1	1		2	1		1	1	
長坂台小	15	2		2	1	1		2	1	5		1	
新神田小	14	2	1	2	1	1		3	1	2		1	

西南部小	15	2		2	2	1		2	1	2	1	1	1
米泉小	11	2	1	2	1	1		1	1	1		1	
四十万小	12	2	1	2	1	1		2	1		1	1	
西小	7	1		1	1	1		1	1			1	
安原小	13	2	1	1	1	1		2	1	1	1	1	1
合計	685	95	27	82	71	56	2	91	61	111	16	61	12

中学校

(平成16年度)

学校名	特別教室利用状況表													
	特別教室合計	理科室	技術室	音楽室	美術室	家庭科室	視聴覚室	コンピュータ	図書室	特別活動室	教育相談室	進路指導室	多目的教室	ランチルーム
泉中	25	3	2	3	1	2		1	1	8	1		2	1
野田中	24	3	2	2	3	2	2	2	1	3	3	1		
城南中	16	2	2	2	2	2		2	1	1	1	1		
紫錦台中	20	3	2	2	2	2		2	1	4	2			
兼六中	21	2	2	2	2	2		2	1	4	2		2	
小将町中	18	2	2	2	1	2	2	2	1	3	1			
小将町分校	2									1			1	
高岡中	28	3	2	3	2	2	2	3	1	6	4			
鳴和中	24	3	2	3	2	2	1	2	1	5	2	1		
長田中	20	2	2	2	1	2	2	2	1	4	2			
浅野川中	22	3	2	2	2	2	2	2	2	3	1		1	
金石中	29	3	2	2	2	2	2	1	3	8	3		1	
芝原中	9			1	1	2	1		1	1	2			
西南部中	21	3	2	2	2	2	1	2	2	3			2	
内川中	5	1	1	1							1		1	
犀生中	13	1	1	1	1	2	1		1	2	1		2	
医王山中	4	1	1			1							1	
森本中	20	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2		2	
額中	23	2	2	2	2	2	1	2	1	5	2		2	
高尾台中	24	3	2	2	2	2	2	2	2	4	2		1	
緑中	21	2	2	2	2	2	2	2	1	4	2			
港中	22	2	2	2	2	2	2	2		2	2		4	

北鳴中	22	2	2	2	2	2	2	1	1	3	2		3	
大徳中	19	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2		1	
清泉中	23	2	2	2	2	2	1	1	1	3	2		4	1
合計	475	52	43	46	40	45	30	35	27	80	42	3	30	2

各学校における特別教室の利用は、基本的に学校の判断によっており、金沢市（教育委員会）としての明確な基準は存在しない。学級数に対する特別教室の割合や特別教室の内訳は、各学校によって大きく相違している。これが各学校の教育上の特色のために相違しているのであれば異論はないが、現場視察によると、有効に利用されていないと思われる教室（学年利用室や吹奏楽活動室など）や、必要以上に用意された資料室などが散見される。またこの割合が大きく変動すると、義務教育でありながら、教育環境にアンバランスが生ずる結果となると思われる。

中学校で過剰と考えられる特別教室

泉中（学級数 11 特別教室 25）

他校と比べ多い室 理科室、音楽室各3 特別活動室 8 多目的教室 2）

金石中（学級数 13 特別教室 29）

他校と比べ多い室 理科室 3 特別活動室 8 図書室 3）

（注）いずれの中学校も特別教室の学級数に対する割合が2倍を超え、将来の学級増加見込みは、泉中1金石中1となっている。

小学校で過剰と考えられる特別教室

新豎小

特別教室の割合が2倍を超え、将来の学級増加見込みはない。

余裕教室の利用方法などは学校教育に関連して言えばいかようにも考えられると思われるため、余裕教室の利用を各学校の裁量に委ねては余裕教室の効率的な利用は難しいものと考えられる。よって、金沢市（教育委員会）として、学校教室の利用基準をルール化してはどうか。例えば、

学校の全教室数（特別教室を含む）から学級数及び文部科学省の特別教室設置基準数を差し引きし、残った教室数を教育委員会の管理対象とする。

各学校から教育委員会に対して、年度ごとに、教室の使用によって自校の教育の特色を生かすことができるとする使用理由を記載した申請書を提出し、それを教育委員会で審議して使用の許可・不許可を決定する（なお、突発的な生徒増に備えるための一時的余裕教室の考慮はこの時点で教育委員会が行う）。

この結果、残ったものが余裕教室であり、教育委員会において、教育目的外施設の転用も含めて有効利用方法の検討を行う。

このように申請書を提出させることで、各学校に余裕教室の問題を認識させることができると考えられるし、これ以外にも学級数に基づく数値基準の導入も効果的と考えられる。

（注）特殊な教室（例えば理科室や音楽室など）を除くと、多くの特別教室（例えば少人数学習室や資料室など）は、外見上、ほとんど普通教室と変わらないことが多い。そのため、現時点ですでに特別教室として扱われているもののうち、普通教室に類似するものも管理対象とするため、スタートの全教室数には特別教室を含めるものとした。

指摘事項

各学校における特別教室の利用は、基本的に学校の判断によっており、金沢市（教育委員会）としての明確な基準が存在しない。基準の作成が望まれる(上述参照)。

学級数に対する特別教室の割合や特別教室の内訳は、各学校によって大きく相違している。これが各学校の教育上の特色のために相違しているのであれば異論はないが、現場視察によると、有効に利用されていないと思われる教室（学年利用室や吹奏楽活動室など）や、必要以上に用意された資料室などが散見される。またこの割合が大きく変動すると、義務教育でありながら、教育環境にアンバランスが生ずる結果となるとと思われる。(過剰と考えられる特別教室を有する学校 泉中 金石中 新野小)

(5) 学校の施設（運動場や体育館等）の開放

A、開放に係わる管理委託業務

学校施設の開放について、平成15年度より、各学校の地域住民等で構成する管理委員会を設置し、管理業務を委託している。この管理業務の内容は、利用申請に関する業務、施設の管理に関する業務、利用実績の報告に関する業務等であり、この業務に対して、

下記の計算による委託料を支払っている。

消耗品相当分 年額20,000円

管理委託相当分

イ) 1日の総利用時間が3時間以下の場合は 1,200円/1日

ロ) 総利用時間が3時間を越える場合は 総利用時間×400円

平成15年度における、全管理委員会に対する委託料の支払総額は、小学校 29百万円、中学校5百万円、合計34百万円となっている。

利用者のほとんどは年度当初に申請が行われた継続的な利用者であり、日々の管理に対して管理委員会が立会わなければならない必要性は乏しいものと考えられる。申し込みと予約の調整については、インターネットを利用し、施設の破損等が発生した場合には、後日、利用責任者に対して求償等を行えば済むし、カギの受け払いについても、学校の若干の協力を得て専用の受け払いポスト等を設置することで対応可能と思われる。上記の観点から、当該委託業務については、委託業務自体抜本的な改善が必要ではないか。

B、管理委員会の不設置

現状、学校開放の管理委託業務を行っている管理委員会は、上述したように、各学校の地域住民等（具体的には、公民館館長やボランティアの個人等）で構成されている。しかし、下記の学校においては、当該管理委員会が組織できず、学校開放が制度的に行われていない。

・ 十一屋小学校

・ 泉中学校 長田中学校 金石中学校 高尾台中学校 緑中学校

学校開放は主として地域住民の健全なグループ活動を育成する目的で行われているものであり、その目的を達成するために金沢市としては管理委員会という制度を設けて運営を行っているものである。しかし、上記の学校では、管理委員会が組織できないため、円滑な学校開放が行われているとは言い難い。このように地域の事情があって管理委員会が組織できない場合には、本来、管理委員会という制度の導入を決めた金沢市が責任をもって公民館等と協力し、地域の理解を求めながら学校開放業務を行うべきものと考えられる。

指摘事項

学校開放を制度的に行なっていない学校がある。

開放した学校施設の活用促進のため、金沢市としては管理委員会という制度を設けて運営を行っているが、管理委員会が組織できないため、学校開放が制度的に行われているとは言い難い学校が6校ある(中学校5 小学校1)。地域の事情があつて管理委員会が組織できない場合には、本来、管理委員会という制度の導入を決めた金沢市が責任をもって公民館等と協力し、地域の理解を求めながら学校開放業務を行うべきものとする。

管理委員会への委託業務の抜本的見直し

開放した学校施設の利用に当たっては、利用者の鍵の取り扱いを厳しくし、守れないものへ利用の拒否を規約上明確にするなどにより、管理委員会への委託業務を軽減し、委託費用の削減をも図るべきである。

(6) 学校給食の調理場
施設の概要

調理場	森本	栗崎	小立野	扇台	鞍月
開場年月	昭和47年9月	昭和47年9月	昭和48年9月	昭和53年4月	昭和54年4月
取得価額(注)	45,976千円				159,078千円
	南小立野	西南部	米泉	泉野	緑
開場年月	昭和55年4月	昭和58年4月	昭和58年4月	昭和59年9月	昭和62年4月
取得価額(注)	65,468千円	91,049千円	47,902千円	97,067千円	159,250千円
	中央	西部	北部		
開場年月	平成2年4月	平成11年9月	平成15年9月		
取得価額(注)		1,128,191千円	1,363,789千円		

金沢市の学校給食の調理方式は、大きくわけて下記の3方式に分類できる。

ア) 共同調理場における直営調理員方式

イ) 共同調理場における民間調理員方式

ウ) 単独調理場における直営調理員方式

なお、上記については、完全給食を実施している場合であり、ミルク給食の場合は考慮していない。

各方式によるメリット、デメリットを考えれば以下のようなになる。

方式	メリット	デメリット
ア) 共同調理場における直営調理員方式	・単独より調理員が少なくすむ	・配送時間を考慮した調理が必要 ・配送費用が必要 ・直営のため人件費が硬直的
イ) 共同調理場における民間調理員方式	・単独より調理員が少なくすむ ・直営より人件費が弾力的になる	・配送時間を考慮した調理が必要 ・配送費用が必要
ウ) 単独調理場における直営調理員方式	・配送がないため出来立てを喫食可能	・直営のため人件費が硬直的 ・共同より調理員が必要

	・配送費用が不要	
--	----------	--

金沢市には、現在ミルク給食の学校は5中学校あり(兼六 小將町 紫錦台 城南 野田)、今後、新規の共同調理場の建設を視野に入れながら、完全給食の実施を目指していく方針である。

しかし、学校給食の調理方式をどの方式にするかは、各方式によるメリットとデメリットを総合的に勘案しながら決定する必要がある、その中でもコスト計算は重要な1要素であることは間違いなく、各方式によるコストを比較しながら検討する必要がある。各方式による調理員の人件費に係わるコスト比較は以下のとおり。

コスト	ア)共同調理場における直営調理員方式	イ)共同調理場における民間調理員方式	ウ)単独調理場における直営調理員方式
直営人件費	510,765,097	-	138,340,255
民間委託料	-	89,216,400	-
計	510,765,097	89,216,400	138,340,255
給食調理数	4,306,056	1,318,090	711,619
1食当たりコスト	119	68	194

今回の外部監査において、上記の3方式について、調理から喫食に到るまでのコスト比較を実施しようとした。しかし、学校に併設されている共同調理場や単独調理場については、光熱水費などの経費が学校に係わるものと一緒になって業者から請求がくるため、調理場部分についての経費を明確に把握することができないとのことであり、調理員の人件費に係わるもの以外のコスト比較を実施することができなかった。(メーター設置コストの観点から個別の契約としなかった)

しかし、他の経費を考慮してもイ)の共同調理場における民間調理員方式が最も低コストであることに変わりがないと考えられる。また、今後の課題として、どの調理場がコスト面で効率的に運営されているかということを経常的に把握できる管理体制の構築が必要と考える。

意見

中学校の5つのミルク給食校を完全給食校に変えていくにあたり、共同調理場における民間調理員方式が最も低コストであると考えられる。また、今後の課題として、どの調理場がコスト面で効率的に運営されているかということを経常的に把握できる管理体制の構築が必要と考える。

第7節 国際文化課 観光課所管の施設(一部商業振興課,緑と花の課)

監査要点

金沢市は都市づくりの基本的なテーマとして「金沢の誇るべき貴重な個性の維持・発展と都市基盤の充実により、世界の中で独特の輝きを放つ『世界都市金沢』の実現」を掲げている。このテーマを基本とした都市づくり・7つの目標中の一つに「歴史・文化・伝統を活かしたまちづくり」というものがある。

その役割を担うのが国際文化課と観光課である。国際文化課は文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等芸術、メディア芸術あるいは伝統芸能に関わる施設を整備し、文化芸術の振興を図り、国内外への発信に努めている。観光課は、金沢の名所旧跡や生活文化・伝統芸能に係わる施設を観光に生かしている。

今回の監査では、各課が所管する主たる施設(下表参照)の利用状況を調査し、公共施設が有効利用されているか、管理業務が効率的に行われているか、業務に関連する法令及び条例を遵守しているかを調べた。

国際文化課所管

金沢市立中村記念美術館
金沢市民俗文化財展示館
金沢市立安江金箔工芸館
金沢市立ふるさと偉人館
泉鏡花記念館
金沢湯涌夢二館
金沢蓄音器館
前田土佐守家資料館
室生犀星記念館
金沢卯辰山工芸工房

(注)
国際文化課所管の公共施設は多岐に及ぶため
金額的影響の大きい以下の施設を監査対象とした。

観光課所管

金沢市老舗記念館
金沢市西茶屋資料館
旧加賀藩土高田家跡
金沢市足軽資料館
長町武家屋敷休憩館
ひがし茶屋休憩館

監査手続き

- ・ 監査対象施設に関連する法令・条例等を閲覧した。
- ・ 各館の設置目的に関する資料を入手し閲覧した。
- ・ 利用状況に関する資料を入手し閲覧、分析を行った。
- ・ 簡易な行政コスト計算書を作成し、分析を試みた。
- ・ 必要に応じて現場視察を実施した。
- ・ なお平成15年度取得の施設はない

監査結果(国際文化課)

金沢市立中村記念美術館

故中村栄俊氏収集の美術品をもとに昭和41年開館後、同50年金沢市が寄贈を受け、平成元年には新館を開館した。旧中村邸は昭和61年4月に金沢市指定保存建物に指定された。中村氏収集の茶道美術の名品をはじめ江戸時代の絵画、古九谷、加賀蒔絵、加賀象嵌など、旧家の室内調度を主として重要文化財3点、重要美術品5点、県・市指定文化財各1点を含め約600点を所蔵している。季節毎に年4回の展示替や旧中村邸を会場に春・秋の座敷飾り、春茶会

など、加賀百万石の城下町として栄えた古都金沢の茶道文化と伝統工芸を紹介する美術館である。

所在地 本多町3丁目2番29号
敷地 10,135.3m²
鉄筋コンクリート2階建瓦葺 延床 913m²
施設内容 展示室、休憩室、会議室、収蔵庫、旧中村邸、茶室等（耕雲庵・梅 庵）
主な収蔵品 茶道美術品、古九谷、加賀蒔絵、加賀象嵌
取得価額 301,800千円（平成元年）

金沢市民俗文化財展示館

石川県の有形文化財であるこの建物は、明治32年（1899年）に石川県立金沢第二中学校として建てられた。教会を模した尖塔のある西洋風の木造建築は、「三尖塔校舎」の愛称で、今も市民から親しまれている。昭和53年に民俗文化財展示館として開館し、金沢の都市文化の高さを示す職人道具の各種をはじめとした9,800件2万点余りの品物を収蔵している。展示室では、基本的な生活の中で衣・食・住に関するもののほか、金沢の職人道具や米作り、子供に関する展示を行っている。四季毎に年4回展示品を入れ替えている。

所在地 飛梅町3-31
敷地 621.6m²
木造2階建て瓦葺 延床 1210.26m²
施設内容 展示室5室 収蔵室6室 休憩室等
主な収蔵品 職人道具をはじめ生産・生業の用具、一般の生活用具、農漁具
取得価額 県より移管のため、取得価額 0円

金沢市立安江金箔工芸館

安江金箔工芸館は、金沢で一、二といわれた広物の金箔打ち立て師であった故安江孝明氏が、昭和49年5月私財を投じて金箔に関する工芸館を建設し、彼の収集物である美術工芸品や金箔製造道具を一般に公開したのが始まりである。金箔に関する工芸館として全国でも珍しい博物館として高い評価を得て、昭和57年博物館法による美術館施設として登録された。昭和60年6月、土地、建物、美術工芸品、製箔道具、製品見本及び箔打機等が本人の申し出により金沢市に寄贈されることになった。

所在地 北安江1丁目5番10号
敷地 1,212.03m²
鉄筋コンクリート2階建 2棟 延べ床 721.38m²
施設内容
展示室3室 実演室 1室 茶室 1室 休憩室3室金箔工芸品、製箔道具、
工程見本の展示と箔移しの実演あり。
取得価額 36,000千円（昭和55年）

金沢市立ふるさと偉人館

木村栄、鈴木大拙、高峰譲吉、藤岡東圃、三宅雪嶺の素顔、業績などを広く紹介し、後世に伝える動的な学習館として平成5年11月に開館した。記載した5人についての資料や著作の展示、書斎の再現、映像機器やグラフィックパネルによる解説などにより、その生涯や業績などを広く紹介する博物館になっている。また、平成16年春には、谷口吉郎、中西悟堂、八

田與一の展示コーナー等を新たに設けた。

所在地 下本多町6番丁18番地4
敷地 1750m²
鉄筋コンクリート3階建 延べ床1,830.07m²
施設内容 常設展示室、企画展示室、講座室、収蔵庫、学習コーナー等
取得価額 466,497千円（平成5年）

泉鏡花記念館

文豪泉鏡花の生家跡に明治から昭和にかけ建築された、老舗和菓子店の木造2階建て母屋と土蔵3棟を平成10年に金沢市が購入した。それを改修・整備し、泉鏡花の資料等を展示する記念館として平成11年11月に開館した。

所在地 尾張町2丁目12番7号
敷地 669.82m²
木造2階建瓦葺 続き棟土蔵3棟 延べ床 431.09m²
施設内容 展示室3室 映像室、珈琲ショップ等
取得価額 159,995千円（平成11年）

金沢湯涌夢二館

大正ロマンを代表する画家竹久夢二がその最愛の女性・笠井彦乃と幸せな時間を過ごした地・湯涌に夢二の人間性や彼の芸術の世界を追求することを目的として、平成12年4月に開館した。夢二関係資料を展示する他、ミニシアター、音声ガイド機器による展示解説なども行っている。

所在地 湯涌町イ144-1
敷地 1453m²
鉄筋コンクリート2階建 延床 806m²
施設内容 展示室2室 ミニシアター ショップ
主な収蔵品 夢二の作品、遺品、周囲の人物との関わりを示す資料等
取得価額 415,170千円（平成11年）

金沢蓄音器館

故八日市浩志氏のコレクションを譲り受けて、平成13年7月開館。参加型で楽しめる装置により蓄音器の音のメカニズムを紹介するほか、蓄音器の聞き比べ実演を行い、実際にSP盤を鑑賞することで、深く関心を持てるよう配慮している。

所在地 尾張町2丁目11番21号
敷地 436.49m²
鉄筋コンクリート3階建 延床618.58m²
施設内容 展示室、収蔵庫、多目的ホール、ミュージアムショップ
主な収蔵品 蓄音器、SPレコード等
取得価額 250,750千円（平成13年）

前田土佐守家資料館

加賀八家の一つである前田土佐守家に関わる展示を通じて金沢の歴史と文化を後世に伝えていくとともに、片町～長町を繋ぐにぎわいの創出拠点とすることを目的として、平成1

4年4月に長町武家屋敷界隈の一角に開館した。土佐守家に伝わる9,000点を超える資料を収蔵、その一部を公開している。

所在地 片町2丁目10番17号

敷地 1,805m² 建築面積 634m² 延べ床 1,099m²

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上2階

施設内容

展示室2室、庭園鑑賞室、情報・映像コーナー、休憩ラウンジ、事務室、会議室、収蔵庫

主な収蔵品

織田信長黒印状、豊臣秀吉自筆書状、黒漆塗黒糸威二枚胴具足、芳春院自筆書状

取得価額 355,760千円（平成13年）

室生犀星記念館

金沢三文豪の一人、室生犀星に関する資料等を収蔵・展示する記念館。彼が生涯こよなく愛した犀川のほとりにある生誕地に犀星に関する様々な情報を集積・発信する拠点として、平成14年8月に開館した。

所在地 千日町3番22号

敷地 604.5m²

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階、地上2階

建築面積 274m² 延べ床 598.5m²

施設内容 展示室、休憩コーナー、ショップ、研究・会議室、収蔵庫

主な収蔵品 遺品類、初版本、短冊・軸類、直筆原稿・書簡類

取得価額 308,745千円（平成14年）

金沢卯辰山工芸工房

金沢卯辰山工芸工房は、本市の伝統工芸の継承発展を図るため、加賀藩御細工所の“工芸の振興”という精神を現代に生かす工芸の総合的施設として市政100周年を記念して設立された。本館・展示館等は、工芸作品、技法・素材に関する資料や加賀藩御細工所に関する史料等を展示公開している。交流を深めるための茶室や和室を開放するなど、工芸を多角的に考え、探る場となっている。工房棟は、陶芸・漆芸・染・金工・ガラスの5工房が用意されており、工芸作家を養成し、作品資料を展示している。また、研修者の創作活動も見学できる造りとなっている。

所在地 卯辰町ト10番地

建築面積 本館・展示館 1,355.78m²

工房棟 2,891.55m²

施設内容

本館・展示館 工芸作品、技法・素材に関する資料や加賀藩御細工所に関する史料等を展示公開している。

工房棟 陶芸、漆芸、染、金工、ガラスの5工房があり、工芸の振興に寄与する人材（技術研修者）を育成するとともに、市民工房が開設され、工芸関係者の交流の場となっている。

取得価額 1,609,788 千円（平成元年）

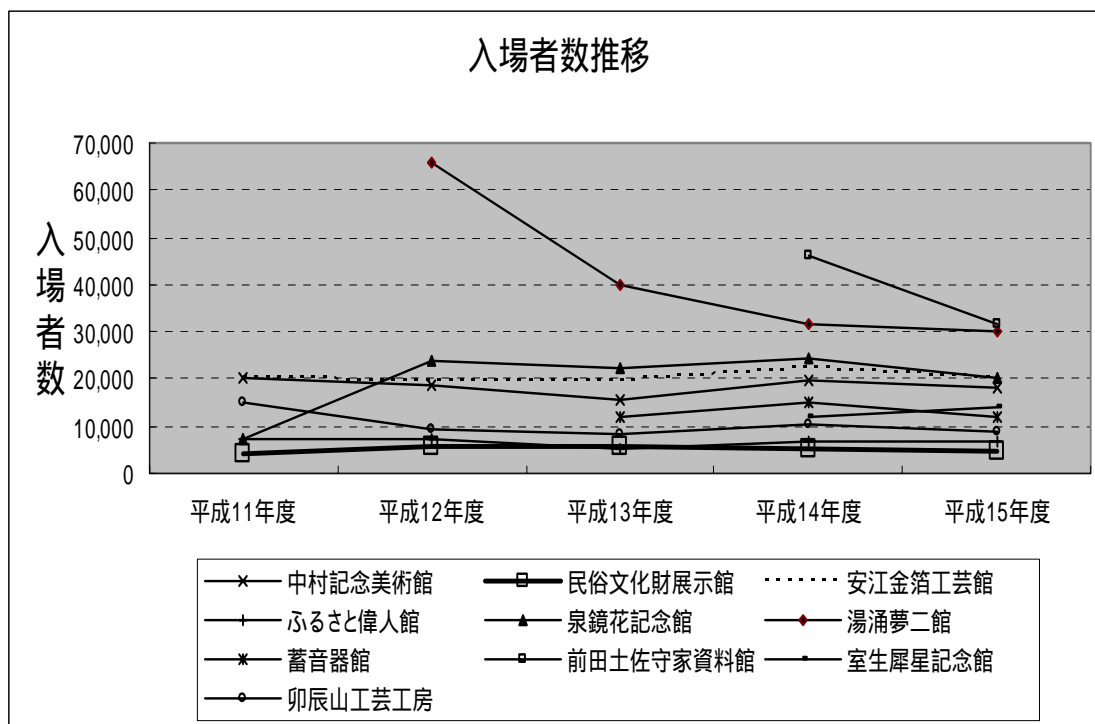
国際文化課所管施設の入場者推移

平成11年度から平成15年度までの、各施設の入場者数の推移を示すと次のとおり。

(単位 人)

施設名	中村記念 美術館	民俗文化財 展示館	安江金箔 工芸館	ふるさと 偉人館	泉鏡花 記念館
開館年度	H1年11月	S53年6月	S60年寄贈	H5年11月	H11年11月
平成11年度	20,037	4,215	19,967	7,441	7,378
平成12年度	18,740	5,923	19,570	7,404	23,616
平成13年度	15,751	5,469	19,697	5,428	22,541
平成14年度	19,605	5,298	22,159	6,992	24,516
平成15年度	18,372	4,560	20,066	6,614	20,415

	湯涌夢二館	蓄音器館	前田土佐守家 資料館	室生犀星記念 館	卯辰山工芸工 房
開館年度	H12年4月	H13年7月	H14.4月	H14.8月	H1.10月
平成11年度					15,245
平成12年度	65,874				9,322
平成13年度	39,827	11,788			8,538
平成14年度	31,636	15,072	46,015	12,137	10,142
平成15年度	30,136	12,063	31,609	13,788	8,668



湯涌夢二館については、平成12年度の入場者数が60,000人を超える高い入場者の状況となっている。平成10年度に近接する湯涌温泉総湯白鷺の湯がリニューアルオープンされた。夢二館の開館年度はこの温泉入湯者との相乗効果及び開館初年度効果があいまって高い入場者数となったと考えられる。また、平成14年度は、ほとんどの施設で前年の入場者数を上回っている。これは、平成14年度にNHK大河ドラマ「利家とまつ」の放映もあり、地域住民及び観光客の藩政期に対する興味が高まったため、これらの観光施設への来館者の増加に

つながったものと思われる。特に、前田土佐守家資料館は開館初年度との相乗効果で40,000人を超える入場者数となっている。

このような施設の開館初年度の入場者数は、初年度ゆえの注目度、話題性によってある程度確保されるが、2年目以降は再来者数が確保されない限り減少する傾向となる。

そこで、市の担当課で施設の趣旨に合致した様々な企画展が開催されることになる。以下各施設で平成15年度に開催された企画展・特別展を概括する。

中村記念美術館	四季展（春・秋・冬）、中村コレクション名品店、春の市民茶会ほか
安江金箔工芸館	四季展（春・夏・秋・冬）、箔打ち実演公開ほか
泉鏡花記念館	所蔵品展、企画展（鏡花の巡礼街道展）ほか
湯涌夢二館	収蔵品展、特別展（3周年記念特別展、夢二が見た明治・大正のファッション）ほか
前田土佐守家資料館	企画展（雅堂文庫展、歴史資料展、前田土佐守家と武芸ほか）
室生犀星記念館	企画展「犀星と萩原朔太郎」「挿絵で読む杏っ子の世の世界」ほか

コスト分析

各文化施設の運営上の効率性を概括してみるため、簡易行政コスト計算書を作成した。行政コスト計算書とは、地方公共団体が行政サービスの提供のためにどのような活動をしたのかについて、資産形成につながらないコスト面に着目して把握するものである。この行政コスト計算書を分析に用いることにより、行政活動の効率性や合理化等の状況の把握、他団体との比較ができるようになると一般的には理解されている。この文化施設の簡易行政コストの作成にあたっては、以下のルールにより作成した。各文化施設の収支決算書を基本にして、これに減価償却費相当額を加算した。減価償却費相当額は取得価額から見積残存価額（取得価額の10%）を控除した金額を単純に耐用年数で除すという定額法的ルールにより算定した。あくまで簡易な分析のための作成であるため、退職給与引当金繰入、不能欠損処理費用、移転支出的コストまでは考慮していない。

平成15年度 簡易行政コスト計算書

	中村記念美術館	民俗文化財展示館	安江金箔工芸館	ふるさと偉人館	泉鏡花記念館	金沢湯涌夢二館	金沢蓄音器館	前田土佐守家資料館	室生犀星記念館	卯辰山工芸工房
完成年	H1	M32	S49及びS55	H5	H11	H12	H13	H14	H14	H1
行政コスト										
人にかかるコスト	24,608	19,849	19,600	21,644	21,147	26,411	19,670	27,553	14,882	106,861
物にかかるコスト	24,855	7,162	11,920	28,542	12,555	22,097	19,929	24,997	16,400	66,338
(物件費・維持管理費)	20,328	7,162	11,380	21,545	10,155	15,870	16,168	19,661	11,769	42,191
(減価償却費相当額)	4,527	0	540	6,997	2,400	6,228	3,761	5,336	4,631	24,147
移転支出的なコスト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他のコスト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政コスト合計	74,317	34,173	43,440	78,728	46,258	70,605	59,529	77,547	47,683	239,537
収入見目										
使用料手数料等	4,168	0	3,486	414	4,083	7,213	2,074	6,820	2,564	1,009
使用料手数料等/行政コスト	6%	0%	8%	1%	9%	10%	3%	9%	5%	0%

(参考)取得価額	301,800	0	36,000	466,497	159,996	415,170	250,750	355,760	308,745	1,609,788
施設延べ床面積 m ²	913	1210	1212	1830	670	806	619	1099	599	4247
利用人数	17,946	4,419	19,390	6,569	20,101	30,020	11,642	30,659	13,903	8,556
1日あたりの利用人数	60	15	65	22	67	100	39	102	46	29
行政コスト/利用人数	4,141	7,733	2,240	11,985	2,301	2,352	5,113	2,529	3,430	27,996
人に係るコスト/利用人数	1,371	4,492	1,011	3,295	1,052	880	1,690	899	1,070	12,490
物に係るコスト/利用人数	1,385	1,621	615	4,345	625	736	1,712	815	1,180	7,753
物に係るコスト/延床面積	27,223	5,918	9,835	15,595	18,744	27,416	32,218	22,745	27,403	15,619

(注)1日あたりの利用人数は実稼動日数を300日として算出した。

使用料・手数料を行政コストで除した比率について、民俗文化財展示館、ふるさと偉人館及び卯辰山工芸工房の比率が低くなっている。民俗文化財展示館は、無料施設であり、収入がない。ふるさと偉人館については、ふるさと学習のため高校生以下の利用が多く、無料利用者が多くなっているためである。卯辰山工芸工房は、金沢の優れた伝統工芸の継承発展と文化振興を図るといった目的のための施設であり、その目的のためのコストがかかっているため、低い数値となっている。上記の理由より、利用人数あたりの行政コストについても、ふるさと偉人館及び卯辰山工芸工房は高い数値となっている。

以上国際文化課所管の施設を監査したが、以下の点を除いて問題はなかった。

各施設の茶室について

金沢市管轄の茶室の主なものとして以下のものがある。

概要 項目	松声庵	中村記念美術館 耕雲庵	中村記念美術館 梅庵	中村記念美術館 旧中村邸茶室
住 所	高岡町10番25号	本多町3丁目2番29号	本多町3丁目2番29号	本多町3丁目2番29号
規 模	敷地面積 394.56m ² 建物 木造瓦葺2階建 約188m ²	敷地 本多公園内 建物 木造瓦葺平屋建 約85m ²	建物 木造瓦葺平屋建 約34m ²	建物 木造瓦葺2階建 約199m ²
構成・ 外観等	草庵5畳本勝手	草庵、四畳半本勝手入 母屋造り	書院 八畳本勝手	書院 1階 7畳半10畳控えの間12畳 2階 二十七畳逆勝手船 柵造り 昭和61年金沢市指定保 存建造物に指定
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時
貸室使 用 料	全室 午前 3時間 2,620円 午後 4時間 3,150円 茶室のみ 午前 3時間 1,050円 午後 4時間 1,260円	午前 3時間 2,625円 午後 3時間 2,625円 全日 6時間 5,250円	午前 3時間 2,625円 午後 3時間 2,625円 全日 7時間 5,250円	1階 午前 3時間 2,835円 午後 3時間 4,200円 全日 7時間 7,035円 2階 午前 3時間 4,725円

						午後 3時間 7,035円
						全日 7時間 11,760円

利用状況	松声庵		中村記念美術館 耕雲庵		中村記念美術館 梅庵		中村記念美術館 旧中村邸茶室	
	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数
13年度	48	585	71	1,100	18	55	47	5,500
14年度	62	1,461	108	1,200	12	8	52	2,600
15年度	61	1,038	100	2,100	9	47	53	4,600
開館日数	随時(使用申請による)		開館日数		開館日数		開館日数	
13年度	火、木、土、日		325		325		325	
14年度	一般見学可		325		325		325	
15年度	(茶室利用時を除		326		326		326	

概要 項目	旧園邸 松向庵	文化ホール内茶室 「閑清庵」	卯辰山工芸工房内 茶室「流芳苑」
住所	西町3番丁17-7	高岡町15番1号	卯辰町ト10番地
規模	建物 木造瓦葺2階建約 128.27㎡(茶室部分)	文化ホール内1階 収容人員30名 139㎡	茶室20人程度 面積 約50㎡
構成・ 外観等	草庵三畳台日本勝手 入母屋造り(松向庵は公 開のみ使用不可)	文化ホール内の一室と してある。	卯辰山工芸工房内の一 室としてある。
開館 時間	午前9時～午後5時	午前9時～午後10時	午前9時～午後4時半
貸室使 用料	4室以下 3時間使用 2,650円 全日使用 5,300円 全室使用 3時間使用 5,300円 全日使用 10,600円	全室使用 午前3時間 7,875円 午後4時間 12,180円 夜間4時間 13,755円 全日13時間 29,190円 立会茶室を除き使用 午前3時間 6,300円 午後4時間 9,660円 夜間4時間 10,920円 全日13時間 23,100円	午前3時間 1,570円 午後3.5時間 2,620円

利用状況	旧園邸 松向庵		文化ホール内茶 室 「閑清庵」		卯辰山工芸工房内 茶室「流芳苑」	
	利用日数	利用人数	利 用	利用人数	利用日数	利用人数
13年度	29	487	20	1,762	13	341
14年度	29	913	15	885	4	58
15年度	26	1,370	18	1,798	6	76
開館日数	随時(使用申請による)		開館日数		開館日数	

13年度	土、日一般見学可(茶会 時を除く)	300	302
14年度		326	262
15年度		329	269

中村記念美術館の利用人数は、利用者の自己申告による概数となっている。他に耕雲庵・梅庵・旧中村邸の共通利用者は平成13年度 200人、平成14年度 2,900人、平成15年度1,500人であった。

さらに、平成16年10月に開館した金沢21世紀美術館において、金沢の茶室復興事業がすすめられている。これは、金沢に残る名茶室2棟、松涛庵、山のお茶室を金沢21世紀美術館敷地内に移築整備していくというものである。金沢21世紀美術館と一体的に使用してもらい、美術館と関わりあいを持つという意図のために、囲いを作らず、美術館とは区切らないよう整備している。

その一方、上表では記載されていないが、卯辰山工芸工房内の茶室については、平成12年度において1,431名の利用者があった。しかし、平成15年度は76名にまで落ち込んでいる。国際文化課担当者からのヒアリングによるならば、卯辰山工芸工房内茶室の利用者の減少理由として以下のことが考えられる。

- ・ 市内の茶室等の数が充実してきたため市内中心部から比較的距離のある卯辰山工芸工房内の茶室まで使用したいという利用者の需要が少なくなってきた。
- ・ 卯辰山工芸工房にはもともと駐車場が少なく、団体利用を考えると、使いづらい。従って、市内の茶の関連団体に茶室の利用を呼びかけても、利用状況が改善するとは考えづらい状況にある。

その他の金沢市の茶室について

- ・ 老舗記念館 茶室(観光課)
見学は可能だが呈茶サービスはしていない
- ・ 長町研修塾 匠心庵(商業振興課)

現在、(社)金沢職人大学校が、金沢市から業務委託を受けて匠心庵の保守・管理を行っている。これは、職人大学校の第1期生が研修塾の修復作業を実施した経緯で受託先になっているとのことであるが、職人大学校としては、その後、同所で独自の自主事業等は特段行っていない。

施設は一般公開されているものの、無料で開放されているのは庭園だけであり、有料となっている建物の中の和室や茶室は、下記の利用状況から判断すると、ほとんど利用されていない状態にある。

過去3年間の市民の利用状況は、以下のとおり。

	H13年度	H14年度	H15年度
利用者数(人)	502	1,188	175
利用収入(円)	87,000	91,000	36,000

なお、建物内部の和室と茶室の使用料は以下のとおり。

使用室	午前9時～12時、 午後1時～4時
茶室	2,100円
和室	1,050円

・ 休憩館<旧高峰家・旧検事正官舎>(黒門緑地 緑と花の課)

平成7年まで、金沢地方検察庁検事正官舎の敷地であったものを、平成13年官舎の一部と、その土塀を廻らす屋敷構えを保存するとともに、アドレナリン、タカジアスターゼの創製で世界的に知られる高峰讓吉博士ゆかりの家屋を移築し、公園として整備されたもの。旧高峰家は、明治5年、加賀藩の御典医(ごてんい)であった讓吉の父が建てた居宅の一部で、書斎、茶室として利用された「離れ」にあたる。

規模	木造平屋建 152.37㎡
構成・外観等	黒門前緑地内の休憩館として設置されている。
開館時間	午前9時～午後5時
貸室使用料	午前(9時～正午) 1,050円 午後(1時～5時) 1,260円 全日(9時～5時) 2,310円

旧高峰家・旧検事正官舎				
利用状況	利用日数	利用人数	開館日数	見学者数
13年度	19	680	208	15222
14年度	56	2359	359	21767
15年度	39	1744	360	17974

金沢市以外の団体等が所有する市内の茶室には下表のものがある。

施設名	名称	エリア	見学	呈茶	庭園
兼六園	時雨亭 三芳庵 夕顔亭 内橋亭 成巽閣	金沢・兼六園			
西田家庭園「玉泉園」	灑雪亭 寒雲亭	金沢・兼六園			
宝円寺	對青軒	金沢・小立野			
天徳院	茶室	金沢・小立野			
妙立寺(忍者寺)	霞の間 大名茶室	金沢・寺町			
武家屋敷跡「野村家」	不莫庵	金沢・長町			
寺島蔵人邸跡	乾泉亭 黄松琴亭	金沢・ひがし茶屋周辺			
大樋美術館		金沢・ひがし茶屋周辺			
心蓮社	来迎舎 竹林庵	金沢・ひがし茶屋周辺			
月心寺	直心庵 暁雲亭	金沢・ひがし茶屋周辺			
銭屋五兵衛記念館	拾翠園	金沢・金石			

以上金沢市内には多くの茶室がある。金沢市の茶室が12箇所(21世紀美術館の2茶室を含む)、その他県やお寺等が所有し公開しているもの(呈茶をしていないものを含む)が11箇所ある。市内の茶道愛好家や観光客が利用するとしてすでに十分すぎる茶室があると思われる。茶室全体を同一の課で管理し、金沢市ホームページへの一括記載をするなどして、茶室の利用をもっと促進すべきである。一方で以下の茶室については茶室自身の利用方法の整理も視野にいれる必要がある。

指摘事項

老舗記念館内茶室

H15年度までは、無料施設で月平均1万人以上の利用者があったが、H16年度より有料化したところ月平均2,500人程度に激減している。観光バスの駐車場に隣接しており、無料ならばの見学者であったように思われる。茶室は建物と一体となった当時の暮らしを紹介する展示物の1つであり、市民や観光客の利用を想定していない。老舗の外観に比し、施設内部の町民文化の展示に集客力がないとも考えられ、施設全体の中で、より良い展示や茶室利用のあり方を再検討すべきである。

長町研修塾内匠心庵

周辺は多くの観光客が訪れるところであるが、現状は利用が少ない。職人技術の紹介の場として、利用促進に努められたい。また、金沢職人大学の研修施設としての利用もなお一層進められたい。

卯辰山工芸工房内茶室

卯辰山工芸工房茶室は、日本独特の文化である茶道を取り入れ、工房生の工芸の創造活動の一助として建築されたもの。平成15年度、茶室利用者は76人となっており、一般の茶室利用者は非常に少ない。工房見学者や一般利用者が立ち寄りやすいもてなしの形態や内装を検討し利用率の向上を図る必要がある。

意見

金沢市内には多くの茶室がある。金沢市の茶室が12箇所(21世紀美術館の2茶室を含む)、その他県やお寺等が所有し公開しているもの(呈茶をしていないものを含む)が11箇所ある。市内の茶道愛好家や観光客が利用するとしてすでに十分すぎる茶室があると思われる。茶室全体を同一の課で管理し、金沢市ホームページへの一括記載をするなどして、茶室の利用をもっと促進すべきである。

監査結果(観光課)

金沢市老舗記念館

金沢市老舗記念館は、藩政時代からの薬種商であった「中屋薬舗」の建物を昭和62年金沢市が中屋家から寄附を受け、文化財的に価値のある外観を保存し、藩政時代の商家の面影を残すみせの間などを復元するとともに、伝統的町民文化の展示施設として平成元年4月に開館したものである。

現在の建物は、木造2階建て1階にみせの間、おえの間、茶室、座敷、書院、事務室があり、2階は金沢の伝統的町民文化を紹介する展示場となっている。金澤老舗百年會会員店の生活諸道具の展示及び、金沢の婚礼模様、工芸菓子が展示されている。

所在地 金沢市長町2丁目2番45号

敷地 長町研修館敷地(1,106㎡)内
延床面積427㎡
取得価額 78,800千円
観覧料 大人100円(H16年4月より)、高校生以下 無料

館の管理状況

平成15年度までは、無料施設であったため、施設の管理を財団法人金沢文化振興財団へ委託していた。しかし、平成16年度から有料化としたこともあって、入場料収入の管理を適正に行うため、その管理を金沢市直営の管理(担当課:観光課)とした。

金沢市西茶屋資料館

「にし茶屋街」の一角に建つ西茶屋資料館は、平成8年4月開館。お茶屋「吉米楼」(島田清次郎の小説「地上」の舞台となったところ)跡地に当時の造りを再現したもので、1階には、島田清次郎の波乱に富んだ人生を物語る多くの資料を展示している。

所在地 金沢市野町2丁目25番18号
敷地 205㎡
延べ床153㎡
取得価額 45,217千円

館の管理の状況

施設の管理について、平成15年度までは、財団法人金沢文化振興財団へ委託していた。しかし、平成16年度から、他の観光課所管施設と同様に金沢市直営の管理(担当課:観光課)として、観光ボランティアが常駐し、周辺の案内も行っている。法令に従い、消防設備保守点検を受けているが、点検の結果異常なしの報告を受けている。

旧加賀藩士高田家跡

加賀藩の藩士であった高田家の屋敷跡に、中級武士の役割や暮らしを再現したもので平成10年4月開館。同時に大野庄用水を引き入れた池泉回遊式庭園を整備し公開している。

所在地 金沢市長町2丁目6番1号
敷地 829㎡
長屋門 64㎡
取得価額 25,657千円
入場料 無料

館の管理の状況

施設の管理について、平成15年度までは、財団法人金沢文化振興財団へ委託していた。しかし、平成16年度より、他の観光課所管施設と同様にその管理を金沢市直営の管理(担当課:観光課)とした。法令に従い、消防設備保守点検を受けているが、点検の結果異常なしの報告を受けている。

金沢市足軽資料館

現在の幸町辺りには、かつて早道飛脚足軽の組屋敷があった。そこに残されていた屋敷二軒を長町界隈へ移築して当該資料館を整備した。資料館のうちの一軒「清水家」。さらに同家に伝わる文献資料の一部も公開し「職務・武術・世襲・教養」の四テーマで、またもう一軒の「高西家」では、足軽の歴史や加賀藩の足軽について「組織・暮らし・居住地・住居」の四テーマで解説している。

所在地 金沢市長町1丁目9番3号
敷地 1,165㎡
延床面積 清水家115㎡、高西家119㎡
取得価額 57,680千円
入場料 無料
館の管理の状況

施設の管理は、平成15年度までは、財団法人金沢文化振興財団へ委託していた。しかし、平成16年度より、他の観光課所管施設と同様にその管理を金沢市直営の管理（担当課：観光課）とした。法令に従い、消防設備保守点検を受けているが、点検の結果異常なしの報告を受けている。

長町武家屋敷休憩館

長町武家屋敷界隈の観光客の休憩所として、平成14年2月開館。観光パンフレット等を配置、周辺案内パネル、休憩用テーブル・椅子、トイレ及び喫煙スペースを設置している。外壁は土塀とし、長町武家屋敷界隈の雰囲気と同調させている。観光ボランティアガイドが常駐し、周辺を案内する。

所在地 金沢市長町2丁目4番36号
敷地 428㎡
延べ床 131㎡
取得価額 81,585千円
入場料 無料
館の管理の状況
従来より、金沢市観光課の直営となっている。

ひがし茶屋休憩館

江戸末期の町家を復元して、平成16年5月から公開したものである。職人大学校が明治期の姿に修復した。観光客の休憩所として位置付け、観光パンフレット等の配置及び、周辺案内パネルを設置している。また、観光ボランティアガイドが常駐し、要望に応じて、周辺のひがし茶屋街の案内を行っている。1階は公開しているが、2階は非公開としている。平成17年秋ごろに金沢市の指定文化財に指定予定である。

所在地 金沢市東山1丁目5番14号
敷地 143.14㎡
木造2階建鋼板葺き 延床面積 165.55㎡
取得価額 40,249千円
館の管理の状況

金沢市観光課の直営となっている。

平成16年度開館事業であり、平成15年度の収支実績がない。但し、平成17年度より金沢市指定文化財に指定予定であり、自動火災報知設備設置義務が生じるため、自動火災報知設備を設置する予定となっている。

観光課所管施設の入場者数の推移

		老舗記念館	足軽資料館及び 旧加賀藩士 高田家跡	西茶屋資料館	長町武家 屋敷休憩館	ひがし茶屋 休憩館
開館年月		H1.4	足軽 H9.11 高田家 H10.4	H8.4	H14.2	H16.5
利用人数 (人)	H13年度	119,280	55,936	23,558	10,317	-
	H14年度	158,935	71,539	28,530	83,651	-
	H15年度	134,214	54,114	33,279	75,271	-
平成15年度月平均		11,185	4,510	2,773	6,273	-

いずれも平成15年度は無料施設であったため、概括的な数値である。

平成14年度は、NHK大河ドラマ「利家とまつ」の放映もあり、地域住民及び観光客の藩政期に対する興味が高まり、これらの観光施設への来館者の増加につながったものと思われる。

老舗記念館、足軽資料館・旧加賀藩士高田家跡及び長町武家屋敷休憩館は、長町武家屋敷界隈の中央に位置し、それぞれ来館者数が相乗効果で延びているものと思われる。一方、西茶屋資料館は金沢市野町のにし茶屋街の通りにあるため、他の観光施設とは若干離れたところにあり他施設との相乗効果は希薄であるが、街関係者の努力により過去3年間来館者数は増加傾向にあるものの、まだこれらに比較すると少ない。但し、平成14年度に開館した「室生犀星記念館」(国際文化課所管)が比較的近くにあることや、にし茶屋街の魅力が理解されてきたこととの相乗効果が、平成14年度以降多少は出ているものと思われる。下記に市管轄以外のその他の施設の利用状況を示す。

(参考)市管轄以外のその他の施設等

		県立歴史博物館	石川近代文学館	藩老本多蔵品館	武家屋敷跡野村家	町民文化館
住所等		金沢市出羽町 3番1号	金沢市広坂-2-5 県中央公園内	金沢市出羽町3 -1	金沢市長町 -3-32	金沢市尾張町 1-11-8
入場料		一般 250円 高校生以下 無料	一般 400円 中高生 100円 小学生以下無料	一般 500円 中~大学生 350円 小学生 250円	一般 500円 高校生 400円 小中学生 250円	無料
利用 人数	H13年度	79,959	14,350	17,438	133,720	15,304
	H14年度	108,068	14,478	19,521	147,834	13,060
	H15年度	90,391	12,068	14,656	124,956	10,672
H15年度 月平均(人)		7,533	1,006	1,221	10,413	889
施設の概要		本多の森公園の象徴、3棟の赤レンガ造りの建物(重要文化財)の中に、石川県の歴史と文化に関する豊富な資料が多面的、立体的に展示され、原始古代から現代にいたるまでの石川県の全貌を学ぶことができる。	旧四高の赤レンガ校舎をそのまま活かした建物(重要文化財)に郷土の3文豪、泉鏡花・徳田秋声・室生犀星をはじめ、石川県ゆかりの作家60余名の著書・直筆原稿・遺墨・遺品・愛蔵品を展示している。	加賀藩前田家の筆頭家老を務め五万石を領した本多家が、歴代秘蔵した武器・馬装具・美術工芸品・古文書等を公開展示している。	武家屋敷跡で公開されている野村家では、代々奉行職を歴任してきた藩士の格式を重んじた様式が見学できる。	明治時代の金沢貯蓄銀行の建物を利用し県文化財に指定されている。館内では当時の町民の生活用具や調度品、若手作家による工芸作品などが常設展示されている。

コスト分析

各々の施設の維持管理コストを概観するために、平成15年度収支決算をもとに、簡易行政コスト計算書を作成した。ひがし茶屋休憩館は、平成16年5月開館のため、平成15年度のコストは計上されていない。

平成15年 簡易行政コスト計算書

(金額単位：円)

	単位	老舗記念館	足軽資料館及び旧口賀藩士高田家跡	にし茶屋資料館	長町武家屋敷休憩館	ひがし茶屋休憩館
開館年月		H元年4月	足軽 高田家 H9年11月 H104月	H18年4月	H14年2月	H16年5月
行政コスト						
人にかかるコスト		6,936	4,789	4,789	1,098	-
物にかかるコスト						
物件費・維持補修費		6,255	4,777	2,050	2,294	-
減価償却費相当額		2,364	2,500	1,357	2,448	-
物にかかるコスト計		6,936	7,27	3,407	4,742	-
移転支出的なコスト						
その他のコスト						
行政コスト合計		15,555	12,066	8,196	5,840	-
収入項目						
使用料・手数料		-	-	-	-	-
収入/行政コスト割合	%	-	-	-	-	-
利用人数	人	134,214	54,114	33,279	75,271	-
1日あたり利用者	人/日	367.7	148.3	91.2	206.2	-
利用者1人あたり行政コスト	円/人	116	223	246	78	-
(参考)取得価額		78,800	83,337	45,217	81,585	40,248

観光課所管の施設については幕藩期の歴史的建造物を移築し、その展示・広報に力を注ぐことを主な目的にしており、取得価額も比較的low額である。設備も豪華なものとはなっていないため、以後の償却費相当も比較的軽微なものとなっている。

人にかかるコストは、館の管理のためのものであり、歴史的建造物として保存していくために最低限必要なコストである。老舗記念館については、消防法上の展示場に該当するため、消防計画に基づき、3年毎に点検結果報告を行わなければならない。従って、他の施設に比較すると維持補修費が多く発生している。

以上観光課所管の施設の監査の結果、下記を除き問題はなかった。

指摘事項

江戸末期の町家を復元して作られたひがし茶屋休憩館は、復元目的は達成され金沢市の指定文化財となる予定(平成17年秋)だが、保存建物の居間は入りやすく、居間から庭に抜ける通路が案内のスペースになっていて狭く、休憩館の目的からすると、本来の目的を果たしていない。居間や庭を休憩場所として開放する等対策が必要と考える。休憩館としては、道が1本ずれているためわかりにくく誘導の工夫が必要である。

意見

老舗記念館の消防用設備等点検結果について

老舗記念館において、消防用設備等点検結果報告書において、従来から点検業者より要望事項があげられている。これについては、平成6年度に当該指摘を受けたとき、法的に違法ではない点や早急に対応しなくとも差し迫っての弊害は無い点より、事業の優先度が低いと考えられ、予算措置がなされなかった。それ以降は担当課で予算優先度が低いと考え、予算措置がなされなかった。

これについて、公の施設として市民に最も有効に、安全性という点まで含めて施設の利用を行ってもらう観点からすると、熱感知器の機能を100%発揮しうるように、消防用設備点検業者の要望事項どおりに熱感知器の移設及びケース内への増設を行うことが望ましい。

第8節 スポーツ振興課、緑と花の課所管の施設

監査の要点

スポーツ振興課、緑と花の課所管の公共施設は多岐に及ぶが金額的影響の大きいと考えられる体育館施設を以下の要点で監査した。

施設名	所在地	開館年度	使用者数 H15年度 (人)	競技面積 (㎡)	備考
総合体育館	泉野3丁目8番1号	S60	213,841	3,914	競技場3、卓球室、トレーニング室、会議室
中央市民体育館	長町3丁目3番3号	H2	101,546	2,228	競技場1(バスケット面)、多目的室
城東市民体育館	土清水2丁目346番地	H4	46,875	1,205	競技場1(バスケット面)
城南市民体育館	若草町1番60号	S47	38,562	803	競技場1(バスケット面)
城西市民体育館	寺中町へ60番地	S52	49,961	998	競技場1(バスケット面)
城北市民体育館	鳴和2丁目10番44号	S45	37,580	803	競技場1(バスケット面)
浅野川市民体育館	大河端町西80番地1	S60	27,733	998	競技場1(バスケット面)
森本市民体育館	弥勒町ヨ50番地1	S53	26,571	998	競技場1(バスケット面)
西部市民体育会館 (体育館)	東力町八250番地	S55	57,384	1,008	競技場1(バスケット面)、(プール)
額谷ふれあい体育館	額谷町又16番地	H6	62,991	1,527	競技場1(バスケット面)、多目的室
鳴和台市民体育会館 (体育館)	鳴和台285番地	H11	54,247	837	競技場1(バスケット面)、(プール)、会議室3

- ・ 監査対象施設の利用状況を調査し、公共施設が有効利用されているか
- ・ 監査対象施設の管理業務は経済性・効率性に行われているか
- ・ 業務に関連する法令及び条例を遵守しているか。

監査手続

- ・ 監査対象施設に関連する法令・条例等を閲覧した。
- ・ 各館の設置目的に関する資料を入手し閲覧した。
- ・ 利用状況に関する資料を入手し閲覧、分析を行った。
- ・ 簡易な行政コスト計算書を作成し、分析を試みた。

- ・ 必要に応じて現場視察を実施した。

監査結果

総合体育館

金沢市管轄の中では最も大規模な体育館で、社会人実業団レベルの大会か、全国大会・北信越大会レベルの大きな大会から中学・高校の室内競技の大会まで幅広く使用されている。(財)金沢市スポーツ事業団の本部が設置されており、金沢市のスポーツ関連事業の活動拠点となっている。体育館の管理は、(財)金沢市スポーツ事業団が行っている。

施設内容 第1競技場(2,400㎡) 観覧席 2,312席
第2競技場(768㎡)
第3競技場(353㎡) 空手、トランポリン等、多目的使用可能
卓球室
トレーニングルーム
第1会議室 (約100名収容)
第2会議室 (約30名収容)
第3会議室 (約30名収容)

取得金額 2,713,865千円

額谷ふれあい体育館

高齢者(60歳以上)及び身障者にも、生涯を通じてスポーツを行える環境をという目的から、平成6年に当時の民生課(現福祉総務課)によって事業化された体育館である。平成16年度よりスポーツ振興課に所管換えとなっているが、体育館の管理自体は当初より(財)金沢市スポーツ事業団に委託されている。

施設内容 競技場(1,462㎡)
多目的室(64.6㎡) ダンス・ストレッチ他

取得金額 706,979千円

鳴和台市民体育会館

平成11年に、東部クリーンセンターの隣に建設された体育館で、温水プール、体育館(競技場)、会議室等整備されている。クリーンセンターの余熱を利用した温水プールを整備している。

施設内容 競技場(837㎡)
プール併設(温水プール、幼児プール、ウォータースライダー、ジャグジー等)
第1会議室 (約30名収容)
第2会議室 (約30名収容)
第3会議室 (約20名収容)

取得金額 体育館・プール及び共用部分を併せて1,814,442千円

館の修繕維持活動等

市所管の体育館の中には、開館後30年を超えている館(城南 城北)も存在しており、その利用にあたって、修繕・維持コストが必要である。修繕維持活動のルールとして特に文書化されているものは無いが、以下のルールで行っている。

- ・ 修繕維持活動の優先順位については、所管課と委託先である(財)金沢市スポーツ事業団

の協議により決定する。

- ・ 安全面を重視する他、雨漏り等、緊急的に必要な事項につき優先的に実施する。
- ・ 維持修繕コストが130万円を超えるものについては、所管課の担当となる。130万円以下のものについては、(財)金沢市スポーツ事業団の専決事項となっている。

(財)金沢市スポーツ事業団が平成15年度に行った上記11体育館の修繕費の合計は25,133千円となっている。

各体育館の簡易行政コスト計算書及びその分析

各体育館の運営上の効率性を概括してみるため、簡易行政コスト計算書を作成した。

	総合体育館	中央市民体育館	城東市民体育館	城南市民体育館	城西市民体育館	城北市民体育館	浅野川市民体育館	森本市市民体育館	西部市民体育会館	額谷ふれあい体育館	鳴和台市民体育会館
完成年	S60	H2	H4	S47	S52	S45	S60	S53	S55	H6	H11
行政コスト											
人にかかるコスト	12,005	6,491	6,256	5,961	5,896	6,072	6,035	5,769	2,944	6,076	2,946
物にかかるコスト	112,113	39,186	16,242	4,117	5,770	5,051	8,019	6,637	23,717	23,476	40,384
(再)物件費・維持補修費	71,405	24,478	9,698	3,436	3,998	4,395	4,250	4,460	17,028	12,872	27,351
(再)減価償却費	40,708	14,708	6,556	681	1,772	655	3,769	1,897	6,689	10,605	13,032
移転支出的なコスト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他のコスト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政コスト合計	124,118	45,67	22,498	10,078	11,665	11,122	14,054	12,126	26,661	29,553	43,330
収入項目											
使用料・手数料	21,781	5,901	2,958	1,946	2,108	1,945	2,438	2,135	2,520	2,787	2,986
使用料・手数料/行政コスト	17.5%	12.9%	13.1%	19.3%	18.1%	17.5%	17.4%	17.6%	9.5%	9.4%	6.9%
(参考 当初取得価額)	2,713,865	980,500	437,048	45,400	118,150	43,700	251,240	126,450	445,900	706,979	868,814

鳴和台市民体育会館は体育館部分とプール部分が一体となって整備され、さらに按分不可能な共用部分が多数を占めているため、その取得価額(1,814,442千円)を厳密な意味で体育館とプールに按分することはできないが、その面積比により単純に按分している。

総合体育館、中央市民体育館、西部市民体育会館、鳴和台市民体育会館、額谷ふれあい体育館は、基幹的な体育館であり、施設面積も他の市民体育館と比べて大きく、利用頻度も大きなものであるため、5体育館のみ建物全般にかかる清掃業務を委託をしている。その分これら5つの体育館については、物件費・維持補修費が多く発生している。

総合体育館は、本市のスポーツ関連施設の中で最も大きなものであり、多額の行政コストが発生する。しかし、その分、利用者も多いため、使用料・手数料に対する比率は17.5%と他施設に比較して効率の点で劣っているわけではない。

西部市民体育会館及び鳴和台市民体育会館は、プールと一緒にあった施設であり、光熱水料・委託料(清掃委託等)の決算額は、体育館とプールとで区別ができないものがある。そのため、ここではプールの分を含めて体育館に決算額を計上してあり、金額が大きくなっている。

また、額谷ふれあい体育館、鳴和台市民体育会館は、取得年度が平成6年度、平成11年度

と比較的新しい施設であり、最近の物価水準により支出されており比較的多額な取得価額となっている関係で、減価償却費が多く計上されている。

上記の簡易行政コスト計算書、利用人数及び競技面面積より以下の分析を行う。

体育館名	総合体育館	中央市民体育館	城東市民体育館	城南市民体育館	城西市民体育館	城北市民体育館	浅野川市民体育館	森本市民体育館	西部市民体育会館	額谷ふれあい体育館	鳴和台市民体育会館
完成年	S60	H2	H4	S47	S52	S45	S60	S53	S55	H6	H11
当初取得価額	2,713,865	980,500	437,048	45,400	118,150	43,700	251,240	126,450	445,900	706,979	868,814
行政コスト合計	124,118	45,677	22,498	10,078	11,665	11,122	14,054	12,126	26,661	29,553	43,330
使用料・手数料 収入	21,781	5,901	2,958	1,946	2,108	1,945	2,438	2,135	2,520	2,787	2,986
同上/行政コスト	17.5%	12.9%	13.1%	19.3%	18.1%	17.5%	17.4%	17.6%	9.5%	9.4%	6.9%
利用人数	213,841	101,546	46,875	38,562	49,961	37,580	27,733	26,571	57,384	62,991	54,247
利用人数/日	597	284	131	108	140	105	77	74	160	176	152
行政コスト/人数	580	450	480	261	233	296	507	456	465	469	799
競技面面積 ^{m²}	3,914	2,228	1,205	803	998	803	998	998	1,008	1,527	837
行政コスト/面積	31,711	20,501	18,679	12,551	11,689	13,851	14,082	12,150	26,463	19,353	51,768
面積/日・利用人数	7	8	9	7	7	8	13	13	6	9	6

(注) 金額は千円単位 行政コスト 利用人数は平成15年度の数字である。

利用人数を用いた分析

1日あたり利用人数をみると、浅野川市民体育館及び森本市民体育館の数値が極端に低くなっている。北部地域である点から人口分布の関係で出る数値の低さとみることができる。

また、利用人数あたりの行政コストの額を比較してみると、鳴和台市民体育会館が高い水準となっている。これは、上記のように、プール部分、体育館（競技場）部分、エントランスホール及び会議室等にかかったコストを厳密な意味で適切な配分ができず、体育館（競技場）部分が多く負担していると考えられる。

競技面面積あたりの分析

行政コスト/競技面面積の比率を比較してみると、総合体育館、西部市民体育会館及び鳴和台市民体育会館が高い水準となっている。総合体育館は、市のスポーツ施設の活動拠点であり、トレーニングルーム等様々なハードを備えておく必要があるため、コストが多く計上される。従って、競技面面積あたりの行政コストの水準も高くなってしまふ。また、西部市民体育会館、鳴和台市民体育会館については、前述しているとおり、体育館（競技場）が負担すべき正確なコスト計算ができず、体育館（競技場）部分が多く負担しているものと考えられる。

以上監査の結果 下記を除いて問題はなかった。

体育館会議室の利用率が低い。

金沢市所管の体育館等に存在する会議室は総合体育館に3つ、鳴和台市民体育会館にも3つ存在する。その利用状況は以下の表のとおりである。鳴和台市民体育会館については3つ

の会議室の合計で利用状況を管理している。

利用年月等		総合体育館						鳴和台市民体育会館	
		第1会議室		第2会議室		第3会議室		会議室	
		件	時間	件	時間	件	時間	件	時間
平成15年	4月	29	147.5	25	76	6	20	12	42
"	5月	31	194.5	24	116.5	12	92	14	48
"	6月	26	156.5	17	50.5	9	51	16	39
"	7月	12	72	21	77	4	8.5	16	37
"	8月	15	63	14	61.5	4	15	20	46.5
"	9月	15	78.5	20	66	5	16	11	29
"	10月	14	81.5	22	84	7	50.5	18	56.5
"	11月	15	93	24	123.5	15	105.5	19	47.5
"	12月	5	20.5	14	40.5	4	14	20	53.5
平成16年	1月	6	48.5	19	81.5	3	15.5	12	28
"	2月	15	73.5	22	60.5	5	25	18	51
"	3月	14	94.5	42	152	17	97.5	19	51
合計		197	1,123.5	264	989.5	91	510.5	195	529
年間利用可能時間			4,308		4,308		4,308		12,924
利用率			26%		23%		12%		4%

ここでの利用率は以下の計算過程に従って算出されたものである。

利用率 = 年間利用時間の総計 ÷ (年間開館日数 (359日) × 開館時間 (12時間))

(鳴和台市民体育会館については、会議室が3つ存在するため、年間利用可能時間を単純に3倍している。)

体育館の会議室は、体育施設利用者がその活動に付随して会議室を利用すること(関係者の控え室としての使用、大会準備の会議のため使用等)を主目的として設置されている。だが、上記の利用状況によると、施設を十分に利用されているとは言えない。

すなわち、総合体育館の第1会議室、第2会議室については、20%台の利用率となっている(これでも高いとはいえない)が、第3会議室は利用率が12%、鳴和台市民体育会館の会議室にいたっては利用率が4%と極めて低い水準となっている。総合体育館及び、鳴和台市民体育会館周辺地域の企業や地域住民に対して空き時間の会議室をさらに有効に使用してもらうよう、施策を考慮する余地があると考えらる。

なお、金沢市ホームページの「いいねっと金沢～スポーツ施設案内予約」よりスポーツ施設予約システムに接続できる。ここで、各種スポーツ施設の利用予約ができるが、会議室の予約はできない。総合体育館の3会議室の空き状況の閲覧のみ可能であり、鳴和台市民体育会館の会議室の空き状況は閲覧できない。今後は鳴和台市民体育会館会議室の利用率を高める点、その存在を周知させる点からも、予約システムにのせるよう検討すべきである。

指摘事項

総合体育館の第1会議室、第2会議室については、20%台の利用率、第3会議室は12%、鳴和台市民体育会館の会議室にいたっては利用率が4%と極めて低い。周辺地域の企業や地域住民に対して会議室の利用をもっと訴えるべきである。

なお、金沢市ホームページの「いいねっと金沢～スポーツ施設案内予約」より会議室の予約もできるようにすべきである。

第9節 長寿福祉課(一部緑と花の課)

監査要点

金沢市は老人の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませるため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定に基づき、市内4ヶ所に老人福祉センターを設置し、各種サービスを提供している。

老人福祉センターは、設置の目的を達成するため、以下の事業を行っている。

- (1) 生活、健康、身上等の各種相談、援助及び指導
- (2) 教養向上のための講座、研究会等の開催並びに図書及び各種資料の閲覧に供すること
- (3) レクリエーション及び趣味活動の指導
- (4) 後退機能の回復訓練及び指導
- (5) その他老人の福祉を増進するため必要と認める事業

各施設の概要は、以下のとおりである。

区分	千寿閣(注)	万寿苑	松寿荘	鶴寿園
場所	末広町卯辰山20-1	大桑町ヤ1-4	金石北3-3-33	額谷町又1
敷地面積	2,500㎡	3,306㎡	2,500㎡	14,550㎡
延床面積	1,376㎡	1,530㎡	1,608㎡	1,658㎡
開館	昭和44年12月	昭和48年7月	昭和53年4月	昭和59年4月
使用料	60歳以上の市民無料	60歳以上の市民無料	60歳以上の市民無料	60歳以上の市民無料
施設	食堂、売店、事務室、相談室、浴室2、機能回復室、図書室、大広間、教養室2、娯楽室3、和室2	食堂、事務室、浴室2、機能回復室、大広間、娯楽室、和室3、展示室、工芸工房室、多目的室	食堂、売店、事務室、相談室、浴室3、機能回復室、図書室、大広間、和室2、デイサービス室、娯楽室、研修室	食堂・売店、事務室、相談室、浴室3、機能回復室、大広間、娯楽室、和室2、デイサービス室、研修室、図書室、サンルーム
管理運営	財団法人 金沢市福祉サービス公社			

(注) 旧千寿閣は平成16年3月に老朽化のため閉鎖された。また、新千寿閣は旧千寿閣の代替施設として「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」として開館した。新千寿閣の施設の概要は以下のとおりである。

区分	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
場所	東長江町辺2-1
敷地面積	78,100㎡

延床面積	2,446㎡
開館	平成16年4月
使用料	無料(一部有料)
施設	食堂、事務室、健康温浴施設、ふれあい工房、研修室6、ふれあい交流室、談話室、軽運動室2
管理運営	財団法人金沢市福祉サービス公社

このような施設が、関連する条例に基づき、適切に運営・維持管理がされているか。各施設は事業目的に沿って、必要かつ有効か、また有効かつ効率的に利用されているかを監査した。

監査手続き

- ・ 施設の設置目的、意義について各施設に関連する法令・条例その他資料等で確認した。
- ・ 各施設の所管部署より決算調書入手し、収支状況の分析を行った。また、施設の維持管理に関する資料入手し、維持管理状況を把握した。
- ・ 各施設の小冊子等により施設の概要を把握した。
- ・ 各施設の利用状況に関する資料入手し、その分析を行った。
- ・ 監査対象とした施設を視察した。

なお今回監査委員監査対象となっているので、固定資産の現況調査を重点にしている。

監査結果

平成11年度から平成15年度までの各施設の利用状況は、以下のとおりである。

千寿閣は、昭和44年に開館し、開館後35年経過しているため老朽化したことにより、年々利用者が減少している。また、万寿苑及び松寿荘についても、高齢者の行動手段がバスから自家用車に変化したことにより、駐車場の手狭な施設より比較的駐車場の広い鶴寿園に利用者が流れていること及び万寿苑、松寿荘の利用者が多い地区の高齢化率の伸びが低いことにより、利用者が減少傾向にある。

なお、平成16年3月に閉館した千寿閣の代替施設として、平成16年4月に開館した「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」の利用者数は、平成16年11月末現在82,776人(1日平均利用者数408人)に達し、大きく伸びている。その反面他の老人福祉センターの利用者は、減少している。

施設名	利用者数					単位 人
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	1日当たり利用者数
千寿閣	60,337	58,532	55,511	53,637	49,562	167
万寿苑	54,839	54,952	52,879	52,714	52,944	178
松寿荘	62,940	60,545	59,657	59,936	58,025	195
鶴寿園	60,594	63,521	67,029	64,080	65,177	219
合計	238,710	237,550	235,076	230,367	225,708	759
60歳以上の人	92,201	93,982	96,449	100,037	103,335	
年平均利用回数	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	

(注1) 60歳以上の人口は、各年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づいている。

(注2) 年平均利用回数は、60歳以上の市民が施設を利用する回数である。

各施設の平成15年度の損益は、以下のとおりである。

区分	老人福祉センター				
	千寿閣	万寿苑	松寿荘	鶴寿園	合計
(事業収入)					
使用料収入	8	27	53	64	153
その他収入	227	242	265	293	1,029
事業収入合計	235	270	319	357	1,183
(事業費)					
職員費	10,320	11,024	12,082	13,343	46,771
管理運営費	21,028	22,465	24,621	27,190	103,630
施設行事費	1,074	1,148	1,258	1,389	4,870
施設修繕費	1,824	1,948	2,135	2,399	8,308
利用者交通費	2,099	2,242	2,457	2,714	9,514
一般管理費	17,855	19,075	20,906	23,087	80,938
旅費交通費	62	66	73	81	284
消耗品費	474	507	555	613	2,151
什器備品費	152	163	179	197	693
燃料費	1,727	1,845	2,022	2,233	7,828
光熱水費	4,695	5,015	5,497	6,070	21,278
通信運搬費	105	112	123	136	478
手数料	190	203	222	245	861
委託料	10,227	10,925	11,974	13,223	46,351
賃借料	223	239	261	289	1,014
事業費合計	33,183	35,454	38,855	42,910	150,407
差引	-32,948	-35,184	-38,536	-42,553	-149,224

(注) 各センターの金額は利用者数を基準に配賦している。

各施設の修繕・補修工事の状況

平成6年度から平成15年度までの主な修繕・補修工事の実績は、以下のとおりである。

修繕・補修工事実績表

施設名	年度	工事内容	金額
千寿閣	8	浴室給湯配管更生工事	3,039
	10	浴室・食堂改修工事	4,725
	12	給湯ボイラー取替工事	4,274
		計	12,037
万寿苑	6	機械室増築工事	221,486
	7	汚水処理施設改修工事	1,700
	11	ベランダ防水工事	1,218
	13	作業室等整備工事及び耐震工事	6,405
	15	手すり等設置	543
	15	トイレバリアーフリー、空調設備整備	8,715
	計	240,066	
松寿荘	7	外壁改修工事	3,708
	8	駐車場拡張工事	6,379
	8	昇温ボイラー取替工事	2,472
	8	下水道接続工事	2,318

	9	ボイラー取替工事	5,157
	12	濾過器装置本体取替工事	2,415
	13	生きがい交流コーナー増築工事	12,065
	15	外壁改修	12,836
	15	トイレバリアーフリー、空調設備整備	6,720
		計	54,069
鶴寿園	14	健康づくりルーム設置工事	9,345
	15	トイレバリアーフリー、空調設備整備	7,140
		計	16,485
		合計	322,656

今後の老人福祉センターの維持・管理については、その都度必要な修繕・補修を実施していく方針である。

また、バリアフリー化については平成15年度において松寿荘、万寿苑、鶴寿園について、介護予防拠点等整備工事でトイレの洋式化、手すり等を設置し、トイレのバリアフリー化に対応している。また、館内についてはスロープを整備しており(監査の結果参照)、バリアフリー化の対応となっている。監査の結果以下の視察による検出事項以外に問題はなかった。

指摘事項

冷房設備の未設置について

万寿苑、松寿荘及び鶴寿園は、和室等には冷暖房設備は備えられているが、大広間には暖房設備しか備えられていない。高齢者の福祉施設という性格上、冷房設備の設置が必要である。

エレベーターの未設置について

万寿苑、松寿荘及び鶴寿園にはエレベーターが設置されていない。特に万寿苑及び松寿荘は3階建であり、エレベーターの設置が望まれる。

手すりの設置不十分について

鶴寿園は、前頁の「修繕・補修工事実績表」に記載したとおり、介護予防拠点等整備工事でバリアフリー化に対応しているが、現地調査した結果、1階から2階へのスロープ折り返し地点より、手すりが片側設置されていない。手すりの設置が必要である。

指摘事項**卯辰山公園健康交流センター千寿閣について**

健康温浴施設の準備(湯沸し)に、2.5時間から3時間を要するため、毎日午前7時頃には準備を開始しないと利用開始時刻の午前10時には間に合わすことが難しい状況となっている。施設では、貯湯槽にお湯がたまっていることを想定していたが、レジオネラ菌の対策から貯湯槽にお湯をためないようにしていることによるものである。当該状況を放置することなく、早期の対策が必要である。

ふれあい工房(陶芸)の吹付室及び炉室の換気口を閉じることができない構造のため、風雨が入り込み、陶芸作業ができる状態でないことから、対応策の検討が必要である。

第10節 福祉総務課所管の施設（金沢福祉用具情報プラザ）**監査要点**

金沢市は、高齢者及び障害のある人の心身の機能に適した福祉用具の選定及び住宅改修支援、福祉に関する情報の提供等を通して、高齢者及び障害のある人の日常生活における自立の促進並びにこれらの者の負担の軽減を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、金沢福祉用具情報プラザを設置し、以下の事業を行っている。

- (1) 福祉用具の展示、相談及び普及に関すること
- (2) 住宅改修に関する展示、相談及び普及に関すること
- (3) 介護相談その他生活相談に関すること
- (4) 福祉用具等に関する情報の収集及び提供に関すること
- (5) 福祉用具等に関する研修会及び講習会に関すること
- (6) その他設置目的を達成するために必要なこと

なお、具体的な事業内容は、以下のとおりである。

展示事業	福祉用具常設展示
	バリアフリー住宅の展示
	最新福祉用具等の企画展
相談事業	福祉用具、住宅改修、介護、制度に関する相談
	障害者相談
	車いす適合相談
	自助具相談
情報事業	ホームページによる情報の発信
	福祉用具・住宅改修等の関連図書の貸出等
	広報誌の発刊
	福祉用具リスト点字版の発行
学習事業	資格取得講習会
	有資格者研修会
	福祉用具・住宅改修の普及
市民交流事業	市民が自由に参加できるイベントの開催
	市民が自由に参加できる教室の開催
	地域等で開催されている福祉イベント等の支援
	サークル活動の支援
販売事業	来館者の利便性向上を図るため、持ち帰り可能な用具の販売

また、展示品によっては貸出も行っている(月平均90件から100件)。

平成14年6月1日にルキーナ金沢に開館した当プラザの施設の概要は、以下のとおりである。

地下1階	626 m ²	倉庫、更衣室、機械室など
地上1階	681 m ² 交流ゾーン	交流コーナー、図書・情報コーナー、住宅改修 モデル催事コーナー、車いすクリニックなど
地上2階	820 m ² 展示ゾーン	福祉用具展示コーナー、相談室、自助具工房、 機能評価実習室、会議室・研修室 など
延床面積	2,127 m ²	
展示件数	約 1000 点	展示品はメーカー等からの協力により無償で借 り受けている
管理運営	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	

このような施設が、関連する条例に基づき、適切に運営・維持管理がされているか。各施設は事業目的に沿って、必要かつ有効か、また有効かつ効率的に利用されているかを監査した。

監査手続き

- ・ 施設の設置目的、意義について各施設に関連する法令・条例その他資料等で確認した。
- ・ 各施設の所管部署より決算調書を手入れし、収支状況の分析を行った。また、施設の維持管理に関する資料を手入れし、維持管理状況を把握した。
- ・ 各施設の小冊子等により施設の概要を把握した。
- ・ 各施設の利用状況に関する資料を手入れし、その分析を行った。
- ・ 施設を視察した。

監査結果

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
14 年度	来館者数 (人)			2,216	1,578	1,300	1,361	2,023	1,559	898	705	854	1,170	13,664
	日数 (日)			26	26	27	26	27	26	24	24	24	28	260
	平均 (人)			85.2	60.7	48.2	52.4	74.9	60.0	37.3	29.4	35.6	41.8	52.5
15 年度	来館者数 (人)	835	901	1,538	1,231	931	1,189	1,648	1,142	880	978	1,153	1,331	13,757
	日数 (日)	25	27	26	26	27	25	27	26	23	25	22	26	305
	平均 (人)	33.4	33.4	59.2	47.3	34.5	47.6	61.0	43.9	38.3	39.1	52.4	51.2	45.1
	対前 年比			-30.6 %	-22.0 %	-28.4 %	-12.6 %	-18.5 %	-26.7 %	-2.0 %	38.7 %	35.0 %	13.8 %	0.7 %
16 年度	来館者数 (人)	1,198	1,184	1,995	1,374	1,174	1,388							8,313
	日数 (日)	26	27	25	27	26	26							157
	平均 (人)	46	44	80	51	45	53							52
	対前 年比	43.5%	31.4%	29.7%	11.6%	26.1%	16.7%							

平成15年度の6月から12月までの来館者数は、開館初年度である平成14年度の実績を大きく下回っている。これは金沢市の規模の都市でこのような施設を運営している自治体がほとんどないことにより、他の自治体関係者が多数視察に訪れたことによるものである。また、その後の増加は当該施設の認知度が高まったことにより、福祉施設の関係者や福祉教育関係者の来館者が伸びたことによるものである。

コーナー	主な利用内容		利用回数		
			14年度	15年度	16年度
交流コーナー	・サークル、グループ等	各種サークル、団体	24	30	20
		有資格研修会	11	6	5
	各種教室・研修会	福祉用具専門相談員講習会	7	7	7
		市民講習会	1	2	2
		市民教室	1	4	2
・その他休憩の場所		-	-	-	
催事コーナー	一定期間、メーカーや団体が展示会を行う		15 (224日)	20 (275日)	9 (213日)
ゾーンの全体利用	イベント利用	福祉のつどい、プラザの日	1	1	1
		福祉用具の日	1	1	1
	視察、見学、学校の学習		186	122	84
合 計			247	193	131

(注)但し16年度は12月末現在である。

開館以来の事業収支は、以下のとおりである。

【平成14年度】

(単位 円)

事業	事業内容		決算額
職員費	2名分		17,177,490
施設整備費	修繕料	展示コーナーコンセント増設工事外2件	353,850
管理運営費	委託料	管理運営委託料(金沢市社会福祉協議会)	47,091,289
一般経費	報償費	開館記念式典アトラクション謝礼	30,000
	旅費	特別招聘旅費等	150,000
	需用費	開館記念式典記念品等	272,307
	委託料	開館記念式典設営委託	283,143
	賃借料	用地等賃借料(土地88.87㎡、建物280.20㎡)	6,539,000
	備品購入費	事業用備品購入	1,862,757
合 計			73,759,836

【平成15年度】

(単位 円)

事業	事業内容		決算額
職員費	2名分		16,766,403
管理運営費	委託料	管理運営委託料(金沢市社会福祉協議会)	43,217,115
一般経費	賃借料	用地等賃借料(土地88.87㎡、建物280.20㎡)	6,621,000
	備品購入費	在宅福祉ビデオ購入	280,000
合 計			66,884,518

	14年度	15年度
利用者数(人)	13,664	13,757
平均利用者数(人・日)	52.5	45.1
利用者一人当たりコスト(円)	5,398	4,861

また管理委託費の受託先である、金沢市社会福祉協議会での支出内容は以下のとおりである。

(単位 千円)

科目	14年度	15年度
(収入)		
委託料収入	47,091	43,217
その他収入	841	1,053
収入合計	47,932	44,270
(事業費)		
職員俸給	8,620	7,695
職員諸手当	5,266	5,166
非常勤職員賃金	1,346	1,433
法定福利費	1,807	1,756
退職共済費	1,180	1,167
人件費計	18,221	17,219
謝礼金	1,127	1,069
旅費交通費	464	379
需用費	11,218	8,845
修繕費	-	87
役務費	653	699
業務委託費	12,056	12,636
賃借料	2,020	1,538
管理組合負担金	1,560	1,560
器具什器費	610	236
小計	29,710	27,051
事業費計	47,932	44,270
収支差額	-	-
利用者数(人)	13,664	13,757
平均利用者数(人)	52.5	45.1

平成16年6月より来館者の利便性向上を図るため、持ち帰り可能な用具の販売を開始した。平成16年11月30日現在の販売事業による販売収入は、41点218,963円である。なお、商品の販売は委託販売である。

監査の結果、以下の点を除き指摘すべき事項はない。

指摘事項

全国的に見るとこのような規模の情報「が」は、中核市以上の規模では、名古屋市と金沢市にあり、県単位では介護実習・普及センター等で展示されているのが実情である。この施設は金沢市民以外の者も対象としているので、石川県全域まで利用対象者を広げて考えてみると、平成15年度の利用は低調である。

金沢市の施設には、余裕のある研修室や会議室がたくさんあることや、自前の駐車場がないこと、介護が必要な人にとって、金沢駅とその周辺駐車場や武蔵地下駐車場との連絡道路の不便さなどから全館十分に利用されていない。

意見

指定管理者制度

市は指定管理者の選定及び公募については、平成15年度に策定した「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づき、平成16年4月から、地区児童館、金沢21世紀美術館等33施設に指定管理者制度を導入し、平成16年度においてこの方針を一部見直し、福祉・保健の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設については、中立性・公平性の確保及び設置目的の達成等の観点から、事業を実施するのに最もふさわしい団体に、施設の管理を委ねるものとした。この方針の見直しに基づき、金沢福祉用具情報プラザの指定管理者を公募せずに選定する施設に追加して現在管理委託している社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に管理を委ねるものとした。

指定管理者制度の導入趣旨は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上と運営の効率化を図るといふものであり、最初から中立性・公平性の確保及び設置目的の達成等の観点からという理由で民間の参入機会を閉ざすべきではない。(当プラザの場合平成15年度の行政コストに占める人件費の割合は50%を超えている。)公募の上、民間の参入機会を設け、競争原理を導入する必要がある。そのためにも、民間の参入機会や、公募までに民間の準備期間を設け、さらなる住民サービスの向上と運営の効率化を図るべきである。

体験商品のさらなる充実について

金沢福祉用具情報プラザでは、福祉用具を展示し、スーパーやドラッグストアなどで簡単に購入できる商品を含め、その点数は1000点を越えている。また、展示品の選定は国際福祉機器展等の展示会視察や金沢市の障害者関係団体、介護事業者の情報を参考に、最新の福祉用具や住民のニーズにあわせた福祉用具を展示している。したがって、当施設に来れば最新の福祉用具の情報の入手及び体験ができるようになっている。しかし、現在の情報化社会においては、簡単に最新の福祉用具の情報を入手できることから、当施設を単に福祉用具を網羅的に展示し、最新情報を発信する機能として位置づけるのではなく、「あの会社のあの商品を使ってみたい」という実際に体験できるという商品をさらに充実することを願いたい。

第11節 生涯学習推進課所管の施設（公民館）

監査要点

公民館は一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした社会教育法第21条の規定により設置する。各公民館の施設の概要は、以下のとおりである。

名称	設置年月日	床面積(m ²)	併設施設の状況					
			児童館	善隣館	デイサービス	保育所	老人憩の家	その他
中央公民館								
本多町館	S23.8.28	1,063						
彦三館	H13.4.8	2,998						
野町公民館	S27.4.1	449						
弥生公民館	S27.4.1	390						

中村町公民館	S27.4.1	385						
城南公民館	S27.4.1	989						
新豎町公民館	S27.4.1	512						
菊川町公民館	S27.4.1	389						
小立野公民館	S22.8.20	481						
崎浦公民館	S27.4.1	420						
内川公民館	S25.9.1	330						
犀川公民館	S25.1.15	65						市民センター
湯涌公民館	S25.3.31	593						農村環境改善センター
田上公民館	S25.8.26	473						市民センター
医王山公民館	S51.4.1	482						農村環境改善センター
俵公民館	S55.5.1	135						
東浅川公民館	S56.4.1	116						消防
材木公民館	S25.4.1	289						
味噌蔵町公民館	S27.4.1	449						
長町公民館	S27.4.1	445						
松ヶ枝公民館	S27.4.1	458						
長土堀公民館	S27.4.1	442						
芳齋公民館	S27.4.1	342						
此花町公民館	S27.4.1	302						教育相談センター
瓢箪町公民館	S25.1.1	404						
馬場公民館	S27.4.1	390						
浅野町公民館	S27.4.1	340						
森山公民館	S22.8.9	404						
千坂公民館	S27.4.1	471						
夕日寺公民館	S27.4.1	333						
小坂公民館	S27.4.1	338						
森本公民館	S24.11.30	460						
花園公民館	S44.4.1	337						
薬師谷公民館	S44.4.1	420						
三谷公民館	S44.4.1	416						
湖南公民館	S44.4.1	377						
旭日公民館	S44.4.1	139						
諸江公民館	S27.4.1	520						
鞍月公民館	S27.4.1	330						
粟崎公民館	S27.4.1	349						
浅野川公民館	S27.4.1	360						
大浦公民館	S27.4.1	120						
松寺公民館	S27.4.1	350						
長田町公民館	S22.9.25	401						
大野町公民館	S27.4.1	183						
戸板公民館	S27.4.1	390						
大徳公民館	S27.4.1	810						
金石町公民館	S23.10.1	481						市民センター
二塚公民館	S27.4.1	329						
安原公民館	S24.11.1	632						市民センター
西公民館	H3.4.1	429						
富樫公民館	S27.4.1	428						
米丸公民館	S25.11.10	340						
三馬公民館	S24.8.3	405						
額公民館	S23.4.1	406						市民センター
押野公民館	S24.9.20	462						市民センター

伏見台公民館	S52.4.1	378					
新神田公民館	S62.4.1	390					
三和公民館	H2.4.1	371					集会所
西南部公民館	H3.4.1	520					
米泉公民館	H3.4.1	376					
扇台公民館	H9.4.1	470					

(注) 印は地元所有物件を利用している。

これらの施設の利用状況は、以下のとおりである

名称	13年度		14年度		15年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館						
本多町館	1,834	41,328	1,673	33,787	1,757	34,542
彦三館	4,229	148,283	4,297	153,504	4,071	160,764
野町公民館	437	14,170	456	13,729	464	13,857
弥生公民館	1,523	23,937	1,500	23,470	1,441	23,786
中村町公民館	323	8,395	135	8,390	110	4,285
城南公民館	2,990	47,788	1,675	38,782	1,616	37,805
新豎町公民館	952	16,650	611	13,350	423	12,050
菊川町公民館	325	17,201	815	17,901	848	11,908
小立野公民館	627	53,360	622	60,066	1,452	23,108
材木公民館	745	16,195	666	12,535	721	17,730
味噌蔵町公民館	821	11,166	846	13,644	632	12,546
長町公民館	2,010	34,904	2,030	32,900	1,815	30,030
松ヶ枝公民館	693	14,426	740	14,762	791	10,977
長土堀公民館	1,226	25,803	1,133	29,873	1,256	30,688
芳齋公民館	1,402	37,523	1,020	56,814	1,267	83,688
長田町公民館	585	10,573	639	11,875	665	12,975
此花町公民館	443	11,212	500	9,948	492	9,008
瓢箪町公民館	317	6,986	301	6,587	324	6,392
馬場公民館	794	21,479	984	25,600	805	23,140
浅野町公民館	522	8,923	500	6,991	504	6,468
森山公民館	254	7,843	227	11,025	194	6,544
千坂公民館	2,056	45,648	1,726	38,350	1,753	38,309
夕日寺公民館	1,637	37,047	1,565	35,091	1,646	34,456
諸江公民館	709	28,732	217	39,853	715	30,271
富樫公民館	1,016	25,953	1,021	26,837	1,124	28,645
米丸公民館	246	12,955	212	11,945	240	11,557
三馬公民館	1,587	51,714	1,660	58,645	1,793	62,140
崎浦公民館	462	9,993	450	11,109	466	12,700
小坂公民館	947	22,551	950	21,120	966	23,387
鞍月公民館	1,021	23,380	1,068	26,321	1,466	34,687
浅野川公民館	263	6,650	255	6,339	254	5,620
粟崎公民館	961	36,130	899	36,020	1,037	30,746
大野町公民館	1,131	22,093	1,191	22,098	1,178	22,293
戸板公民館	716	13,777	1,035	14,193	815	12,746
大徳公民館	1,634	38,190	1,803	43,970	1,935	71,934
金石町公民館	995	14,821	1,000	15,330	776	13,520
二塚公民館	801	20,860	823	20,530	760	19,949
大浦公民館	79	7,043	73	7,326	113	8,780

名称	13年度		14年度		15年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
松寺公民館	834	11,888	849	12,123	677	12,230
安原公民館	1,141	26,910	1,113	27,110	1,101	28,070
額公民館	170	5,080	190	5,320	191	5,827
内川公民館	638	13,252	650	13,595	635	13,545
犀川公民館	273	7,270	254	7,080	269	7,400
湯涌公民館	121	1,953	98	1,855	55	1,305
押野公民館	2,616	58,161	2,911	63,441	2,134	52,502
田上公民館	283	7,486	270	8,232	278	8,089
森本公民館	1,409	47,464	1,371	48,044	1,334	48,671
伏見台公民館	372	28,050	397	31,860	318	22,611
花園公民館	1,442	27,280	865	13,350	1,565	30,540
新神田公民館	869	36,795	1,126	54,965	1,212	41,467
医王山公民館	379	10,260	268	6,805	312	6,979
薬師谷公民館	267	5,907	267	6,262	285	6,766
三和公民館	1,483	32,708	2,477	47,391	2,655	45,290
西公民館	1,040	13,675	909	14,433	884	13,596
西南部公民館	1,259	26,242	1,218	25,935	1,415	27,040
米泉公民館	824	11,047	809	11,024	837	12,871
三谷公民館	265	7,902	322	7,901	371	8,114
湖南公民館	558	15,815	390	11,735	371	14,761
旭日公民館	246	6,970	335	8,840	468	9,900
俵公民館	205	4,440	206	4,430	192	4,060
東浅川公民館	152	5,324	229	5,940	364	7,208
扇台公民館	1,375	22,070	1,404	23,020	1,445	24,090

市民の生活の基盤となっている公民館の有効利用、適切な維持管理に着目し監査した。

監査手続き

各施設の利用状況に関する資料を入手し、その分析を行った。また過去の施設の修繕等の状況を確認し今後の修繕の計画及び修繕の方針を聴取した。さらに以下の公民館を視察した。

中央公民館(彦三館)、野町公民館、芳齋公民館、材木公民館、湖南公民館、大浦公民館、大野町公民館、金石町公民館

監査の結果

公民館の施設の修繕・補修は、地元からの要請により実施することになり、その一定割合を地元が負担する(一般、緊急の修繕については、その経費の1/3を地元で負担する)。

また、バリアフリー化を促進するため、施設修繕のうち、入り口等のスロープの設置、階段等の手すりの設置、館内の段差解消、洋式トイレ化、出入口の引戸への改修、階段昇降機の設置、エレベーターの設置については、その工事費の3/4を市で負担することになっている。なお、公民館の修繕等の施設整備に係る負担割合は、明文化はされていないものの、以下のように運用されている。

地区公民館施設整備委託事業(費用負担割合推移表)

年度	H3	H4～8	H9	H10	H11・12	H13～
区分						

一般工事(修繕改修)						
防災工事		市 2/3 地元 1/3				市 2/3 地元 1/3
外構工事		外構工事 市費限度額 1,500千円				外構工事 市費限度額 3,000千円
冷房工 事	事務室 研修室 大ホール					
備品整備		H3 までは 制度なし	市 2/3 地元 1/3 市費限度額 500千円			市 2/3 地元 1/3 市費限度額 750千円
地区公民館関連 スポーツ施設改修 (スポーツ振興課執 行)		H8 までは制度なし		市 2/3 地元 1/3 市費限度額 2,000千円		
バリアフリー化整備 促進		H9 までは制度なし		市 2/3 地元 1/3	市 3/4 地元 1/4	
耐震整備		H10 までは制度なし			市 3/4 地元 1/4	

各施設の平成6年度から平成15年度までの主な修繕・補修工事の実績及び平成16年度の計画は、以下のとおりである。

(単位:千円)

名称	建築年度	修繕内容及び計画		
		年度	工事内容	金額
野町公民館	S43	14	事務室、和室補修	3,150
弥生公民館	S60	10	外壁、防水修繕工事	3,190
		16	空調設備取替	1,010
中村町公民館	S53	6	内装修繕工事	1,830
城南公民館	S53	10	玄関改修(バリアフリー対応)	1,150
新豎町公民館	S63			
菊川町公民館	S60	9	屋上防水工事	1,770
小立野公民館	S53	7	ホール放送設備改修	1,340
		16	冷房設備改修	1,710
崎浦公民館	S61	10	COMMONスペース・図書室改修	1,750
		11	屋上防水工事	2,190
		15	大ホール改修	3,460
		16	テラス工事	2,070
内川公民館	H04			
犀川公民館	S49	7	空調設備改修	1,070
湯涌公民館	S50			
田上公民館	H16			
医王山公民館	S58			
俵公民館	S52	13	空調機設置	2,080
東浅川公民館	S62			
材木公民館	H11	6	外壁改修	1,050
		10	外壁湯沸室会議室改修、屋上動力引込盤取替	2,540
		11	トイレ・玄関(バリアフリー対応)	1,170
		11	配管改修他	1,970
味噌蔵町公民館	H04			

名称	建築年度	修繕内容及び計画		
		年度	工事内容	金額
長町公民館	H03			
松ヶ枝公民館	S63	11	屋上防水工事	1,030
長土堀公民館	S46	6	配水施設改修	1,140
		10	外壁、防水修繕工事	2,530
		12	冷暖房機改修	5,260
芳齋公民館	S40			
此花町公民館	H11			
瓢箪町公民館	S56	8	外壁及び内装修繕	4,430
		8	空調設備改修	1,900
		14	一般修繕	1,720
		14	耐震関連工事	2,290
馬場公民館	S59	12	外壁修繕	1,120
		13	外壁修繕	1,180
浅野町公民館	S54	7	外壁及び内装修繕	2,640
		10	屋上防水工事	1,990
		14	空調設備取替	1,040
		14	耐震関連工事	3,180
森山公民館	S58	11	屋上防水工事	1,640
		16	外壁改修	2,580
千坂公民館	H05			
夕日寺公民館	S55	9	屋上防水工事	1,970

(単位 千円)

名称	建築年度	修繕内容及び計画		
		年度	工事内容	金額
小坂公民館	S49	12	空調機取替	1,170
		14	耐震関連工事	1,880
		16	トイレ改修(バリアフリー対応)	1,370
森本公民館	S62			
花園公民館	S56	15	屋上防水・外壁改修工事	3,280
薬師谷公民館	H01	12	下水道接続	1,070
三谷公民館	H13			
湖南公民館	S6 木造	14	体育室床改修	3,850
旭日公民館	S36 木造	10	外壁補修工事	1,910
		11	空調設備工事	1,070
諸江公民館	H03	16	玄関周り改修	2,840
鞍月公民館	S55	7	空調設備改修	2,020
		13	倉庫設置	2,010
粟崎公民館	S54	6	屋上防水、外壁補修等工事	7,420
浅野川公民館	S60			
大浦公民館	S45	10	外壁、防水修繕工事	1,360
		12	倉庫建替	2,240
		13	トイレ改修(バリアフリー対応)	3,920
		14	空調機器取替及び電気設備	1,200
松寺公民館	S61			
長田町公民館	H06			
大野町公民館	S45	11	空調設備改修	1,610
		13	増改築	9,280

名称	建築年度	修繕内容及び計画		
		年度	工事内容	金額
戸板公民館	S59	9	空調設備改修	1,730
		11	外壁塗装工事	2,520
大徳公民館	S62	8	物置設置	1,180
		9	下水道切替工事	1,150
		10	倉庫設置	1,600
金石町公民館	S57	14	エレベーター設置工事(バリアフリー対応)	14,970
二塚公民館	S59			
安原公民館	H13			
西公民館	H03	15	外壁・屋上等改修	5,810
富樫公民館	S52	7	ホール改修	5,530
		14	耐震関連工事	1,770
米丸公民館	S50	11	外壁補修工事	2,420
三馬公民館	H07			
額公民館	S52	14	事務室増築	3,070
押野公民館	H05			
伏見台公民館	S51	6	屋上防水工事	1,160
		13	外壁修繕	2,730
新神田公民館	S61	11	屋上防水・外壁改修工事	6,050
		11	内装修繕工事	1,330
		12	空調機増設	1,820
三和公民館	H01			
西南部公民館	H02			
米泉公民館	H01	13	耐震関連工事	2,230
扇台公民館	H08			

公民館の平成15年度の運営費は、以下のとおりである。

地区公民館

(単位：千円)

項目	金額	1館当たり 運営費
地区公民館運営委託費	553,732	9,228
備品購入費	1,233	20
地区公民館施設整備費	21,830	363
バリアフリー化整備促進費	1,200	20
高度情報化整備費	10,472	174
OA化推進費	498	8
田上公民館建設事業費	46,303	
役職員研修費	1,616	26
役職員顕彰費	146	2
館長活動費	5,440	90
連合会助成費	5,340	89
担当箱設置費	516	8
地域コミュニティ再発見推進費	9,238	153
パソコンサークル推進事業費	690	11
合計	658,254	10,199

中央公民館(本多町館、彦三館) (単位 千円)

項目	金額
一般職員費	40,339
非常勤職員費	27,252
事業費	46,289
共済費	46
賃金	327
報償費	3,944
旅費	44
需用費	15,114
役務費	1,342
委託料	17,344
使用料及び賃借料	2,818
負担金、補助及び交付金	5,307
合計	113,881

(注) 事業費には、高砂大学校、高砂大学院、高砂大学校同窓会、コーラス「円」、合唱団、市民講座、マイプラン教室、世代間めぐもり交流、公民館フェアの各事業費を含んでいる。

公民館の活動には、館外活動と館を利用した活動があるが、館を利用した活動の地域別の状況は下表のとおりである

利用状況項目	中央地区	東部地区	南部地区	南部近郊地区	西部地区	港周辺地区	駅西地区	北部近郊地区	北部地区	山間地区
公民館数	7	6	4	6	7	7	3	7	3	10
利用者数	182,833	86,081	79,733	156,184	225,875	209,071	39,317	176,678	36,152	99,733
地区人口	23,682	58,088	52,673	69,565	61,146	61,807	26,401	44,971	20,347	21,862
人口/1館	3,383	9,681	13,168	11,594	8,735	8,829	8,800	6,424	6,782	2,186
平均利用者数	26,119	14,346	19,933	26,030	32,267	29,867	13,105	25,239	12,050	9,973
利用者数/地区人口	7.72	1.48	1.51	2.24	3.69	3.38	1.48	3.92	1.77	4.56

山間地区は公民館数も多いが、1館当りの人口は少ない。しかし利用は活発で地区市民一人当たりの延べ利用は4.6回である。

中央地区は7つの公民館があるが、芳齋・長町・長土堀公民館の利用人数が高く、地区全体で、地区市民一人当たりの延べ利用は7.7回となっている。

一方東部地区・南部地区・駅西地区・北部地区は他の地区から見て公民館の利用が活発でない。これらの地区の利用人数が年間1万人以下の公民館は下記のとおり

東部地区 田上公民館 (平成15年度 8,089人 利用者人数/地区人口 地区平均1.48回)

(注)平成16年10月に田上町第5土地区画整理事業地内に移転

南部地区 中村町公民館 (平成15年度 4,285人 利用者人数/地区人口 地区平均1.51回)

北部地区 浅野町公民館 (平成15年度 6,468人 利用者人数/地区人口 地区平均1.77回)

森山公民館 (平成15年度 6,544人 同上)

以上のこと、および現地視察の結果以下の点を除いて問題はなかった。

指摘事項

利用率の低い公民館

中村町・浅野町・森山の公民館は、他に比し利用が低調である。原因を調査し利用状況の改善が望まれる。

湖南公民館

同館は、昭和6年に建築された木造建物で八田町会より賃借され、運営されている。また、第72投票区として投票場所に指定されている。当該公民館は、平成14年度に体育室の床の改修工事が実施されているものの、壁のはがれとひびが認められ、今後の修繕が必要と判断される。ただし、公民館の修繕等は地区住民の負担を伴うため、地区住民と市との調整が必要になる。

野町公民館の避難用具

当該公民館の2階における避難方法には、2方向の避難路が確保され、当局の検査でも「問題なし」とされている。しかし、2階会議室に収納されている避難用具(縄梯子)を利用し避難しようとした場合、縄梯子を固定する箇所がなく、かつ、外は数10センチのスペースしか確保されていないため、当該避難用具を利用しての避難は困難であり、また、逆に危険と思われ、撤去すべきである。

第3章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第4章 参考資料

監査対象施設一覧(第1章第4節の参考)

平成16年4月1日現在

施設名称	所属課	床面積合計 (㎡)	取得金額 (千円)	改修工事費 (千円)
金沢市小動物管理センター(仮称)	保健衛生課	818.94	0	350,070
安江金箔工芸館	国際文化局	721.38	36,000	0
金沢卯辰山工芸工房	国際文化局	4,384.13	1,486,790	0
金沢市牧山ガラス工房	国際文化局	720.49	120,750	0
金沢市民芸術村	国際文化局	5,161.42	1,528,288	0
金沢市立ふるさと偉人館	国際文化局	1,830.07	466,497	0
金沢蓄音器館	国際文化局	775.26	280,725	0
金沢湯涌夢二館	国際文化局	819.25	423,190	0
室生犀星記念館	国際文化局	598.50	308,745	0
泉鏡花記念館	国際文化局	431.09	159,995	0
前田土佐守家資料館	国際文化局	1,115.74	355,760	0
茶室耕雲庵	国際文化局	80.17	46,102	0
中村記念美術館	国際文化局	1,273.59	301,800	0
金沢市額谷ふれあい体育館	スポーツ振興課	2,359.50	706,978	0
金沢職人大学校	商業振興課	1,517.64	318,303	0
金沢職人大学校長町研修塾	商業振興課	219.15	49,235	0
ひがし茶屋休憩館	観光課	165.55	40,248	0
旧加賀藩士高田家跡	観光課	63.74	25,657	0
金沢市西茶屋資料館	観光課	153.04	45,217	0
金沢市足軽資料館	観光課	233.04	57,680	0
金沢市老舗記念館	観光課	427.22	78,800	0
長町武家屋敷休憩館	観光課	130.84	81,585	0
金沢市異業種研修会館	工業振興課	966.14	310,170	0
金沢福祉用具情報プラザ	福祉総務課	1,953.42	728,844	0
松寿荘	長寿福祉課	1,651.92	289,240	0
千寿閣	長寿福祉課	1,373.16	51,900	0
鶴寿園	長寿福祉課	1,750.19	352,100	0
万寿苑	長寿福祉課	1,599.11	131,458	0
金沢市障害者高齢者体育館	障害福祉課	1,824.12	340,648	0
戸室リサイクルプラザ	環境総務課	12,474.23	2,568,169	237,720
西部リサイクルプラザ	環境総務課	2,537.00	578,635	0
東部リサイクルプラザ	環境総務課	2,724.63	614,724	0
粟崎町住宅	市営住宅課	22,913.59	5,211,651	0
円光寺住宅	市営住宅課	6,209.04	991,611	0
河原市町住宅	市営住宅課	5,580.25	742,975	0
額新町住宅	市営住宅課	20,136.86	2,946,291	0
笠舞住宅	市営住宅課	1,420.61	0	0
金石嚙住宅	市営住宅課	14,349.60	3,226,340	0
金石新本町住宅	市営住宅課	4,431.63	610,188	0
光が丘住宅	市営住宅課	18,385.24	1,392,848	0
若草町住宅	市営住宅課	1,339.83	291,564	0
小立野住宅	市営住宅課	1,789.82	125,746	0
松寺町住宅	市営住宅課	13,294.26	3,410,553	0
上荒屋住宅	市営住宅課	21,332.18	2,812,106	0
大桑町住宅	市営住宅課	26,657.49	2,657,508	0
八日市住宅	市営住宅課	2,843.63	748,650	0
平和町改良住宅	市営住宅課	2,755.65	367,143	0

施設名称	所属課	床面積合計 (㎡)	取得金額 (千円)	改修工事費 (千円)
平和町住宅	市営住宅課	1,865.33	377,897	0
芳斉住宅	市営住宅課	770.47	213,921	0
緑住宅	市営住宅課	86,588.06	5,358,853	0
美術工芸大学	美術工芸大学	27,858.96	2,910,676	0
粟崎共同調理場	教育総務課	319.00	0	0
粟崎小学校	教育総務課	5,912.93	275,622	0
安原小学校	教育総務課	6,875.71	1,019,921	0
鞍月共同調理場	教育総務課	1,000.01	159,078	0
鞍月小学校	教育総務課	6,193.71	606,196	0
医王山小学校	教育総務課	3,174.31	419,032	0
医王山中学校	教育総務課	4,232.87	539,718	0
押野小学校	教育総務課	7,051.73	231,013	0
花園小学校	教育総務課	3,762.75	218,682	0
額小学校	教育総務課	7,212.00	139,005	0
額中学校	教育総務課	10,136.96	337,100	0
菊川町小学校	教育総務課	6,749.75	233,080	0
旧城東市民体育館	教育総務課	994.95	68,430	0
金石中学校	教育総務課	12,015.37	1,469,495	0
金石町小学校	教育総務課	6,880.55	1,577,376	0
兼六中学校	教育総務課	11,143.94	611,217	0
戸板小学校	教育総務課	5,956.00	302,987	0
港中学校	教育総務課	9,567.66	1,672,514	0
高岡中学校	教育総務課	12,732.52	1,175,209	0
高尾台中学校	教育総務課	11,850.83	1,746,032	0
犀生中学校	教育総務課	6,520.00	1,148,947	0
犀川小学校	教育総務課	5,008.72	634,071	0
材木町小学校	教育総務課	6,743.28	185,735	0
三谷小学校	教育総務課	4,318.81	952,893	0
三馬小学校	教育総務課	7,989.50	83,318	0
三和小学校	教育総務課	7,189.54	753,017	0
四十万小学校	教育総務課	7,556.10	1,084,662	0
紫錦台中学校	教育総務課	7,486.00	140,970	0
芝原中学校	教育総務課	2,706.34	1,161,607	0
十一屋小学校	教育総務課	7,898.26	45,141	0
諸江町小学校	教育総務課	8,106.61	955,169	0
小坂小学校	教育総務課	7,710.04	681,933	0
小将町中学校	教育総務課	7,767.68	1,116,624	0
小将町中学校 特学分校	教育総務課	1,356.95	187,155	0
小立野共同調理場	教育総務課	431.00	0	0
小立野小学校	教育総務課	10,416.90	207,424	0
城南中学校	教育総務課	8,659.87	610,751	0
新神田小学校	教育総務課	6,185.00	667,751	0
新堅町小学校	教育総務課	5,643.00	217,713	0
森山町小学校	教育総務課	7,574.00	257,158	0
森本共同調理場	教育総務課	402.00	45,976	0
森本小学校	教育総務課	6,384.12	67,450	0
森本中学校	教育総務課	10,514.88	1,992,802	0
清泉中学校	教育総務課	10,789.25	2,501,912	0
西小学校	教育総務課	5,915.76	965,295	0
西南部共同調理場	教育総務課	536.57	91,049	0
西南部小学校	教育総務課	8,302.48	1,232,045	0

施設名称	所属課	床面積合計 (㎡)	取得金額 (千円)	改修工事費 (千円)
西南部中学校	教育総務課	11,150.76	802,830	0
西部共同調理場	教育総務課	2,585.30	1,128,191	0
千坂小学校	教育総務課	7,315.75	848,128	0
扇台共同調理場	教育総務課	381.00	0	0
扇台小学校	教育総務課	7,740.00	338,900	0
泉中学校	教育総務課	11,350.43	85,447	0
泉野共同調理場	教育総務課	554.74	97,067	2,309
泉野小学校	教育総務課	8,162.48	1,369,513	0
浅野川小学校	教育総務課	5,591.17	1,349,327	0
浅野川中学校	教育総務課	11,258.12	1,177,257	0
浅野町小学校	教育総務課	5,644.27	283,855	0
大浦小学校	教育総務課	6,496.40	874,089	0
大徳小学校	教育総務課	8,218.30	279,540	0
大徳中学校	教育総務課	10,245.78	1,728,938	0
大野町小学校	教育総務課	3,683.28	188,268	0
中央共同調理場	教育総務課	1,068.55	0	0
中央小学校	教育総務課	10,945.26	1,547,358	0
中央小学校芳齋分校	教育総務課	5,096.00	194,900	0
中村町小学校	教育総務課	7,609.28	793,477	0
朝日小学校	教育総務課	993.00	4,190	0
長坂台小学校	教育総務課	7,272.55	944,563	0
長田中学校	教育総務課	10,639.30	1,590,574	0
長田町小学校	教育総務課	7,080.65	1,164,740	0
田上小学校	教育総務課	5,692.39	593,750	2,887
東浅川小学校	教育総務課	3,492.75	414,768	0
湯涌小学校	教育総務課	3,163.21	1,159,867	0
内川小学校	教育総務課	2,715.57	509,752	0
内川中学校	教育総務課	2,198.31	410,439	0
南小立野共同調理場	教育総務課	297.80	65,468	0
南小立野小学校	教育総務課	6,111.20	154,186	0
馬場小学校	教育総務課	4,676.31	727,376	0
俵小学校	教育総務課	2,205.98	295,892	0
不動寺小学校	教育総務課	4,298.36	578,043	0
富樫小学校	教育総務課	5,940.70	154,631	0
伏見台小学校	教育総務課	8,133.02	299,983	0
米丸小学校	教育総務課	8,348.23	730,283	0
米泉共同調理場	教育総務課	272.56	47,902	0
米泉小学校	教育総務課	7,887.92	1,275,863	0
北部共同調理場	教育総務課	2,802.77	1,363,789	0
北鳴中学校	教育総務課	10,124.19	1,793,325	0
味噌蔵町小学校	教育総務課	6,399.10	339,221	0
明成小学校	教育総務課	7,226.43	1,891,588	0
鳴和中学校	教育総務課	11,938.80	1,177,612	83,790
木曳野小学校	教育総務課	7,275.63	791,471	0
野町小学校	教育総務課	5,945.58	342,635	0
野田中学校	教育総務課	12,003.30	1,244,889	0
弥生小学校	教育総務課	5,587.00	0	0
夕日寺小学校	教育総務課	3,666.50	124,067	0
緑共同調理場	教育総務課	653.69	159,250	0
緑小学校	教育総務課	8,039.00	386,173	0
緑中学校	教育総務課	9,672.55	1,215,612	0

施設名称	所属課	床面積合計 (㎡)	取得金額 (千円)	改修工事費 (千円)
金沢市教育プラザ富樫	地域教育センター	11,446.32	239,999	0
金沢市教育プラザ富樫相談センター此花	地域教育センター	2,430.92	817,688	0
粟崎公民館	生涯学習推進課	349.38	45,425	0
安原公民館	生涯学習推進課	632.44	221,657	0
鞍月公民館	生涯学習推進課	330.29	50,149	0
押野公民館	生涯学習推進課	462.35	119,335	0
花園公民館	生涯学習推進課	336.55	49,284	0
額公民館	生涯学習推進課	418.61	52,902	0
菊川町公民館	生涯学習推進課	389.20	63,180	0
金石町公民館	生涯学習推進課	480.64	72,390	0
戸板公民館	生涯学習推進課	390.00	70,465	0
此花町公民館	生涯学習推進課	301.57	100,190	0
犀川公民館	生涯学習推進課	65.00	7,192	0
材木町公民館	生涯学習推進課	288.58	0	0
崎浦公民館	生涯学習推進課	458.70	66,745	0
三谷公民館	生涯学習推進課	415.60	117,680	0
三馬公民館	生涯学習推進課	404.92	120,946	0
三和公民館	生涯学習推進課	428.55	68,421	0
諸江公民館	生涯学習推進課	519.56	123,085	0
小坂公民館	生涯学習推進課	337.75	0	0
小立野公民館	生涯学習推進課	480.67	0	0
松ヶ枝公民館	生涯学習推進課	458.00	76,070	0
松寺公民館	生涯学習推進課	349.80	76,331	0
松声庵	生涯学習推進課	188.34	0	50,852
城南公民館	生涯学習推進課	989.47	0	0
新神田公民館	生涯学習推進課	389.99	62,612	0
新豎町公民館	生涯学習推進課	511.95	98,305	0
森山公民館	生涯学習推進課	403.95	64,591	0
森本公民館	生涯学習推進課	459.95	85,850	0
西公民館	生涯学習推進課	428.83	91,419	0
西南部公民館	生涯学習推進課	578.99	105,153	0
千坂公民館	生涯学習推進課	470.69	146,970	0
扇台公民館	生涯学習推進課	611.10	150,933	0
浅野川公民館	生涯学習推進課	359.96	62,007	0
浅野町公民館	生涯学習推進課	340.41	44,255	0
大徳公民館	生涯学習推進課	810.00	172,560	0
大野町公民館	生涯学習推進課	204.79	22,195	0
中央公民館	生涯学習推進課	1,063.37	0	0
中央公民館彦三館	生涯学習推進課	2,998.40	1,074,784	0
中村町公民館	生涯学習推進課	384.69	7,107	0
長町研修館	生涯学習推進課	2,774.38	56,569	0
長町公民館	生涯学習推進課	445.49	96,293	0
長田町公民館	生涯学習推進課	401.12	98,310	0
内川公民館	生涯学習推進課	330.38	82,438	0
二塚公民館	生涯学習推進課	328.81	0	0
馬場公民館	生涯学習推進課	389.94	55,761	0
瓢箪町公民館	生涯学習推進課	403.73	60,596	0
富樫公民館	生涯学習推進課	427.69	45,463	0
伏見台公民館	生涯学習推進課	378.15	0	0
米丸公民館	生涯学習推進課	340.27	0	0

施設名称	所属課	床面積合計 (㎡)	取得金額 (千円)	改修工事費 (千円)
米泉公民館	生涯学習推進課	376.45	0	0
芳斉公民館	生涯学習推進課	342.24	8,516	0
味噌蔵町公民館	生涯学習推進課	449.04	114,269	0
弥生公民館	生涯学習推進課	389.54	57,348	0
薬師谷公民館	生涯学習推進課	437.29	87,261	0
夕日寺公民館	生涯学習推進課	332.88	52,160	0
温水プール	スポーツ振興課	2,680.00	146,780	0
城西市民体育館	スポーツ振興課	1,197.00	0	0
城東市民体育館	スポーツ振興課	1,534.95	437,047	0
城南市民体育館	スポーツ振興課	994.93	45,400	0
城北市民体育館	スポーツ振興課	990.59	43,699	0
森本市民体育館	スポーツ振興課	1,197.00	126,450	0
西部市民体育会館	スポーツ振興課	3,159.54	445,900	0
浅野川市民体育館	スポーツ振興課	1,270.02	251,240	0
総合プール	スポーツ振興課	1,258.49	47,203	0
総合体育館	スポーツ振興課	12,949.96	2,713,865	0
中央市民体育館	スポーツ振興課	4,183.12	980,500	0
玉川図書館	玉川図書館	6,356.86	0	0
泉野図書館	泉野図書館	9,410.84	3,945,312	0
監査対象計	218 件	1,034,204.58	127,856,332	377,558
公共用財産総計	539 件	1,260,509.66	177,802,230	1,909,174

学校施設耐震診断・工事履歴(第2章第3節27頁の参考)

		学校耐震診断・耐震工事履歴 1										
学校名	建物	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
千坂小	校舎	診断	設計 工事							診断		設計(診断)
鞍月小	校舎	診断	設計 工事									
押野小	校舎	診断	設計 工事									
味噌蔵町	体育館	設計 工事										
馬場小	体育館	設計 工事										
新押田小	体育館	設計 工事										
野町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事								
夕日寺小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事								
諸江町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
十一屋小	体育館		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
花園小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
戸板小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
田上小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
扇台小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
三和小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
木曳野小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
野田中	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
鳴和中	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
小坂小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
栗崎小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
中村町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
緑小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
南小立野	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
不動寺小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
十一屋小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
高岡中	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
大浦小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
長坂台小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
森本小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
額小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
浅野町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
伏見台小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
大徳小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
材木町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
菊川町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
小立野小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							
森山町小	校舎		診断 設計 工事	設計 工事	設計 工事							

学校耐震診断・耐震工事履歴 2

学校名	建物	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
額小	体育館									診断	
大徳小	体育館									診断	
戸板小	体育館									診断	
伏見台小	体育館									診断	
弥生小	体育館									診断	
三馬小	体育館									診断	
緑小	体育館									診断	(診断)
俵小	体育館									診断	
富樫小	体育館									診断	
額中	体育館									診断	
大野町小	体育館									診断	
高岡中	体育館									診断	
南小立野小	体育館									診断	
鞍月小	体育館									診断	
栗崎小	体育館									診断	
小立野小	体育館									診断	
兼六中	体育館									診断	
森本小	体育館									診断	
泉中	体育館									診断	(診断)
西南部中	校舎									診断	(診断)
額中	校舎									診断	設計
泉中	校舎									診断	
城南中	校舎									診断	
紫錦台中	体育館									診断	
西南部中	体育館									診断	(診断)

学校耐震診断・耐震工事履歴 3

学校名	建物	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
芳育分校	校舎										診断
新鷺町小	校舎										診断
医王山小中	校舎										診断
新神田小	校舎										診断 (設計)
米丸小	校舎										診断 (設計)
野町小	体育館										診断
犀川小	体育館										診断
花園小	体育館										診断
押野小	体育館										診断
三和小	体育館										診断
木曳野小	体育館										診断
田上小	体育館										診断
扇台小	体育館										診断
浅野川中	校舎										診断
金石中	校舎										診断
高尾台中	校舎										診断
長田中	校舎										診断
緑中	校舎										診断
野田中	体育館										診断
高尾台中	体育館										診断
東浅川小	校舎										診断
千坂小	体育館										診断
犀川小	校舎										診断
中央小	校舎										診断
中央小	体育館										診断
味噌蔵町小	校舎										診断
大野町小	校舎										診断
三馬小	校舎										診断
富樫小	校舎										診断
弥生小	校舎										診断
菊川町小	体育館										診断
材木町小	体育館										診断
森山町小	体育館										診断
大浦小	体育館										診断
不動寺小	体育館										診断
長坂台小	体育館										診断
芳育分校	体育館										診断
新鷺町小	体育館										診断
紫錦台中	校舎										診断
兼六中	校舎										診断
緑中	体育館										診断
浅野川中	体育館										診断
()は補正予算											